

人と自然が織りなす

笑顔・活力創造都市

新市まちづくり計画

(新市建設計画)

平成25年 3月変更

新城市

平成16年8月

新城市・鳳来町・作手村合併協議会

目 次

第Ⅰ編 序論	1
第1章 合併の必要性和効果及び留意点	1
1 合併の必要性	1
2 合併の効果	4
3 合併の留意点	7
第2章 計画策定の方針	9
1 計画の趣旨	9
2 計画の構成	9
3 計画の期間	9
第Ⅱ編 合併市町村の概要	11
第1章 各市町村の概要	11
1 位置と地勢	11
2 人口・世帯数・産業構造	14
3 土地利用及び生活基盤	21
4 日常生活圏	31
5 財政の状況	34
6 大規模プロジェクト	41
第2章 関連計画の把握	42
1 広域計画	42
2 各市町村の総合計画	44
第3章 住民アンケート調査結果	46
1 地域の現状について	46
2 地域の将来像について	53
第4章 新市の主要課題	55
1 抽出概念図	55
2 新市の主要課題	56
第Ⅲ編 主要指標の見通し(将来予測)	59
第1章 目標年次	59
第2章 人口の見通し	59
1 総人口	59
2 年齢3区分別人口	61
第3章 世帯数の見通し	62
第4章 就業人口の見通し	63
1 総就業人口	63
2 産業別就業人口	64
第5章 主要指標見通しのまとめ	65

第Ⅳ編 新市のまちづくり基本方針	67
第1章 新市の将来像	67
第2章 新市の基本理念	68
第3章 新市の基本方針	69
1 基本方針体系図	69
2 基本方針	70
第4章 新市の土地利用構想	72
1 新市域全体構想	72
2 新市拠点整備の方針	73
3 地域別整備の方針	73
第Ⅴ編 新市の施策	75
第1章 施策の体系	75
第2章 主要施策	77
1 自然環境の保全と共生のまちづくり	77
2 活力あふれる産業振興のまちづくり	79
3 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり	82
4 健康と安全・安心のまちづくり	84
5 個性を磨く教育・文化のまちづくり	87
6 住民参加と協働のまちづくり	90
7 健全な行財政運営をめざすまちづくり	94
第Ⅵ編 愛知県事業の推進	97
第1章 愛知県の役割	97
第2章 新市における主な愛知県事業	97
1 自然環境の保全と共生のまちづくり	97
2 活力あふれる産業振興のまちづくり	97
3 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり	98
4 健康と安全・安心のまちづくり	98
第3章 愛知県への要望事業	99
第Ⅶ編 公共的施設の適正配置と統合整備	101
第Ⅷ編 財政計画	103
第1章 前提条件の設定	103
1 歳入	103
2 歳出	104
第2章 歳入歳出の見通し	105
1 歳入	105
2 歳出	106
第Ⅸ編 新市まちづくり計画の推進	107
第1章 地域審議会の設置	107
第2章 主要施策の具体化	107
第3章 計画実現に向けた体制づくり	107
参考資料	109

第 I 編 序論

第 I 編 序論

平成12年4月1日、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行され、これまでの中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへの転換、言い換えれば地方自治を担う基礎的自治体と構成員である住民自身の自己決定権の拡大が法的に保障されたといえます。私たちは、今こそ地方分権の趣旨を高く掲げ、様々な社会情勢や複雑化・多様化する住民ニーズから生まれる諸課題に対応可能な、21世紀にふさわしい地方自治体としてのあるべき姿を創造していかなければなりません。

本計画では、新城市・鳳来町・作手村が合併した場合の新市の姿や発展の方向性、主要な施策等を示し、当地域の総合的な将来像を明らかにしていきますが、まずは、「なぜ今、市町村合併が必要なのか」を検証します。

第1章 合併の必要性和効果及び留意点

1 合併の必要性

(1) 住民生活圏の拡大

道路交通網の整備とモータリゼーションの進展に加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信手段の著しい発展により、通勤・通学、買物、医療・救急、廃棄物処理など、地域住民の日常生活や社会活動の行動範囲は、市町村の区域を越えて飛躍的に拡大しています。

そのため、各種公共サービスの受益（サービスの受け手）と負担（納税などによるコスト負担者）の不一致が広がってきており、日常生活に即したまちづくりを進めることが求められています。特に住民の日常生活に密着する交通体系の整備や廃棄物処理、救急・防災体制の整備、福祉サービスなどについては、受益と負担のあり方を日常行動圏や生活圏と合致した広域的視点で見つめ直す必要があります。

【図表】通勤先として考えられる範囲

(左の数字は回答数・()内は比率%)

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
居住地	新城市 973 (81.8)	豊川市 655 (55.1)	鳳来町 629 (52.9)	一宮町 570 (47.1)	豊橋市 517 (43.5)
	鳳来町 442 (77.7)	新城市 433 (76.1)	豊川市 210 (36.9)	豊橋市 163 (28.6)	作手村・設楽町 143 (25.1)
	作手村 125 (79.6)	新城市 117 (74.5)	鳳来町 87 (55.4)	豊川市 70 (44.6)	岡崎市 58 (36.9)

【図表】主な食料品・日用品の買い物先として考えられる範囲

(左の数字は回答数・()内は比率%)

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
居住地	新城市	新城市 1,154 (97.1)	豊川市 692 (58.2)	一宮町 512 (43.1)	豊橋市 467 (39.3)	<u>鳳来町</u> 163 (13.7)
	鳳来町	<u>新城市</u> 522 (91.7)	鳳来町 496 (87.2)	豊川市 208 (36.6)	豊橋市 142 (25.0)	一宮町 101 (17.8)
	作手村	作手村 139 (88.5)	<u>新城市</u> 129 (82.2)	豊川市 73 (46.5)	岡崎市 63 (40.1)	豊橋市 41 (26.1)

【図表】病院・医院等の利用先として考えられる範囲

(左の数字は回答数・()内は比率%)

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
居住地	新城市	新城市 1,163 (97.8)	豊橋市 379 (31.9)	豊川市 325 (27.7)	<u>鳳来町</u> 132 (11.1)	一宮町 107 (9.0)
	鳳来町	鳳来町 518 (91.0)	<u>新城市</u> 498 (87.5)	豊橋市 131 (23.0)	豊川市 90 (15.8)	浜松市 37 (6.5)
	作手村	<u>新城市</u> 135 (86.0)	作手村 125 (79.6)	豊川市 35 (22.3)	豊橋市 34 (21.7)	岡崎市 33 (21.0)

※ 図表は、平成14年9月に新城南北設楽広域市町村圏協議会が実施した住民アンケートの結果で、「日常生活圏として考えられる範囲（複数回答可）」の設問から3市町村関係分を抜粋したもの。下線 は、居住地以外の3市町村を回答したもの。

比率%は総回答数に対する割合。

(2) 過疎化と少子高齢社会への対応

当地域の人口は、新城市を除き「昭和の大合併（昭和30年代前半）」以降減少を続け、平成12年の国勢調査人口ベースで比較すると、地域全体では、昭和35年対比で89.5%（6,288人減）、昭和55年対比で98.8%（636人減）の比率となっています。また、平成12年の高齢化率は地域全体で23.0%（新城市：20.1%、鳳来町：28.3%、作手村：32.3%）と、愛知県平均（14.5%）や全国平均（17.3%）を大きく上回る一方、14歳以下の年少人口は、14.8%と平成2年対比で4.3ポイントの減少となっています。

※ 統計資料は、P14・15 第Ⅱ編「合併市町村の概要」を参照

少子高齢化現象は、全国的傾向として今後も続くことが予想される中、当地域は、中山間地域の山間部における過疎化問題も抱えており、人口の減少や少子高齢化傾向は、ますます顕著になるものと考えられます。そして、そうした状況から生まれ

る労働人口の減少や農林業など地場産業の担い手不足、福祉・医療面での負担増加や地域コミュニティ活力の低下など、地域における納税者（生産年齢人口）の減少による税収の低下と、高齢者福祉や少子化対策などの新たな行政サービス需要の増加とのアンバランスに対処するためには、様々な角度からの支援体制などにより総合的に対応していくことが必要となっています。

合併は、こうした地域の実情や特性を総合的に見つめ直す絶好の機会であり、合併を契機にこれまでの市町村の範囲を越えた新たな行政サービスの展開や、今後、急速に需要が拡大することが予想される保健・医療・福祉分野への適切な人員配置など、サービスの多様化への対応が可能になります。

（３）地方分権型社会と住民ニーズの質的变化への対応

地方分権の推進は、国と地方の役割分担や地方自治体の体制強化、住民自治の精神に沿った住民と行政の新たな関係を築くことであり、国に依存してきた中央集権体制を見直し、住民自治を基盤とした自己決定・自己責任の行政体制への転換を意味します。また、住民自身の意識や価値観も、長引く景気低迷や雇用不安など様々な社会不安を反映して、物質的な豊かさから心の豊かさへと着実に変化し、ゆとりや自己実現を求める志向が高まりをみせています。

合併は、地方分権の受け皿として、住民が望む専門的かつ高度なサービス提供を果すための職員の再配置を可能とし、従来の行政主導型行政に替わって、住民の意識や価値観を行政運営に活かす協働型行政への転換を進めるなど、肥大化した行政の守備範囲を見直す地方自治改革の絶好の機会であるといえます。

（４）財政基盤悪化への対応

当地域は、自主財源が乏しく、歳入に占める地方交付税の割合(平成14年度決算：新城市21.2%、鳳来町35.8%、作手村49.2%)が非常に高くなっており、地方交付税が、道路、学校などの公共施設の整備や児童・高齢者への福祉サービスを展開するうえでの必要不可欠な財源となっています。

一方、国においては、膨大な財政赤字を解消するため、国と地方の財源配分について抜本的な見直しを行うことを検討しており、地方交付税についても大幅な減額が予想されます。

こうした中、引き続き将来にわたって行政サービスの水準を維持していくためには、地場産業の振興や地域経済の活性化による税源確保への努力や簡素で効率的な行財政運営を心がける一方、合併によるスケールメリット（※）を活かした行財政基盤の強化や重点的振興策の実施を図る必要があります。

※ スケールメリット：規模を大きくして得られる効果・利益。

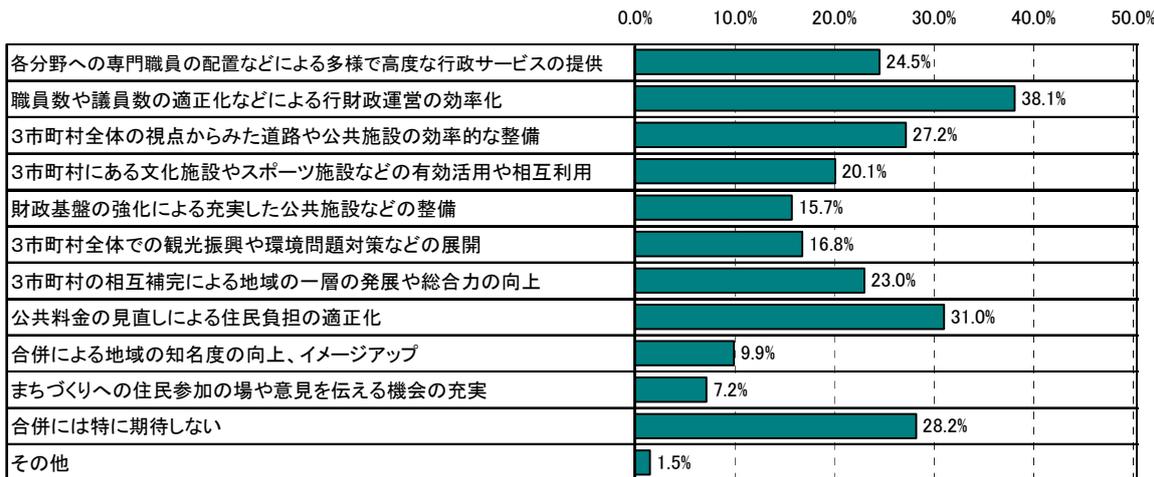
2 合併の効果

(1) 合併効果への期待

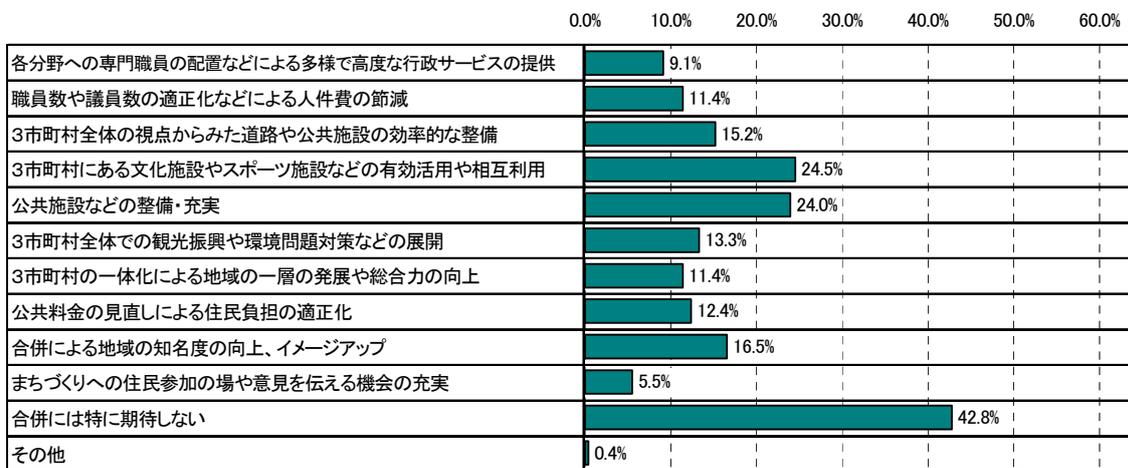
本計画の策定にあたり、住民の方々（18歳以上及び中学3年生）を対象に行った住民アンケート調査の中から、合併した場合の効果への期待をまとめました。

【図表】 合併した場合にどのような効果を期待しますか？（3つまで回答可）

《3市町村の18歳以上の住民 2,777人》



《3市町村の中学3年生 526人》



※ 平成15年9月実施の「新市まちづくり計画策定のための住民アンケート調査（18歳以上：回答数2,777人、中学3年生526人）」より抜粋。

18歳以上では、「職員数や議員数の適正化による行財政運営の効率化」をはじめ、「住民負担の適正化」、「道路・公共施設の効率的整備」、「専門職員の配置、多様で高度な行政サービスの提供」を回答した割合が高く、一方、中学生では、「合併に期待しない」が最も多く、次いで「文化・スポーツ施設の有効・相互活用」、「公共施設などの整備」、「知名度の向上、イメージアップ」の順に回答数が多くなっています。

(2) 合併の効果の検証

前頁の住民アンケート調査の結果を踏まえ、3市町村の合併によって期待できる効果について、以下のとおりまとめました。

①行政運営の効率化

- ・ 合併後の新市においては、総務や企画などの管理部門を統合することで職員定数を削減することが可能となり、また、複雑・多様化する住民ニーズに対応した組織の再編や専門的な知識を有する人材の配置も可能となります。
- ・ 現在、3市町村で行う広域行政事務は、新市発足後、新市の事務として行うことになるため、市町村間の調整や組合議会の議決が不要となるなど、事務処理や意思決定の迅速化が図られます。
- ・ 3市町村の各種委員会（教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会ほか）や各種審議会等の附属機関などが一つになることにより、委員会等に従事する人員の削減が可能となります。

②財政運営の効率化

- ・ 今後一層厳しくなることが予想される財政状況の中にあって、財政規模の拡大による弾力的な財政運営や資金運用が可能となります。
- ・ 首長などの特別職が3分の1になり、議員も現在の45人（条例定数は46人）から削減（法定定数は30人以内）されます。また、各市町村に共通する部門の職員数を定員適正化計画に基づき、順次削減することが可能であり、経費の節減につながります。
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づく15年間の地方交付税の特例措置が講じられるとともに、合併特例債の活用が可能となります。従来の市町村の単位では不可能だった大規模な投資や各種プロジェクトへの取り組みが可能となります。
- ・ 将来の財政運営を圧迫しない行財政運営を基本に、地域内の均衡ある発展や地域課題の解消に向けた産業振興策や雇用対策、交流拠点・道路交通網の整備、定住人口の確保などの分野での重点的投資が可能となります。
- ・ 電算システムの統合による保守管理費用の削減や各種申請書の様式統一による印刷費の削減など、省資源、省エネルギー対策を通じた行政コストの削減が可能となります。

③行政サービスの高度化と利便性の向上

- ・ 住民からの要望が高い保健・福祉部門に、専門職員や住民ボランティアを増強配置するなど、住民ニーズに対応したきめ細かなサービスが可能となります。
- ・ 日常行動圏や生活圏と合致した地域での文化、スポーツ、福祉などに関する利用可能な公共的施設が増加するなど、広域的な利便性が高まります。

④広域的視野でのまちづくり・施策の展開

- ・ 水源かん養や森林育成など、豊富な森林資源を活かした地域活性化策や産業振興策をより広域的な立場から展開することが可能となります。
- ・ 現在、新城南北設楽広域市町村圏協議会や新城広域事務組合などにおいて、多くの共同事務を処理していますが、合併を契機に、より一体的な取り組みが可能となります。
- ・ これまで各市町村が個別に要望したり、整備を進めてきた道路について、新市内を有機的に結ぶ一体的な整備が可能となるほか、新市として、高規格道路や幹線道路のネットワーク整備について、より広域的視点に立った要望が可能となります。
- ・ 豊かな自然環境や歴史的風土に育まれてきた多くの観光資源を活かし、より広域的な観光ネットワークを形成することが可能となります。
- ・ 環境問題や景観保全対策は、広域的な取り組みが不可欠であり、開発に対する規制や公害対策、地球温暖化対策などを広域的に統一して実施することが可能となります。
- ・ 介護保険の分野では、事業規模の拡大による効率的で安定した運営を可能とし、介護サービスメニューの選択肢が広がります。
- ・ 救急・消防の分野では、事務委託により一体的な事業が行われていますが、合併後は地域防災計画などの危機管理体制の一元化が可能となるなど、安全対策の充実が図られます。

⑤教育環境の整備と教育・文化水準の向上

- ・ 住民の多様化・高度化する学習ニーズに対応した日常的な生涯学習施設の相互利用や施設整備が可能となるほか、地域内交流の拡大により、講師等の人材の確保や広範なイベント・研修会の開催が可能となります。
- ・ 学校教育の中に、資料館や博物館などの地域内社会教育施設を組み込む選択肢が広がり、施設の有効利用が可能となります。

⑥地域性・バランスに配慮した公共的施設の適正配置

- ・ 広域的視野で、より充実した機能を持つ施設の整備や地域性と地域バランスに配慮した地区公民館などの公共的施設の配置、運動施設や文化施設などの既存類似施設の規模や機能に応じた有効活用が可能となります。

⑦地域のイメージアップと総合的活力の増進

- ・ 新市の発足により、人口5万3千人、面積499km²という愛知県一の面積を持つ広大な市が誕生します。しかも、都市的機能を有する地域から中山間地域・高原地域を併せ持つ、多種多様の地域資源に恵まれた地域となります。こうした地域資源を核とした施策の展開により、情報発信力が強化され、地域イメー

シの向上が期待できます。

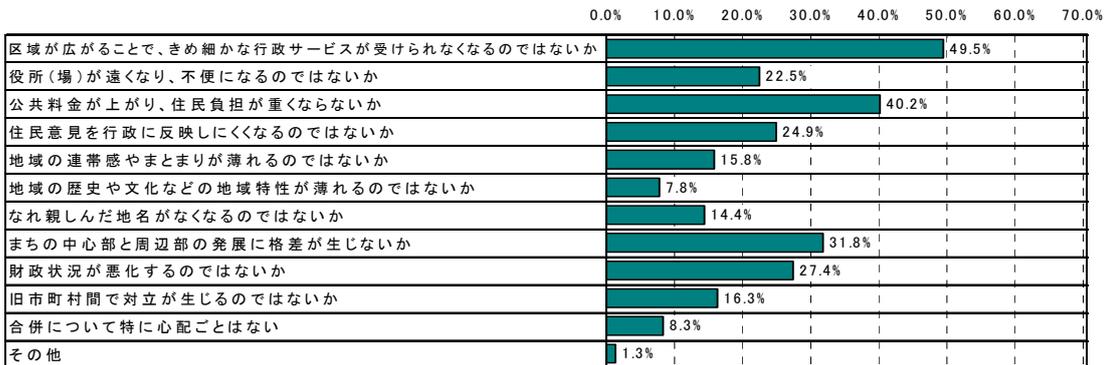
- ・ 地域イメージが向上することにより、停滞する農林業や商工業に対する新たな投資や新産業創出の可能性が広がるとともに、企業誘致による雇用確保や定住人口の増加が期待されます。
- ・ 安定的な税収の確保やスケールメリットを活かした施策の展開、さらに住民と行政の協働による地域づくり活動の推進が、地域の総合的な活力と豊かさの増進につながります。

3 合併の留意点

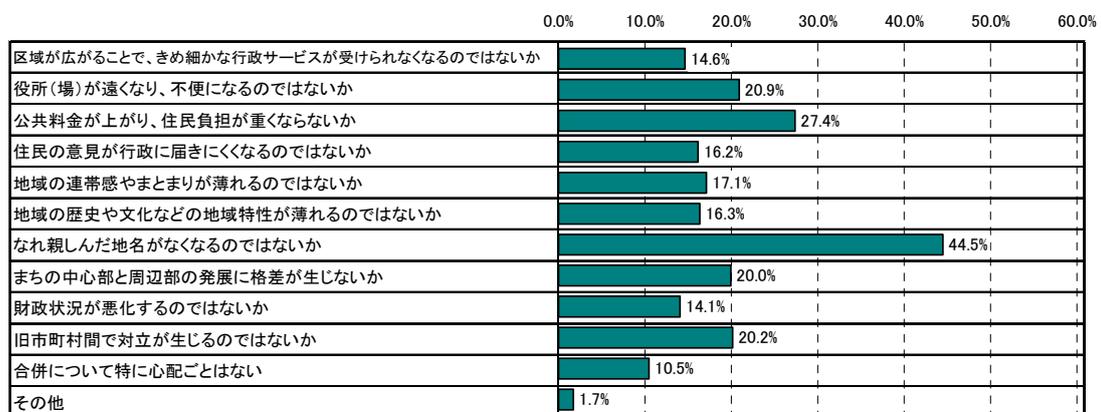
本計画の策定にあたって実施した住民アンケート調査では、住民の合併に対する不安として、以下のような結果が得られました。今後、合併を進めていくうえでは、こうした住民不安を解消することが不可欠であり、「新市の一体性の速やかな確立」と「均衡ある発展」を念頭に、各市町村（地域）の特色を活かしつつ、新たな魅力にあふれる地域を創造するよう努めなければなりません。

【図表】 合併した場合どんなことが心配ですか？（3つまで回答可）

《3市町村の18歳以上の住民 2,777人》



《3市町村の中学3年生 526人》



※ 平成15年9月実施の「新市まちづくり計画策定のための住民アンケート調査（18歳以上：回答数2,777人、中学3年生526人）」より抜粋。

①行政サービスの内容と住民負担

これまで、それぞれの市町村において地域独自の施策を展開し、行政サービスを行ってきましたが、合併後の新市においてすべての行政サービスを現在の水準で引き続き行うことは、厳しい財政状況のもとでは難しいと考えられます。

そこで、合併にあたっては、人口や財政規模によるサービス内容の違いを地域特性に配慮しながら調整し、新市における適正なサービス水準と住民負担を定め、新市の速やかな一体性の確立と公平性の確保をめざす必要があります。

②行政区域の拡大と地域格差

行政区域の拡大に伴い、「きめ細かな行政サービスが受けられなくなる」、「役所（役場）が遠くなり不便になる」、「新市の中心部だけが発展して周辺部が取り残される」などの不安の声が多いため、現在の役所（役場）を総合支所として残し、中山間地域の新たな行政体制を確立する必要があります。

また、少子化の進展による学校・保育所の統合問題については、合併により校区の再編や施設の統合も考えられますが、地域コミュニティの活動拠点としての役割を踏まえ、地元との話し合いを進めながら慎重に検討していく必要があります。

③財政状況と職員の適正配置

合併当初は規模の類似した他の市町村と比べ職員数が多く、人件費等による「財政状況の悪化」が懸念されるため、中長期的な定員適正化計画による人件費の抑制と事務の効率化による経費削減に努め、健全な財政運営を図る必要があります。

また、多様化する住民ニーズに対応するため、組織の再編や専門性の高い職員の配置をはじめ、新たな行政機構を検討する必要があります。

④住民意見の反映

合併により、議会の議員数の減少、地域的に偏った議員構成となる場合があることにより、身近に相談できる議員が少なくなり、「住民の意見が行政に届きにくくなるのではないか」という懸念があるため、住民の意見を反映させる制度を確立する必要があります。

こうした中、地方自治法が改正され、住民自治の強化を図る地域自治区の制度が導入されました。こうした制度導入の背景なども踏まえ、地域における住民自治制度を検討していく必要があります。

⑤中学生アンケートでの合併に対する不安

中学生アンケートでは、「なれ親しんだ地名がなくなるのではないかな」という不安の声が最も多く、また「旧市町村間で対立が生じるのではないかな」という回答も多いことから、地域への愛着心の強さがうかがえます。

それぞれの地域のすばらしさを再認識したうえで、合併することによって、より魅力的な地域を築き上げ、後世に引き継いでいくことが求められています。

第2章 計画策定の方針

1 計画の趣旨

本計画は、3市町村が合併した場合の新市のまちづくりを、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しながら、合併に伴う新市の将来構想とその実現をめざした発展的なまちづくりのための基本方針をはじめ、具体的施策の方向性や財政計画について明らかにします。

また、新市は、3市町村における各総合計画の基本構想及び基本計画等の理念を総合的に継承し、これまで3市町村が育ててきた特性を尊重・発展させ、住民と行政のパートナーシップに基づく「協働のまちづくり」を推進します。

なお、本計画は、特に合併時に想定される主要な方針等を掲げたものであり、新市のまちづくりに関するより詳細で具体的な内容については、新市総合計画に委ねることとします。

2 計画の構成

この計画は、

- I 序論（合併の必要性と効果・留意点、計画策定の方針）
- II 合併市町村の概要（概要、関連計画、住民アンケート調査結果、主要課題）
- III 主要指標の見通し（目標年次、人口・世帯数・就業人口の見通し）
- IV 新市のまちづくり基本方針（将来像、基本理念、基本方針、土地利用構想）
- V 新市の施策（施策の体系、主要施策）
- VI 愛知県事業の推進（県の役割、主な県事業、県への要望事業）
- VII 公共的施設の適正配置と統合整備
- VIII 財政計画（前提条件設定、歳入歳出の見通し）
- IX 新市まちづくり計画の推進（地域審議会、施策の具体化、体制づくり）

の9本の柱によって構成します。

3 計画の期間

まちづくりの基本方針は、新市の将来を展望した長期的視野に立ったものとし、主要事業は合併後15年間（うち平成17年度から23年度までを前期計画、以降を後期計画）、財政計画は平成14年度をベースに合併年度及びこれに続く15年度間（平成17年度から32年度まで）を想定したものとし、地方交付税、地方債等の依存財源を過剰に見積もることのないよう配慮します。

なお、後期計画の具体的な施策及び概算事業費は、適正な時期に財政計画と併せて見直しを行うこととします。

第Ⅱ編 合併市町村の概要

第Ⅱ編 合併市町村の概要

第1章 各市町村の概要

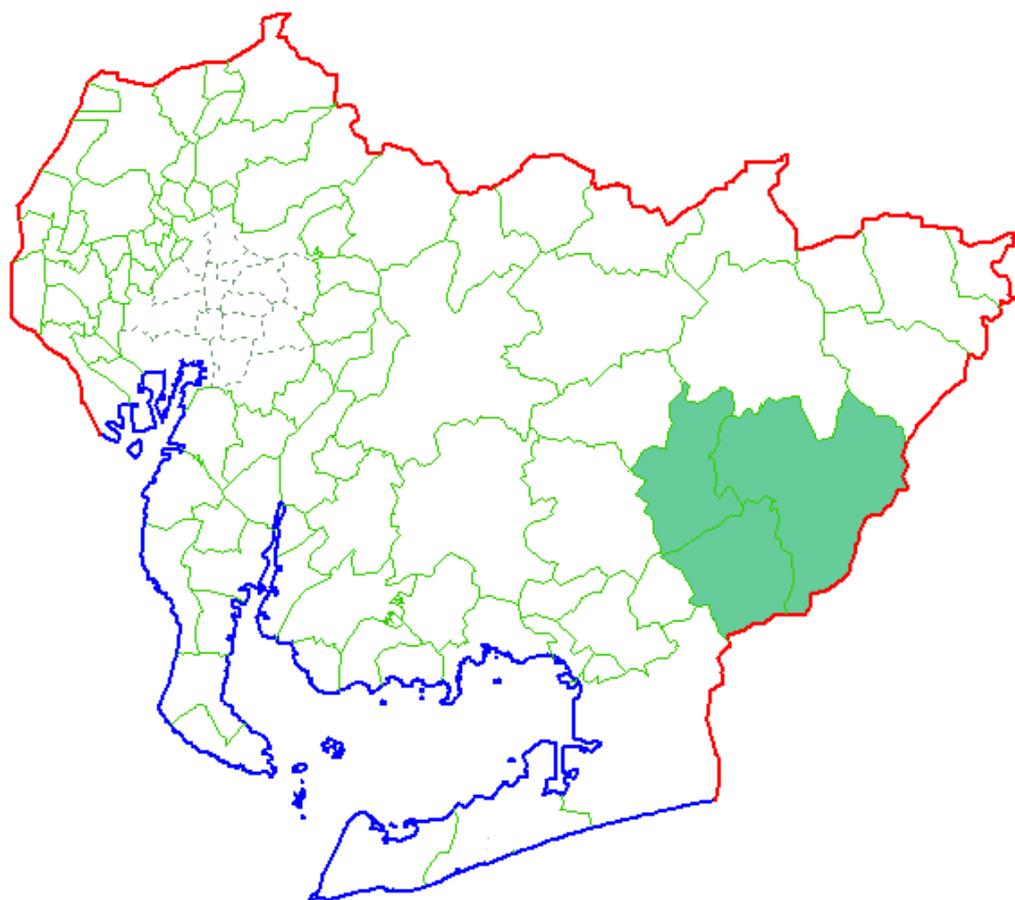
1 位置と地勢

新城市・鳳来町・作手村3市町村は、愛知県の東端、東三河のほぼ中央に位置し、東は静岡県に接しています。地形や植生といった自然環境の豊かさから、国定公園や県立自然公園に指定されている区域が広がっています。

3市町村の大半は森林であり、新城市、鳳来町、作手村3市町村が属する豊川水系と、作手村が属する矢作川水系の水源かん養の役割を果たすとともに、地球温暖化防止などの多様な機能をもっている地域であるといえます。

3市町村の年間平均気温は、平坦部で約 15℃、山間部では約 12℃となっており、比較的温暖な地域とやや冷涼な地域に分かれています。

【図表】 3市町村の愛知県内における位置



● 3 市町村の概要

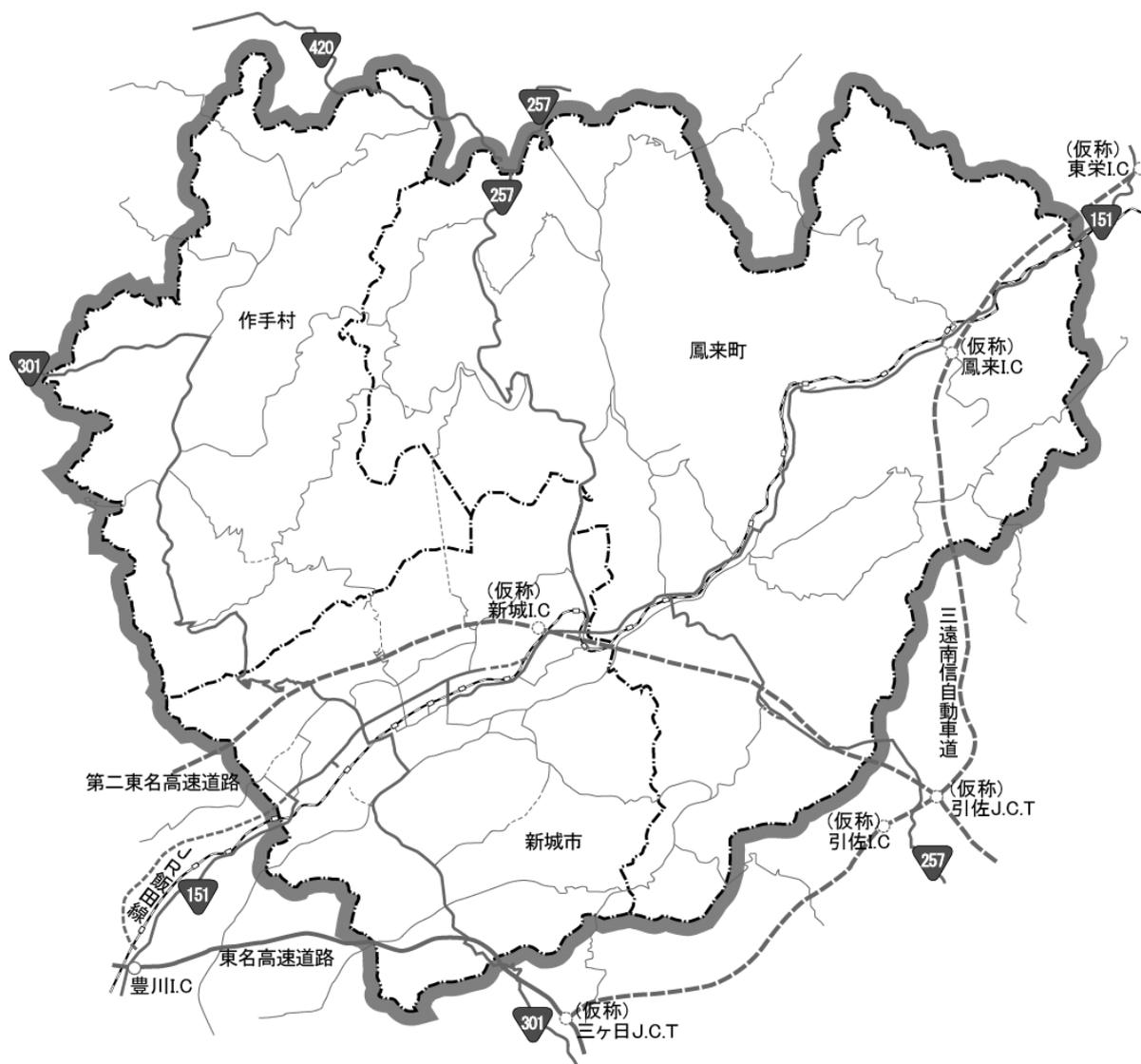
新 城 市	鳳 来 町	作 手 村
<p>市域の中央を豊川が東西に流れ、北に雁峰山、本宮山、南に弓張山脈が連なり山にはさまれた形で平地が広がった地形となっています。</p> <p>3 市町村の中では、都市的機能の基盤となる道路、宅地などの比率が最も高く、産業別就業者数では、第 2 次産業の製造業、第 3 次産業の卸売・小売業・飲食店及びサービス業への就業者が多くみられます。</p> <p>また、天正 3 年に設楽原において繰り広げられた長篠・設楽原の戦いで戦死した両兵士の霊をなぐさめるための「火おんどり」をはじめ、城下町の名残の町衆による能、市内各神社の祭礼歌舞伎など、多くの伝統的な芸能が住民により大切に受け継がれるなど、歴史が息づいているまちです。</p> <p>春には豊川の河岸に広がる桜淵公園が桜で埋め尽くされ、秋には市内のあちらこちらに真っ赤な彼岸花が彩りを添えるなど四季を通じて、いろいろな自然の恵みを楽しむことができます。</p>	<p>鳳来寺山を中央に配し、東西南北に山並みが延び、南は狭まって東三河平野部に向かって突き出た地形となっており、森林面積の占める割合は約 92% で、森林資源の豊かさがかえります。</p> <p>産業別就業者数は、第 2 次産業の製造業、第 3 次産業の卸売・小売業・飲食店及びサービス業への就業者が多くみられます。</p> <p>町内には長篠城趾、鳳来寺山、鳳来山東照宮、阿寺の七滝などの史跡・名勝や文化財が数多くあり、町全体が歴史・文化における「屋根のない博物館」といえます。</p> <p>また、水と緑の豊かな自然に恵まれ、湯谷温泉や鳳来寺山、乳岩峡などでは、四季折々の自然を満喫することができます。</p> <p>さらに、県内一の生産を誇る梅を使った梅酒・梅アイス・梅うどん・梅ジャムなどの加工品をはじめ、五平もち、鳳来茶などの名物・特産品も、町を訪れる観光客などから喜ばれています。</p>	<p>三河高原の南端に位置し、北部を愛知高原国定公園、南西部を本宮山県立自然公園が占める平均標高 550m の自然環境豊かな「高原の村」です。</p> <p>村の 88% が森林で南北地域は、本宮山、雁峰山、竜頭山など 600～800m 級の山々が連なり、急峻な地形となっている一方、中央部は、ほ場整備された肥沃な水田が広がる「米どころ」として知られ、さらに近年は高原性気候を活かしたトマトや鉢花栽培が盛んに行われています。</p> <p>産業別就業者数は、第 1 次産業では農業、第 2 次産業では製造業、第 3 次産業ではサービス業への就業者が多くみられます。</p> <p>また、年間 2,300 ミリを超える降雨は、アマゴのはねる清流や変化に富んだ溪谷を形づくり、村のいたるところに湿原も見られます。中でも中間湿原として東海地方最大級の規模を誇る「長ノ山湿原」は、サギソウ、トキソウ、ウメバチソウ、モリアオガエル、ヒメヒカゲなどの貴重な動植物が見られ、多くの来訪者で賑わっています。</p>

●交通条件

3市町村の主な交通基盤は、広域幹線道路では東名高速道路、国道151号、257号、301号、420号、鉄道ではJR飯田線があげられます。

高速道路では、新城市の南部を東名高速道路が通過しています。国道では、鳳来町と新城市を通過する151号と257号、新城市と作手村を通過する301号、作手村の北部を通過する420号があり、3市町村内のみならず、近隣市町村や県外へとつながる幹線道路として整備されています。さらに、今後は第二東名高速道路や三遠南信自動車道が建設予定されることにより、交通の利便性がさらに向上するものと期待されます。

【図表】 3市町村の幹線交通網



2 人口・世帯数・産業構造

(1) 人口・世帯数

①人口と世帯

3市町村全体では、平成12年国勢調査で人口が53,603人、世帯数が15,703戸となっています。経年変化をみると、人口は昭和60年をピークに減少傾向がみられます。一方、世帯数では増加傾向が続いていることから、世帯人員の減少、すなわち核家族化が進行していることがうかがえます。

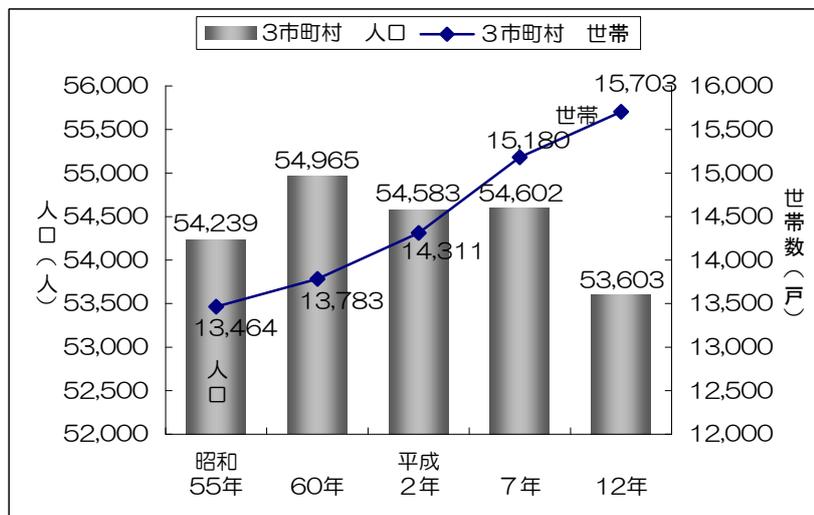
市町村別でみると、人口は、新城市で微増又は横ばい傾向にあり、鳳来町、作手村では減少傾向にあります。世帯数は、鳳来町が微増又は横ばい傾向ですが、新城市、作手村は増加しています。

【図表】3市町村の人口・世帯数の推移と対前回比

区分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
新城市	人口(人)	34,558	35,373	35,633	36,147	36,022
	対前回比		1.02	1.01	1.01	1.00
	世帯数(戸)	8,510	8,881	9,384	10,167	10,681
	対前回比		1.04	1.06	1.08	1.05
鳳来町	人口(人)	16,155	16,000	15,498	15,142	14,355
	対前回比		0.99	0.97	0.98	0.95
	世帯数(戸)	4,050	3,990	4,014	4,076	4,066
	対前回比		0.99	1.01	1.02	1.00
作手村	人口(人)	3,526	3,592	3,452	3,313	3,226
	対前回比		1.02	0.96	0.96	0.97
	世帯数(戸)	904	912	913	937	956
	対前回比		1.01	1.00	1.03	1.02
3市町村	人口(人)	54,239	54,965	54,583	54,602	53,603
	対前回比		1.01	0.99	1.00	0.98
	世帯数(戸)	13,464	13,783	14,311	15,180	15,703
	対前回比		1.02	1.04	1.06	1.03

資料：国勢調査

【図表】3市町村の人口と世帯数の推移

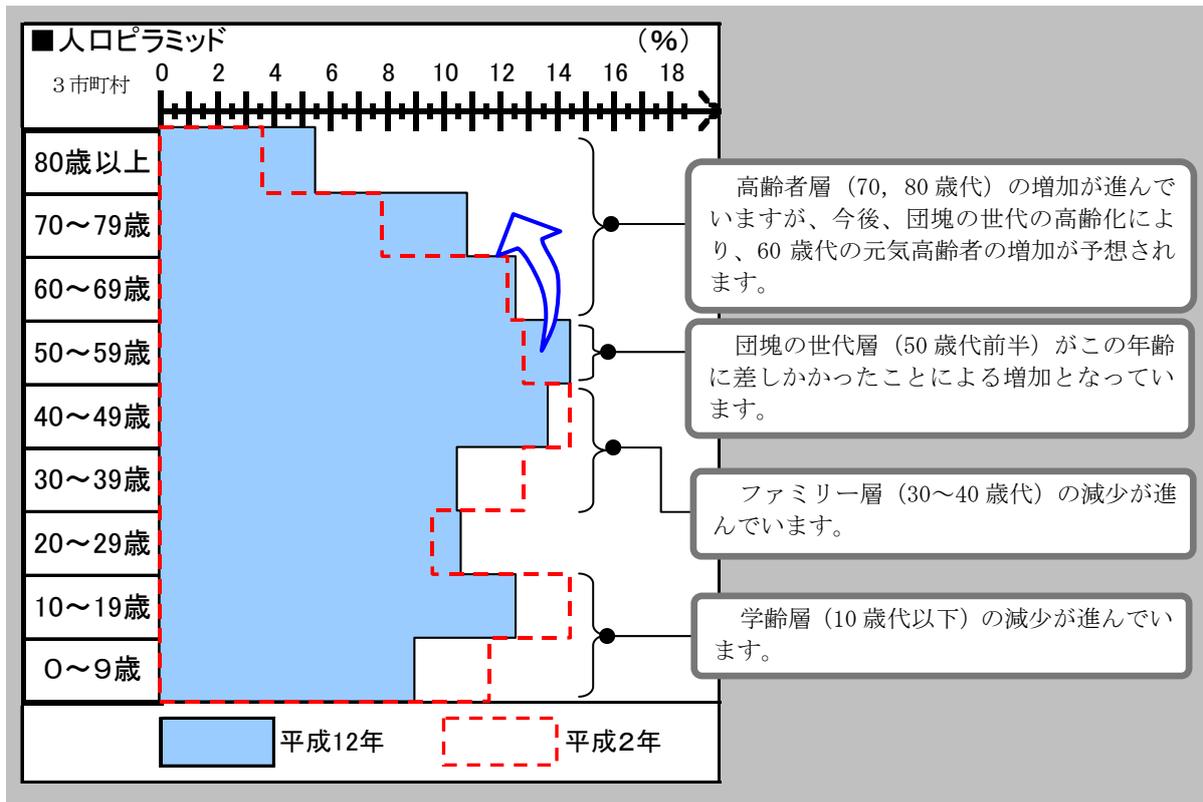


資料：国勢調査

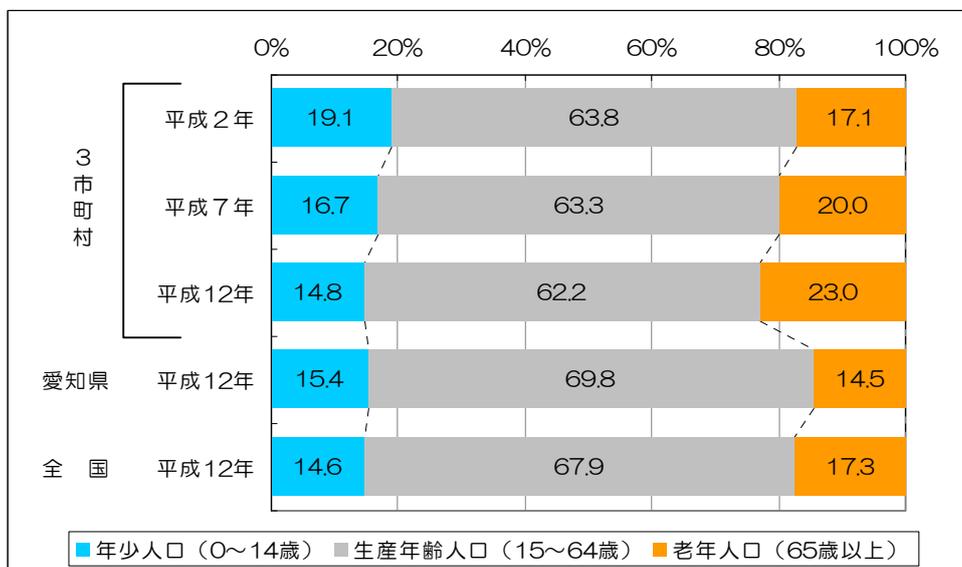
②年齢階層別人口、年齢3区分別人口

3市町村の年齢階層別人口の構成をみると、下図のような年齢層毎の特徴がみえてきます。

年齢3区分別人口の推移をみると、少子高齢化の進行がうかがえます。また3市町村では愛知県平均よりも少子高齢化が進んでいます。



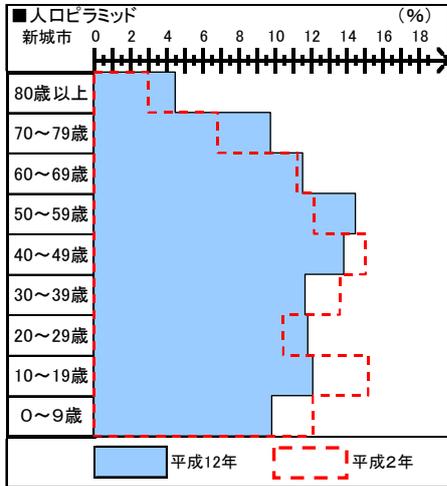
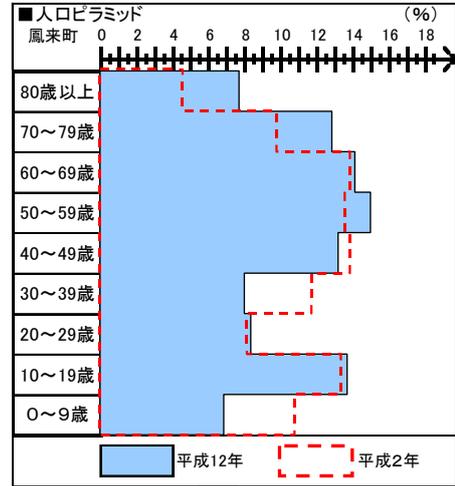
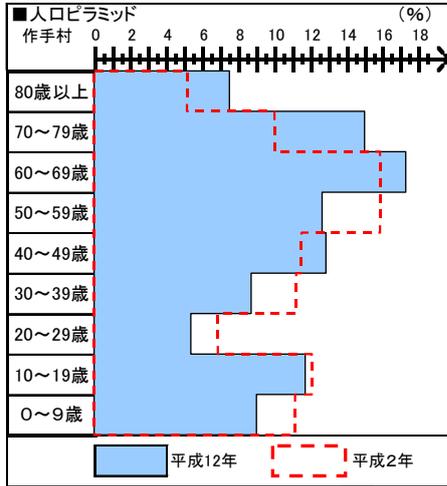
【図表】 3市町村の年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

③各市町村の年齢階層別人口の構成

各市町村の年齢階層別人口の構成をみると、すべての市町村で0～9歳の人口割合の減少、70歳以上の人口の増加が著しく、少子高齢化の傾向が顕著に現われています。特に鳳来町、作手村の高齢社会の進行は著しくなっています。



(2) 産業構造

① 就業者人口

平成12年の3市町村における産業分類別就業者人口は、第1次産業が10.9%、第2次産業が41.1%、第3次産業が47.8%となっています。平成2年からの推移をみると、第1次、第2次産業の就業者割合が減少し、第3次産業が増加していることがうかがえます。

市町村別で比較をすると、作手村は他の市町と比べて第1次産業の就業者割合が高く、新城市は第3次産業の、鳳来町は第2次産業の就業者割合がそれぞれ高くなっています。

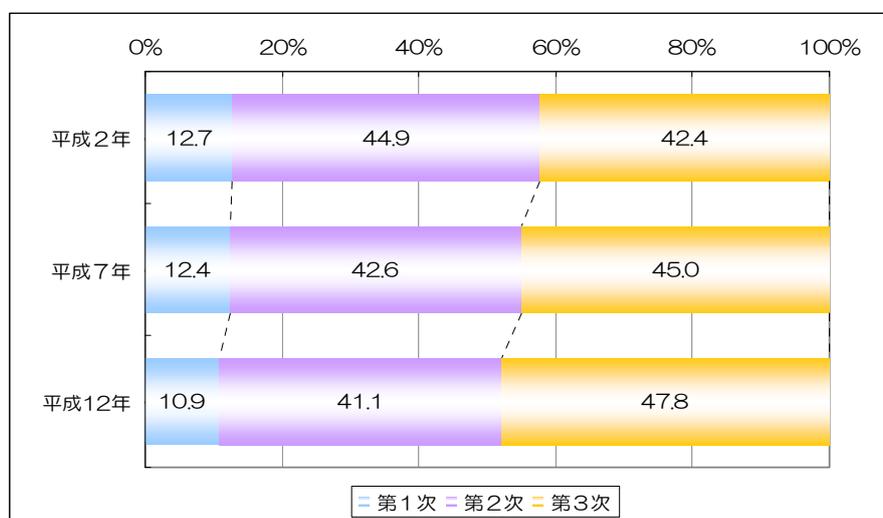
【図表】 3市町村の産業分類別就業者数 (単位：人%)

区分	年	総数	第1次		第2次		第3次	
新城市	平成2年	19,366	2,312	(11.9)	8,576	(44.3)	8,451	(43.6)
	7年	20,249	2,324	(11.5)	8,589	(42.4)	9,324	(46.0)
	12年	19,783	2,077	(10.5)	8,107	(41.0)	9,558	(48.3)
鳳来町	平成2年	8,081	813	(10.1)	3,871	(47.9)	3,397	(42.0)
	7年	7,921	858	(10.8)	3,559	(44.9)	3,498	(44.2)
	12年	7,161	600	(8.4)	3,133	(43.8)	3,409	(47.6)
作手村	平成2年	1,968	604	(30.7)	753	(38.3)	611	(31.0)
	7年	1,851	545	(29.4)	630	(34.0)	676	(36.5)
	12年	1,702	458	(26.9)	526	(30.9)	718	(42.2)
3市町村	平成2年	29,415	3,729	(12.7)	13,200	(44.9)	12,459	(42.4)
	7年	30,021	3,727	(12.4)	12,778	(42.6)	13,498	(45.0)
	12年	28,646	3,135	(10.9)	11,766	(41.1)	13,685	(47.8)

資料：国勢調査

※総数には分類不能の産業への就業者が含まれているため、合計と一致しない場合があります。

【図表】 3市町村の産業分類別就業者割合の推移



資料：国勢調査

②農林業

3市町村の農林業をみると、各市町村とも総面積のほとんどを林野で占めており、3市町村全体では83.6%（平成12年）となっています。一方、耕地面積が占める割合は、3市町村全体で4.3%（平成12年）となっています。農家の割合は3市町村全体で平成12年では24.6%であり、平成2年と比較すると減少していることがうかがえます。また林家数とその割合も大きく減少している状況です。

農業粗生産額は、3市町村とも減少しており、平成12年と平成2年の3市町村全体の生産額を比較すると、23.4%の減少となっています。

主要農産物は、各市町村ともに米、野菜が上位となっています。また、新城市では鶏、作手村では乳用牛、鳳来町では肉用牛が上位となっており、地域の主要な農産物といえます。

【図表】3市町村の林野・耕地面積と林家・農家数

区 分		総土地面積 【ha】	林野面積 【ha】 (割合)	耕地面積 【ha】 (割合)	総世帯数 【戸】	農家数 【戸】 (割合)	林家数 【戸】 (割合)	農業粗生産額 (百万円)
新城市	平成2年	11,794	7,229 (61.3%)	1,639 (13.9%)	9,384	2,565 (27.3%)	2,049 (21.8%)	6,182
	平成12年	11,794	7,144 (60.6%)	1,413 (12.0%)	10,681	2,319 (21.7%)	692 (6.5%)	4,955
鳳来町	平成2年	26,366	24,335 (92.3%)	451 (1.7%)	4,014	1,387 (34.6%)	1,721 (42.9%)	1,277
	平成12年	26,366	24,224 (91.9%)	362 (1.4%)	4,066	1,074 (26.4%)	707 (17.4%)	767
作手村	平成2年	11,705	10,364 (88.5%)	552 (4.7%)	913	570 (62.4%)	647 (70.9%)	2,056
	平成12年	11,740	10,310 (87.8%)	492 (4.2%)	956	464 (48.5%)	421 (44.0%)	1,570
3市町村	平成2年	49,865	41,928 (84.1%)	2,642 (5.3%)	14,311	4,522 (31.6%)	4,417 (30.9%)	9,515
	平成12年	49,900	41,678 (83.5%)	2,267 (4.5%)	15,703	3,857 (24.6%)	1,820 (11.6%)	7,292

資料：土地に関する統計年報、農林水産省の生産農業所得統計

【図表】3市町村の主要農産物と産出額

区 分	主要農産物(1)		主要農産物(2)		主要農産物(3)	
	農産物名	産出額	農産物名	産出額	農産物名	産出額
		(百万円)		(百万円)		(百万円)
新城市	鶏	1,749	米	705	野菜	699
鳳来町	米	213	肉用牛	125	野菜	110
作手村	乳用牛	386	米	363	野菜	253

資料：農林水産省の生産農業所得統計

③工業

3市町村の工業では、各市町村とも事業所数、従業者数、製造品出荷額等とともに減少傾向にあります。事業所数や従業者数からみると、新城市に製造業が集積しているといえます。

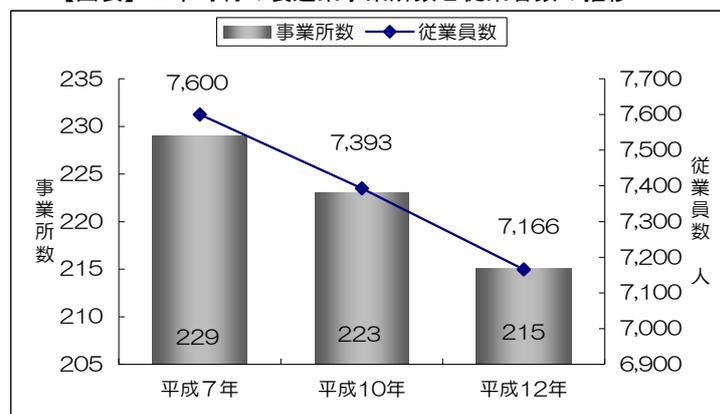
各市町村の主要業種をみると、新城市ではゴム製品、電気機器、鳳来町では電気機器、輸送機器、作手村では一般機械、輸送機器の業種が上位にあがっています。

【図表】3市町村の製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等

区 分		平成7年	平成10年	平成12年	増加率 (H7⇒H12)
新城市	事業所数(箇所)	146	141	139	0.95
	従業者数(人)	5,890	5,816	5,619	0.95
	製造品出荷額等(百万円)	201,997	188,676	202,107	1.00
鳳来町	事業所数(箇所)	57	59	54	0.95
	従業者数(人)	1,278	1,220	1,214	0.95
	製造品出荷額等(百万円)	17,849	16,531	17,322	0.97
作手村	事業所数(箇所)	26	23	22	0.85
	従業者数(人)	432	357	333	0.77
	製造品出荷額等(百万円)	4,978	4,959	5,340	1.07
3市町村	事業所数(箇所)	229	223	215	0.94
	従業者数(人)	7,600	7,393	7,166	0.94
	製造品出荷額等(百万円)	224,824	210,166	224,769	1.00

資料：工業統計調査（平成12年）

【図表】3市町村の製造業事業所数と従業者数の推移



資料：工業統計調査（平成12年）

【図表】3市町村の主要業種の工場数・製造品出荷額等

区 分	主要業種(1)			主要業種(2)			主要業種(3)		
	業種名	工場数 (箇所)	製造品出荷額 等(百万円)	業種名	工場数 (箇所)	製造品出荷額 等(百万円)	業種名	工場数 (箇所)	製造品出荷額 等(百万円)
新城市	ゴム製品	3	54,880	電気機器	21	40,813	一般機械	26	26,205
鳳来町	電気機器	13	9,663	輸送機器	6	3,062	木材同製品	19	2,438
作手村	一般機械	3	1,271	輸送機器	3	1,126	飲料飼料	6	108

資料：工業統計調査（平成12年）

④商業

3市町村の商業では、増加しているのは作手村の従業員数と年間販売額のみであり、新城市、鳳来町の数値は、いずれも減少傾向にあります。

商店数、従業員数、年間販売額からみると、新城市は3市町村の中では商業集積地域といえます。しかし、年間販売額をみると、最も減少している傾向にあります。

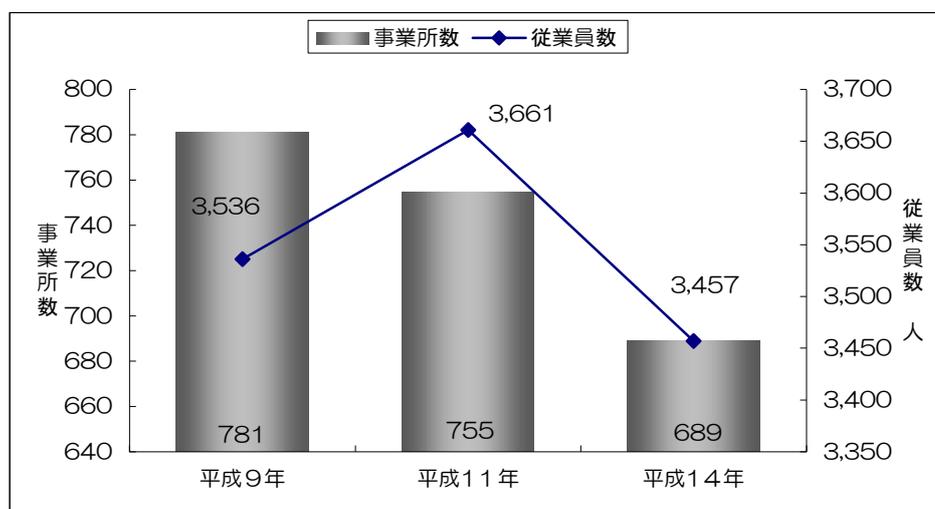
【図表】3市町村の商店数・従業者数・年間販売額

区 分		平成9年	平成11年	平成14年	増加率 (H9⇒H14)
新城市	商店数(箇所)	541	523	479	0.89
	従業者数(人)	2,745	2,862	2,684	0.98
	年間販売額(万円)	5,611,131	5,054,129	4,273,513	0.76
鳳来町	商店数(箇所)	208	200	178	0.86
	従業者数(人)	677	669	624	0.92
	年間販売額(万円)	944,505	869,322	781,468	0.83
作手村	商店数(箇所)	32	32	32	1.00
	従業者数(人)	114	130	149	1.31
	年間販売額(万円)	198,998	218,510	237,299	1.19
3市町村	商店数(箇所)	781	755	689	0.88
	従業者数(人)	3,536	3,661	3,457	0.98
	年間販売額(万円)	6,754,634	6,141,961	5,292,280	0.78

資料：商業統計調査

※小売業、卸売業を調査対象に行っている。

【図表】3市町村の商店数・従業員数の推移



資料：商業統計調査

3 土地利用及び生活基盤

(1) 土地利用

3市町村の行政面積の合計は、499 km²で、県土の9.7%という広大なものとなります。

地目別土地利用の状況をみると、農用地が6.4%、森林が83.6%、水面・河川・水路が2.1%、道路が3.2%、宅地が2.7%となっています。3市町村の約80%が森林で占められており、地域の多くは山間地といえます。

地域別にみると、鳳来町、作手村は、約90%が森林であり、宅地はわずかに1%程度となっています。新城市は、森林が約60%で宅地については約8%という状況です。

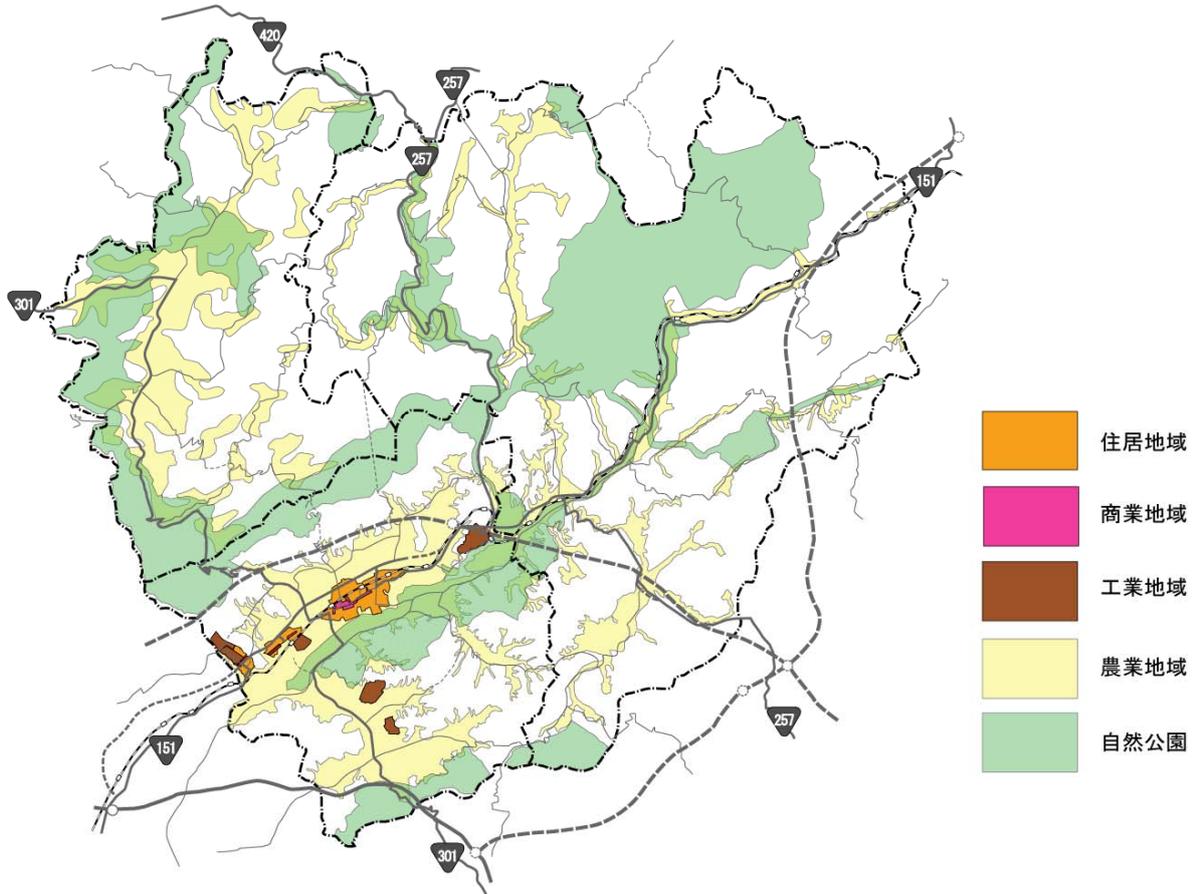
【図表】地目別土地利用面積

単位：ha・%

項目	新城市		鳳来町		作手村		3市町村	
	面積	構成比率	面積	構成比率	面積	構成比率	面積	構成比率
行政面積	11,794	100.0	26,366	100.0	11,740	100.0	49,900	100.0
農用地	1,890	16.0	723	2.7	590	5.0	3,203	6.4
農地	1,890	16.0	723	2.7	590	5.0	3,203	6.4
田	1,010	8.6	321	1.2	501	4.3	1,832	3.7
畑	879	7.5	402	1.5	89	0.8	1,370	2.7
森林	7,146	60.6	24,270	92.1	10,309	87.8	41,725	83.6
国有林	86	0.7	772	2.9	0	0.0	858	1.7
民有林	7,061	59.9	23,498	89.1	10,309	87.8	40,868	81.9
水面・河川・水路	359	3.0	545	2.1	158	1.3	1,062	2.1
水面	38	0.3	124	0.5	4	0.0	166	0.3
河川	179	1.5	379	1.4	113	1.0	671	1.3
水路	142	1.2	42	0.2	41	0.3	225	0.5
道路	644	5.5	547	2.1	402	3.4	1,593	3.2
一般道路	410	3.5	327	1.2	286	2.4	1,023	2.1
国道	85	0.7	69	0.3	35	0.3	189	0.4
県道	74	0.6	133	0.5	60	0.5	267	0.5
市町村道	252	2.1	125	0.5	191	1.6	568	1.1
農道	181	1.5	67	0.3	61	0.5	309	0.6
林道	53	0.4	153	0.6	55	0.5	261	0.5
宅地	934	7.9	298	1.1	112	1.0	1,344	2.7
住宅地	497	4.2	210	0.8	67	0.6	774	1.6
工業用地	150	1.3	13	0.0	11	0.1	174	0.3
その他の宅地	287	2.4	75	0.3	34	0.3	396	0.8
その他	821	7.0	0	0.0	169	1.4	990	2.0

愛知県：土地に関する統計年報平成14年版

【図表】土地利用状況図



(2) 生活環境基盤

①道 路（市町村道）

道路の延長をみてみると、新城市が3市町村の全延長の48.3%を占め、作手村が32.5%と続いています。改良率は鳳来町の44.5%から作手村の27.0%まで差があり、整備状況には地域間の格差がみられます。

②河 川

3市町村は豊川、矢作川、2つの河川を中心とした流域に形成されています。

③都市公園等（市町村立）

都市公園等面積をみてみると、3市町村では新城市のみの整備となっています。

④ごみ処理

ごみ処理率では、各市町村とも100%に達しています。

⑤上水道

上水道の普及率は、新城市は100%、鳳来町は94.3%、作手村は89.8%となっています。3市町村の上水道整備は、ほぼ全域に至っているといえます。

⑥生活排水処理

生活排水処理率は19.0%~45.0%となっており、3市町村における生活排水処理の整備状況には地域間の格差がみられます。

【図表】3市町村の生活基盤整備状況

区 分	市町村道実延長(m)		都市公園等 面積 (㎡)	ごみ処理率 (%)	上水道等給水人口 及び普及率 (人・%)		生活排水処理人口 及び処理率 (人・%)	
		改良率						
新城市	662,648	37.1%	175,951	100.0	36,848	100.0	13,259	36.3
鳳来町	263,166	44.5%	-	100.0	13,247	94.3	2,661	19.0
作手村	445,444	27.0%	-	100.0	2,958	89.8	1,480	45.0
3市町村	1,371,258	35.3%	175,951	100.0	53,824	99.4	17,400	38.2

資料：市町村公共施設状況調査（平成14年）

⑦幼稚園・学校

教育施設の整備状況では、幼稚園が新城市に2園あります。小学校は、新城市に7校、鳳来町に9校、作手村に4校あります。中学校は、新城市に4校、鳳来町、作手村にそれぞれ1校ずつあります。

また、高等学校は、3市町村で公立4校、私立1校を有し、短期大学も1校ありますが、高等教育に関しては、周辺都市への依存もみられます。

なお、短期大学1校は、平成16年4月に、新たに、4年制大学として開学しました。

【図表】3市町村の幼稚園・小中学校

区 分	幼稚園				小学校				中学校			
	施設数(校)		園児数(人)		施設数(校)		児童数(人)		施設数(校)		生徒数(人)	
	総数	市町村立	総数	市町村立	総数	市町村立	総数	市町村立	総数	市町村立	総数	市町村立
新城市	2	2	291	291	7	7	2,276	2,276	4	4	1,158	1,158
鳳来町	0	0	0	0	9	9	632	632	1	1	439	439
作手村	0	0	0	0	4	4	201	201	1	1	102	102
3市町村	2	2	291	291	20	20	3,109	3,109	6	6	1,699	1,699

資料：市町村公共施設状況調査（平成14年）

【図表】3市町村の高等学校・大学

区 分	公立高校		私立高校		短期大学		大学	
	施設数	生徒数	施設数	生徒数	施設数	生徒数	施設数	生徒数
	(校)	(人)	(校)	(人)	(校)	(人)	(校)	(人)
新城市	2	1,190	0	0	1	150	0	0
鳳来町	1	217	1	321	0	0	0	0
作手村	1	184	0	0	0	0	0	0
3市町村	4	1,591	1	321	1	150	0	0

資料：市町村公共施設状況調査（平成14年）

⑧病院・診療所

公立の病院は、新城市に 301 床を有する市民病院が 1 施設、診療所は新城市に 2 施設、鳳来町と作手村にそれぞれ 1 施設整備されています。

民間の病院・診療所については 3 市町村で 55 施設あり、今後は、圏域における病診連携の強化や 3 市町村全体での医療機能の充実を図ることが求められます。

【図表】 3 市町村の病院・診療所数と医師数

区 分	病院・病床数				診療所		医師数（人）	
	病院数		病床数		施設数	内 市町村立	医師	歯科医
	病院数	内 市町村立	病床数	内 市町村立				
新城市	3	1	412	301	39	2	57	21
鳳来町	2	0	105	0	14	1	13	5
作手村	0	0	0	0	2	1	2	1
3 市町村	5	1	517	301	55	4	72	27

資料：合併協議会調べ（平成 15 年 10 月）

⑨保育所

保育所数は、新城市に 11 施設、鳳来町に 9 施設、作手村に 4 施設整備されています。

1 施設当たりの園児数は、新城市が 83 人、鳳来町が 30 人、作手村が 21 人となっています。

【図表】 3 市町村の保育所

区 分	保育所				
	施設数（箇所）		入所者（人）		1 園当たり 園児数 （人）
	総数	内市町 村立	入所者	内市町 村立	
新城市	11	11	913	913	83
鳳来町	9	9	274	274	30
作手村	4	4	82	82	21
3 市町村	24	24	1,269	1,269	53

資料：市町村公共施設状況調査（平成 14 年）

⑩主な福祉施設

特別養護老人ホームは、民間事業者の施設として、新城市、鳳来町に各 1 施設ずつあり、養護老人ホームは、新城市に 1 施設のみ整備されています。

【図表】特別養護老人ホーム・養護老人ホーム

区 分	特別養護老人ホーム				養護老人ホーム			
	施設数（箇所）		入所者（人）		施設数（箇所）		入所者（人）	
	総数	内市町 村立	入所者	内市町 村立	総数	内市町 村立	入所者	内市村 町立
新城市	1	0	80	0	1	1	48	48
鳳来町	1	0	80	0	0	0	0	0
作手村	0	0	0	0	0	0	0	0
3市町村	2	0	160	0	1	1	48	48

資料：合併協議会調べ（平成 15 年 10 月）

その他、3市町村の主な福祉施設（市町村立）は、児童遊園や老人デイサービスセンターなどがありますが、その整備状況は、3市町村に差異がみられます。

【図表】その他の主な市町村立福祉施設

区 分	児童遊園	老人デイ サービス センター	老人福祉 センター	老人短期 入所施設	在宅障害者 デイサービス センター
新城市	1	2	1	0	1
鳳来町	0	0	0	0	0
作手村	6	1	0	1	0
3市町村	7	3	1	1	1

資料：市町村公共施設状況調査（平成 14 年）

⑪その他の主な施設

保健センター、公営住宅、集会施設については、3市町村それぞれに整備が進んでいます。体育館、プールについては、各市町村1施設ずつ整備がされています。

児童館は、新城市、鳳来町に整備されています。

文化会館、図書館、野球場は新城市のみに整備されています。博物館、グラウンド等については、3市町村の整備状況に差異がみられます。

【図表】3市町村のその他の主な施設数

区 分	保健 センター	公営 住宅等	児童館	集会 施設	文化 会館	図書館	博物館 資料館
新城市	1	180	1	52	1	1	1
鳳来町	1	72	1	46	0	0	3
作手村	1	15	0	25	0	0	1
3市町村	3	267	2	123	1	1	5

区 分	体育館	グラウンド 等	野球場	プール
新城市	1	3	2	1
鳳来町	1	4	0	1
作手村	1	1	0	1
3市町村	3	8	2	3

資料：合併協議会調べ（平成15年10月）

⑫バス路線

3市町村圏域には、民間事業者が運行主体の路線が9路線、各市町村が運行主体の路線が新城市で3路線、鳳来町で2路線、作手村で2路線あります。

運行経路は、3市町村の主要道を中心としており、通院、通学などの貴重な移動手段となっています。

【図表】3市町村のバス路線の状況

番号	運行主体	路線名	起 点	終 点
1	①	新豊線	豊橋バスターミナル（豊橋市）	新城車庫前（新城市）
2	①	新豊線	豊橋バスターミナル（豊橋市）	本長篠駅前（鳳来町）
3	①	新豊線	豊橋バスターミナル（豊橋市）	湯谷温泉前（鳳来町）
4	①	富岡線	豊橋バスターミナル（豊橋市）	新城車庫前（新城市）
5	①	田口新城線	田口（設楽町）	新城病院前（新城市）
6	①	鳳来寺線	本長篠駅前（鳳来町）	塩瀬（鳳来町）
7	①	津具線	下津具（津具村）	新城病院前（新城市）
8	①	作手線	新城車庫前（新城市）	高里（作手村）
9	②	鳳来寺線 （長篠山吉田線運行と 同時に廃止）	田沢（静岡県・引佐町）	本長篠駅前（鳳来町）
10	③	中宇利線	新城保健所（新城市）	小畑（新城市）
11	③	吉川・市川線	新城病院前（新城市）	吉川公会堂前・市川（新城市）
12	③	北部線	総合公園（新城市）	新城保健所（新城市）
13	④	布里田峰線	西保育園前（鳳来町）	田峰（鳳来町）
14	④	秋葉七滝線	本長篠バスターミナル（鳳来町）	本長篠バスターミナル（鳳来町）
15	④	長篠山吉田線	本長篠バスターミナル（鳳来町）	本長篠バスターミナル（鳳来町）
16	⑤	大和田線	大和田（作手村）	戸津呂（作手村）
17	⑤	守義線	鳴沢橋（作手村）	くらがり（額田町）

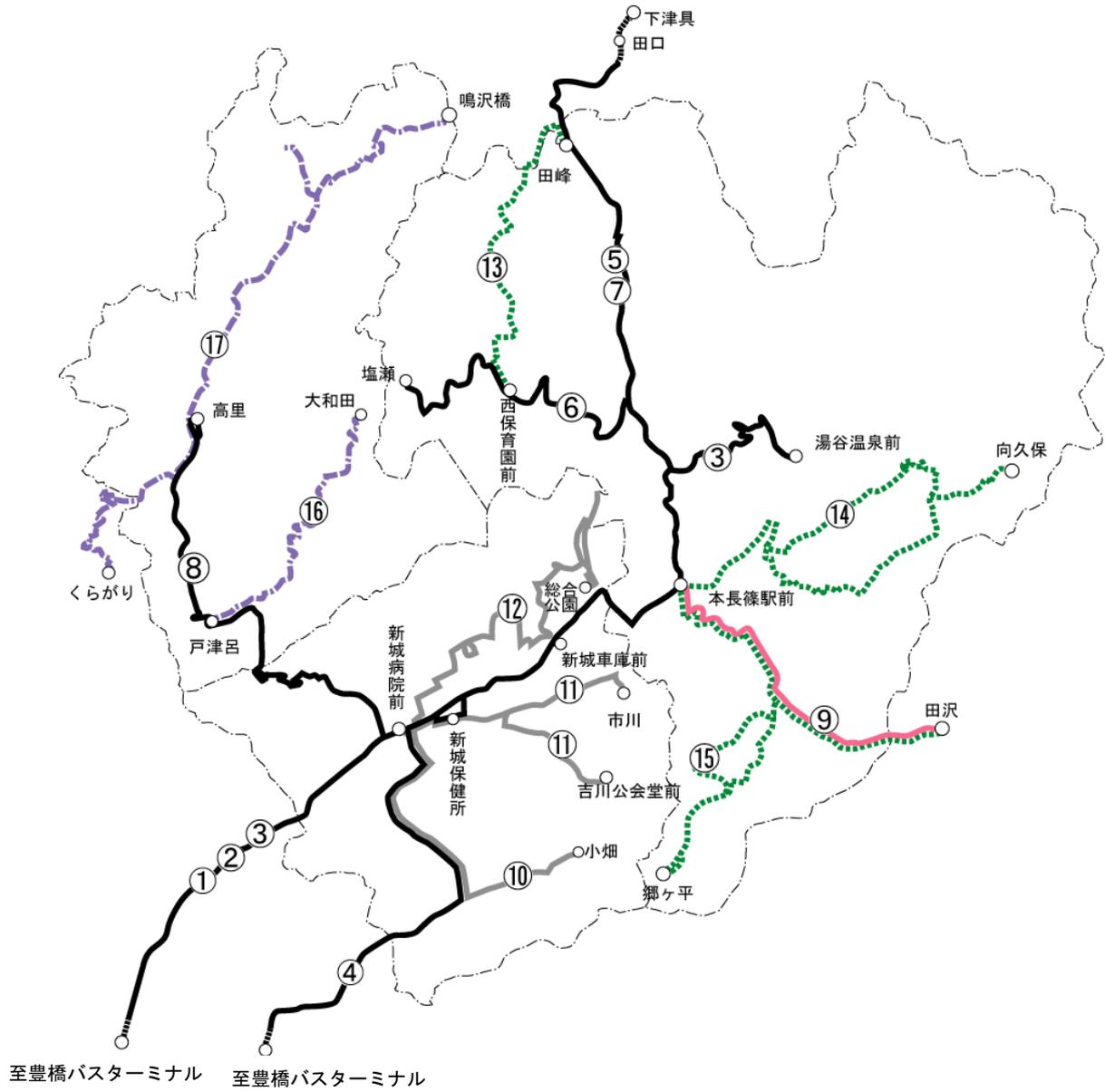
*運行主体＝①：豊橋鉄道 ②：遠州鉄道 ③：新城市 ④：鳳来町 ⑤：作手村

資料：合併協議会調べ（平成15年10月）

※ 鳳来寺線は平成16年2月29日で廃止、長篠山吉田線は平成16年3月1日から運行。

※ 北部線は平成16年4月1日から起点が大海駅に変更。

【図表】バス運行路線図



⑬ 鉄道

当地域を走る鉄道は、JR 飯田線が新城市・鳳来町を通り、南は豊橋市、北は長野県の辰野市までを結んでいます。

地域内にある 15 駅の各駅における利用状況は、平成 14 年で 1 駅あたり 1 日平均 260 人となっており、地域内及び地域外への移動手段として利用されています。

【図表】 3 市町村の鉄道各駅利用状況の推移

(単位：人、人/日)

区 分	平成 10 年			平成 12 年			平成 14 年			
	乗車 人員	うち 定期券 利用	一日 平均	乗車 人員	うち 定期券 利用	一日 平均	乗車 人員	うち 定期券 利用	一日 平均	
新城市	野田城	135,255	97,392	371	112,758	79,924	309	112,349	78,536	308
	新城	487,696	298,237	1,336	416,836	245,696	1,142	385,584	225,413	1,056
	東新町	212,657	164,534	583	209,055	162,390	573	198,437	154,110	544
	茶臼山	138,009	119,328	378	175,219	157,351	480	161,758	143,222	443
	三河東郷	33,791	23,123	93	49,713	39,867	136	36,327	27,761	100
	大海	77,968	56,300	214	69,977	47,943	192	73,660	54,703	202
	鳥居	21,422	13,764	59	19,968	13,554	55	19,681	13,868	54
鳳来町	長篠城	26,291	15,821	72	25,404	15,880	70	22,897	13,911	63
	本長篠	242,599	185,241	665	226,897	174,705	622	200,995	158,406	551
	三河大野	104,796	86,993	287	88,763	73,211	243	84,328	71,178	231
	湯谷温泉	78,865	41,855	216	68,353	36,569	187	57,253	29,383	157
	三河慎原	33,033	21,560	91	27,341	19,035	75	23,020	15,665	63
	柿平	7,661	5,963	21	7,246	5,625	20	7,252	5,717	20
	三河川合	35,557	26,319	97	34,741	27,650	95	34,284	27,984	94
	池場	5,038	4,046	14	3,818	2,825	10	2,839	2,190	8

資料：合併協議会調べ（平成 15 年 10 月）

4 日常生活圏

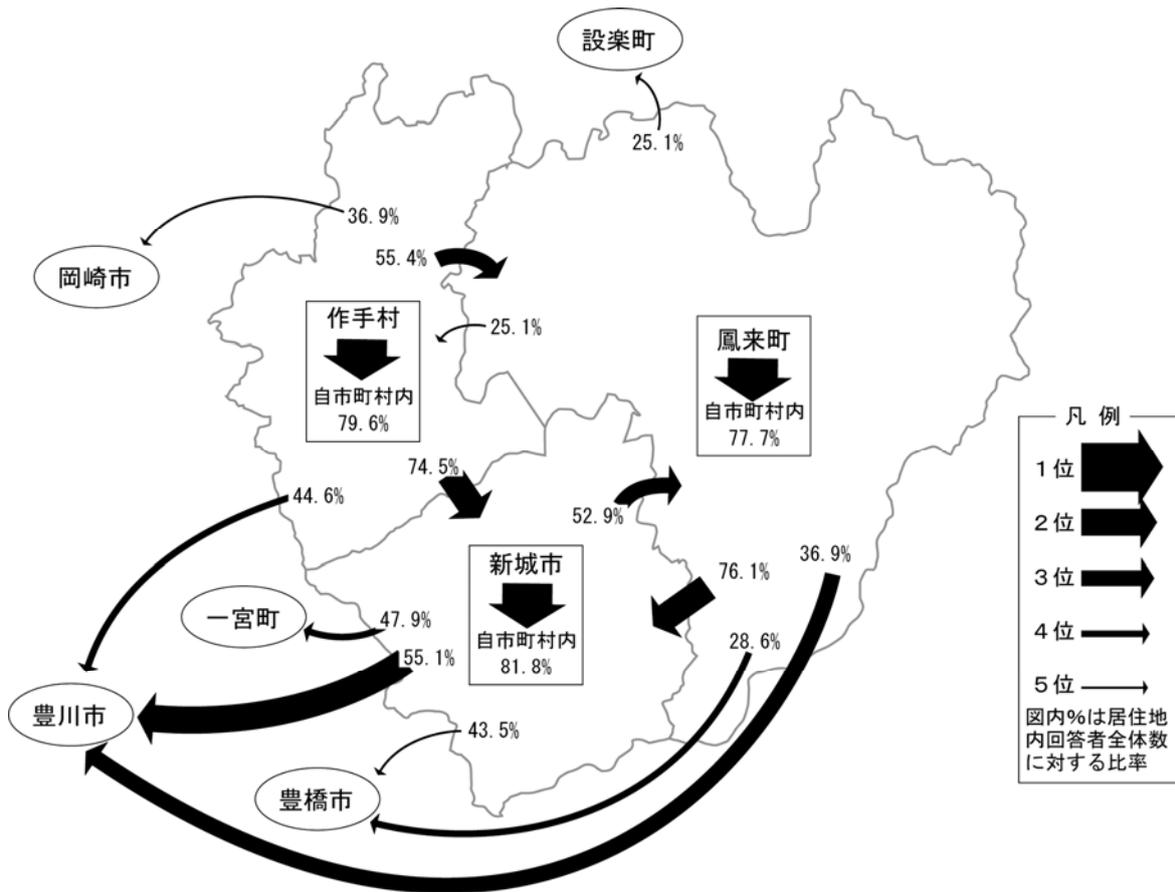
平成14年9月に新城南北設楽広域市町村圏協議会が実施した「市町村合併に関する住民アンケート調査」から、住民の日常生活行動範囲に対する意識をまとめました。

このアンケートでは、「日常生活行動として、どの市町村の範囲までなら可能だと考えますか。」と尋ねて調査を行いました。

調査の結果から、地域住民の日常生活行動圏は、3市町村での結びつきが強いことがうかがえますが、行動範囲としては、豊橋市、豊川市、岡崎市、浜松市などより広域的な範囲まで及んでいるといえます。

●通勤先

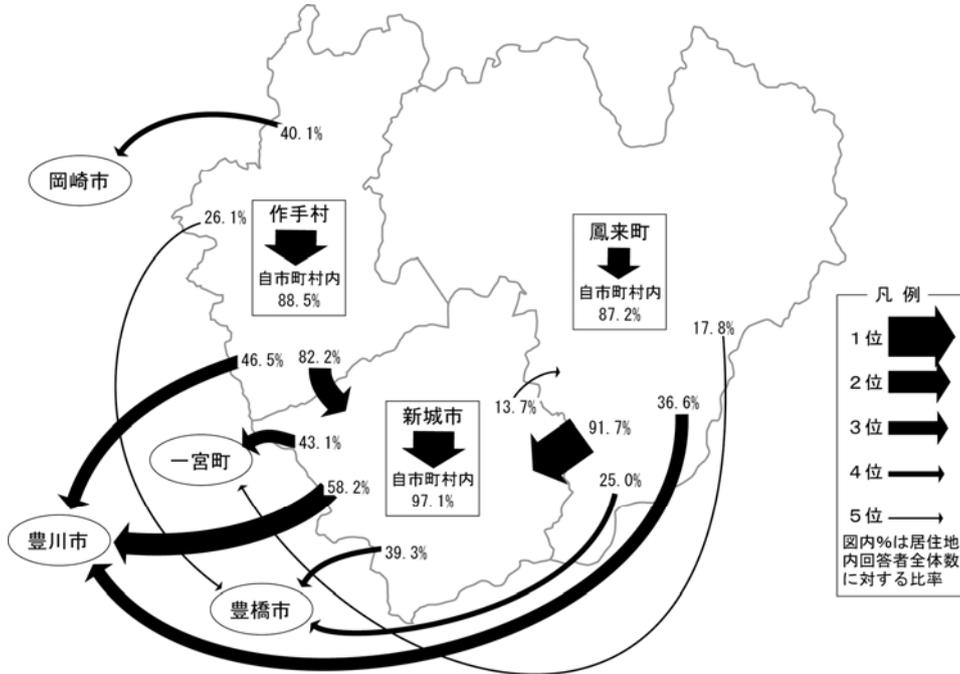
【図表】3市町村の通勤・通学者の状況



資料：市町村合併に関する住民アンケート調査報告書（平成14年）

●食料品・日用品等の最寄品の買い物先

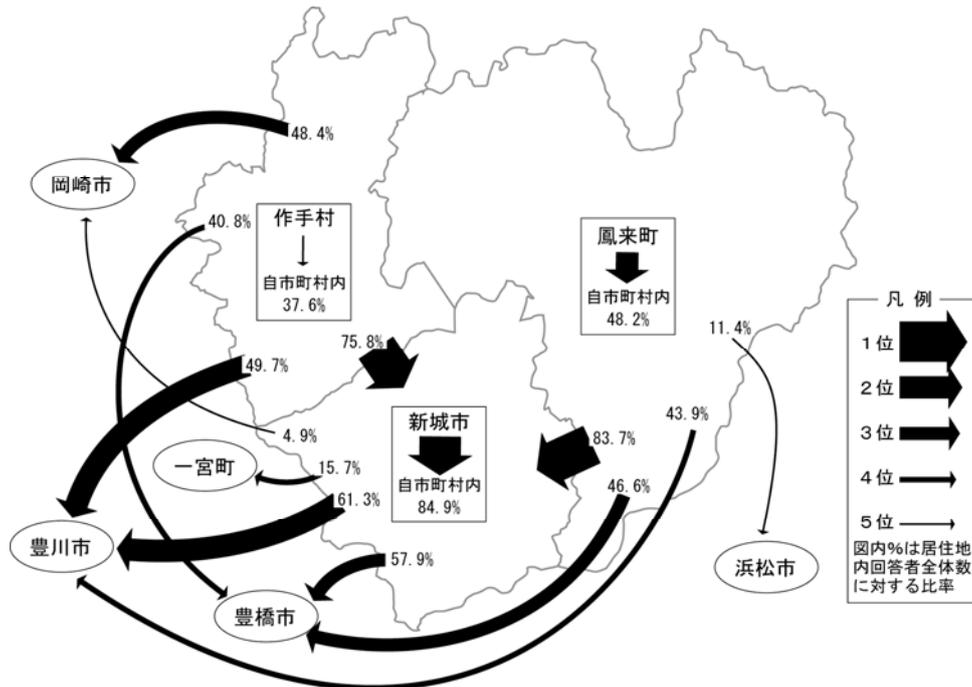
【図表】3市町村の食料品・日用品等の最寄品の買い物先の状況



資料：市町村合併に関する住民アンケート調査報告書（平成14年）

●電化製品・贈答品等の高価品の買い物先

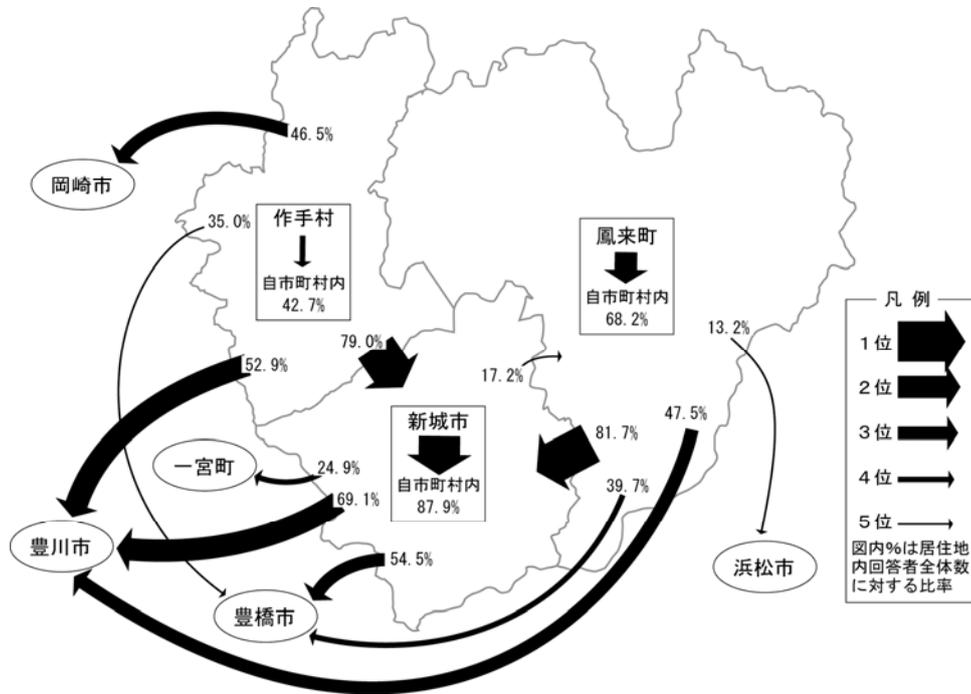
【図表】3市町村の電化製品・贈答品等の高価品の買い物先の状況



資料：市町村合併に関する住民アンケート調査報告書（平成14年）

●飲食店（レストラン・スナック等）の利用先

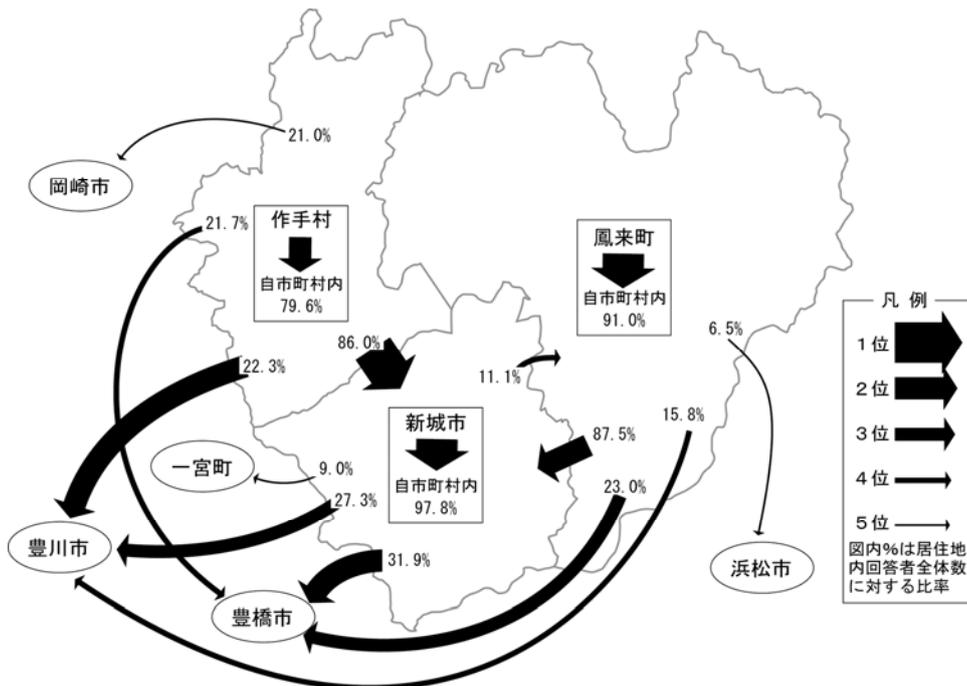
【図表】3市町村の飲食店（レストラン・スナック等）の利用先の状況



資料：市町村合併に関する住民アンケート調査報告書（平成14年）

●病院・医院等の利用先

【図表】3市町村の病院・医院等の利用先の状況



資料：市町村合併に関する住民アンケート調査報告書（平成14年）

5 財政の状況

平成14年度普通会計決算における3市町村の歳入規模は、新城市が134億4千4百万円、鳳来町が67億2千1百万円、作手村が27億3千万円となっています。自主財源比率は、21.9%から51.4%となっています。歳出は、新城市が129億2千6百万円、鳳来町が65億1千3百万円、作手村が26億1千5百万円となっています。義務的経費比率は、35.5%から45.9%となっています。

地方債現在高の状況は、新城市が107億4千2百万円(市民一人当たり29万円)、鳳来町が60億8千5百万円(町民一人当たり44万円)、作手村が30億7千3百万円(村民一人当たり93万円)となっています。積立金は、新城市が12億1千2百万円(市民一人当たり3万円)、鳳来町が23億2千5百万円(町民一人当たり17万円)、作手村が14億8千6百万円(村民一人当たり45万円)となっています。経常収支比率の状況は、3市町村とも85%前後の状況です。財政力指数は、0.24から0.63となっています。

【図表】平成14年度3市町村普通会計決算状況

単位：百万円

区 分	新城市		鳳来町		作手村		3市町村計		
	決算額	構成比率	決算額	構成比率	決算額	構成比率	決算額	構成比率	
歳入	地方税	4,690	34.9	1,267	18.9	333	12.2	6,290	27.5
	地方交付税	2,847	21.2	2,406	35.8	1,344	49.2	6,597	28.8
	国県支出金	1,344	10.0	616	9.2	267	9.8	2,227	9.7
	その他	3,226	24.0	1,422	21.1	461	16.9	5,109	22.3
	地方債	1,337	9.9	1,010	15.0	325	11.9	2,672	11.7
	合 計	13,444	100.0	6,721	100.0	2,730	100.0	22,895	100.0
	自主財源比率(%)	51.4		34.5		21.9		42.9	
歳出	人件費	3,713	28.7	1,275	19.6	678	25.9	5,666	25.7
	扶助費	838	6.5	247	3.8	60	2.3	1,145	5.2
	公債費	1,380	10.7	790	12.1	395	15.1	2,565	11.6
	その他	4,853	37.5	2,346	36.0	983	37.6	8,182	37.1
	投資的経費	2,142	16.6	1,855	28.5	499	19.1	4,496	20.4
	合 計	12,926	100.0	6,513	100.0	2,615	100.0	22,054	100.0
	義務的経費比率(%)	45.9		35.5		43.3		42.5	
地方債現在高	10,742		6,085		3,073		19,900		
積立金現在高	1,212		2,325		1,486		5,023		
経常収支比率(%)	83.6		86.0		85.8				
公債費比率(%)	13.4		9.2		10.3				
起債制限比率(%)	10.2		7		8.8				
財政力指数	0.63		0.35		0.24				

平成14年度決算統計調査

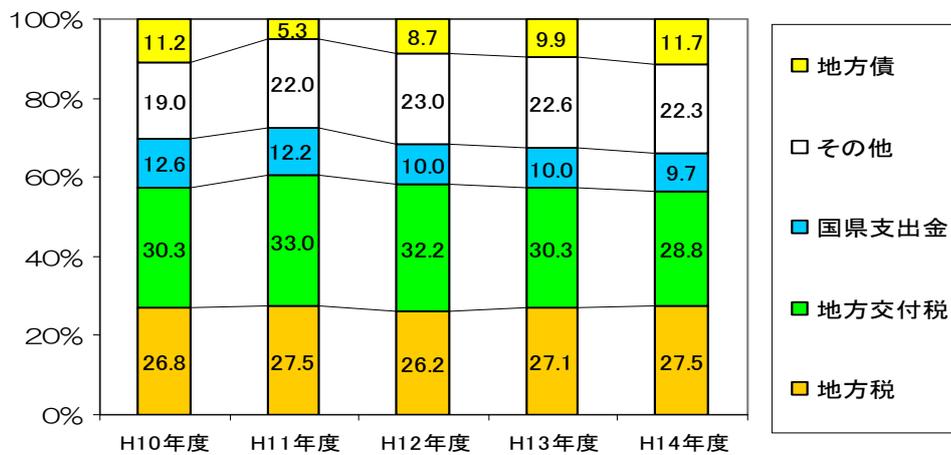
●市町村別等の普通会計歳入決算の状況（平成10年度から平成14年度）

【図表】 3市町村の年度別決算額及び構成比率の推移（歳入）

〔単位：千円 %〕

●3市町村

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
地方税	6,480,583	6,447,794	6,328,775	6,435,486	6,290,324
地方交付税	7,323,126	7,723,009	7,793,686	7,195,634	6,597,398
国県支出金	3,042,897	2,857,870	2,409,274	2,382,156	2,226,862
その他	4,591,890	5,162,870	5,549,160	5,365,159	5,109,926
地方債	2,707,000	1,231,300	2,095,900	2,337,800	2,672,575
合計	24,145,496	23,422,843	24,176,795	23,716,235	22,897,085

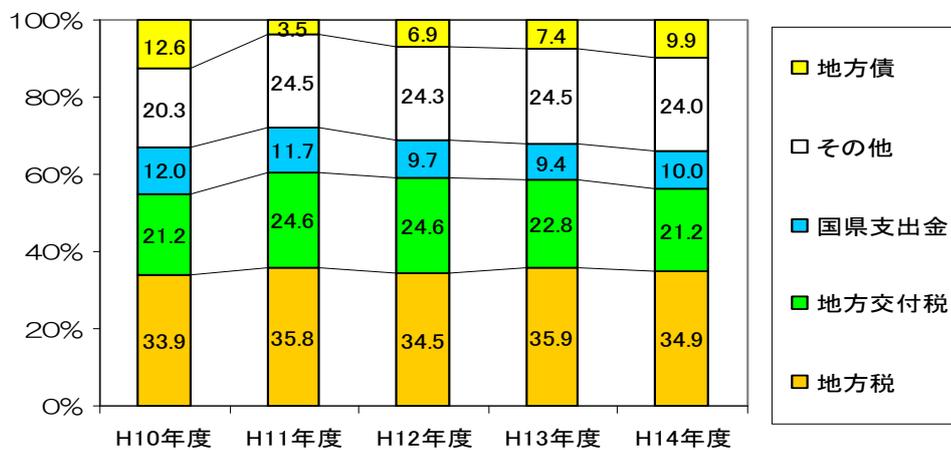


【図表】 新城市の年度別決算額及び構成比率の推移（歳入）

〔単位：千円 %〕

●新城市

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
地方税	4,822,548	4,789,197	4,695,206	4,779,219	4,689,575
地方交付税	3,022,437	3,291,110	3,354,710	3,035,497	2,847,390
国県支出金	1,710,242	1,566,649	1,321,157	1,248,860	1,343,794
その他	2,884,777	3,277,110	3,305,320	3,260,462	3,226,975
地方債	1,800,900	470,700	944,200	981,700	1,337,184
合計	14,240,904	13,394,766	13,620,593	13,305,738	13,444,918

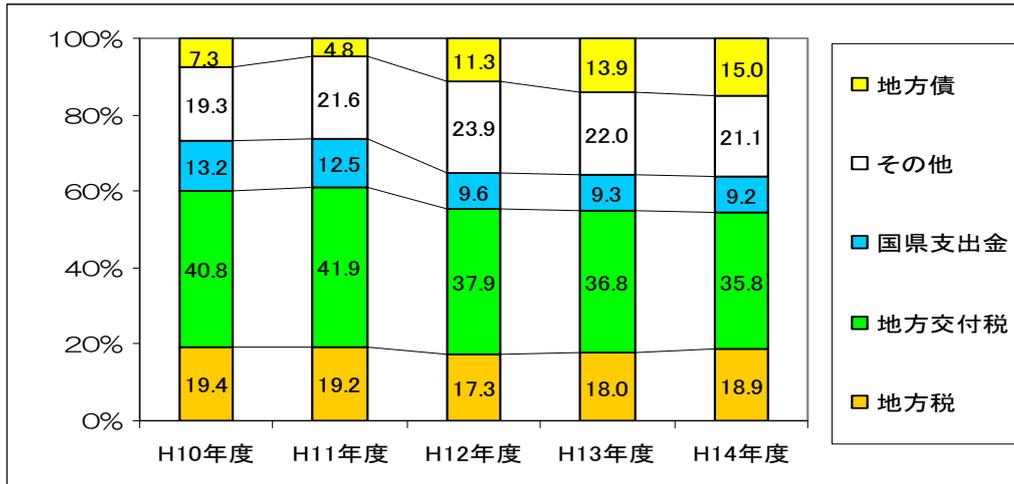


【図表】 鳳来町の年度別決算額及び構成比率の推移（歳入）

〔単位：千円 %〕

● 鳳来町

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
地方税	1,299,078	1,296,346	1,285,740	1,304,222	1,267,383
地方交付税	2,729,866	2,832,431	2,821,925	2,672,513	2,406,362
国県支出金	882,372	841,642	713,657	677,327	616,111
その他	1,296,361	1,455,148	1,779,842	1,597,239	1,421,305
地方債	489,800	327,200	839,200	1,008,100	1,010,300
合計	6,697,477	6,752,767	7,440,364	7,259,401	6,721,461

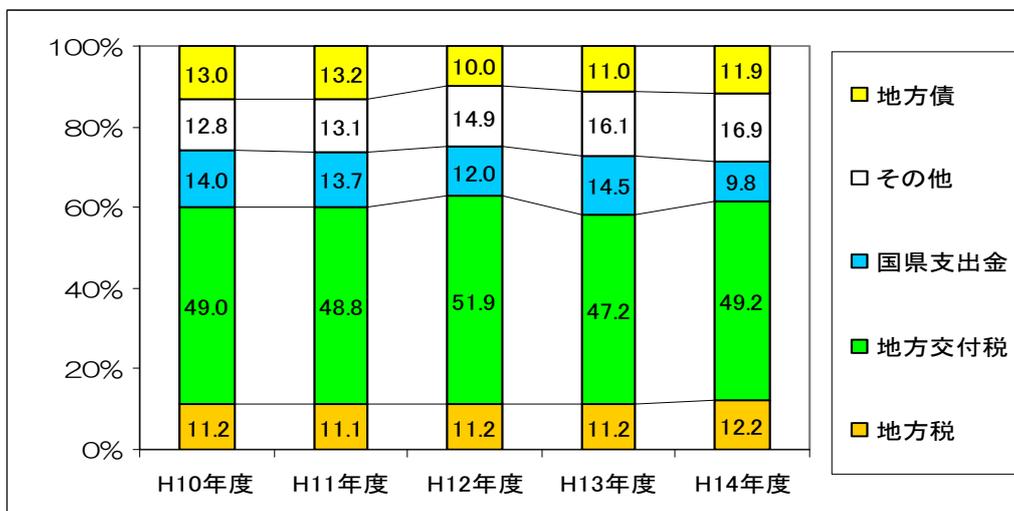


【図表】 作手村の年度別決算額及び構成比率の推移（歳入）

〔単位：千円 %〕

● 作手村

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
地方税	358,957	362,251	347,829	352,045	333,366
地方交付税	1,570,823	1,599,468	1,617,051	1,487,624	1,343,646
国県支出金	450,283	449,579	374,460	455,969	266,957
その他	410,752	430,612	463,998	507,458	461,646
地方債	416,300	433,400	312,500	348,000	325,091
合計	3,207,115	3,275,310	3,115,838	3,151,096	2,730,706



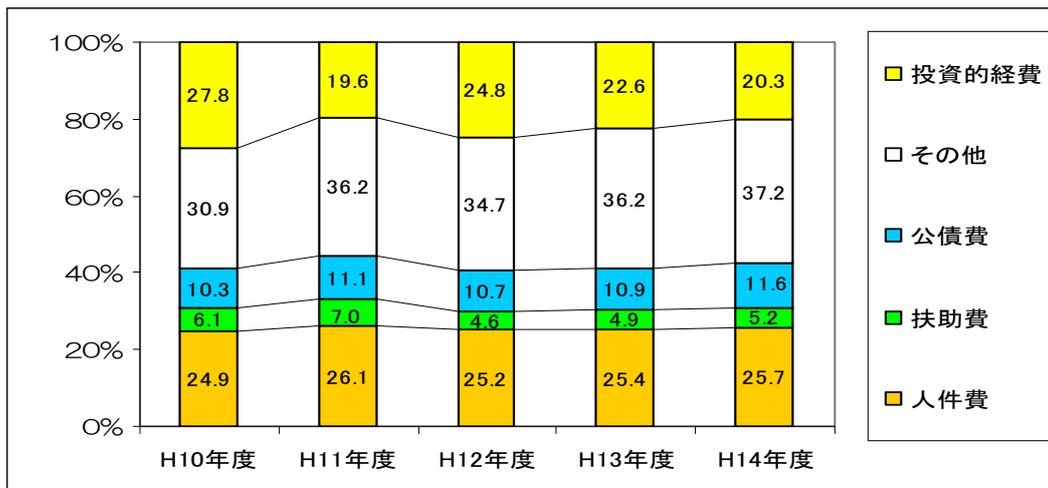
●市町村別等の普通会計歳出決算の状況（平成10年度から平成14年度）

【図表】 3市町村の年度別決算額及び構成比率の推移（歳出）

〔単位：千円 %〕

●3市町村

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
人件費	5,719,738	5,875,732	5,833,912	5,753,510	5,666,489
扶助費	1,410,653	1,562,603	1,059,607	1,097,376	1,145,399
公債費	2,378,132	2,494,074	2,464,950	2,472,906	2,564,188
その他	7,121,301	8,128,602	8,006,272	8,175,820	8,197,797
投資的経費	6,402,090	4,404,086	5,719,618	5,113,137	4,479,402
合計	23,031,914	22,465,097	23,084,359	22,612,749	22,053,275

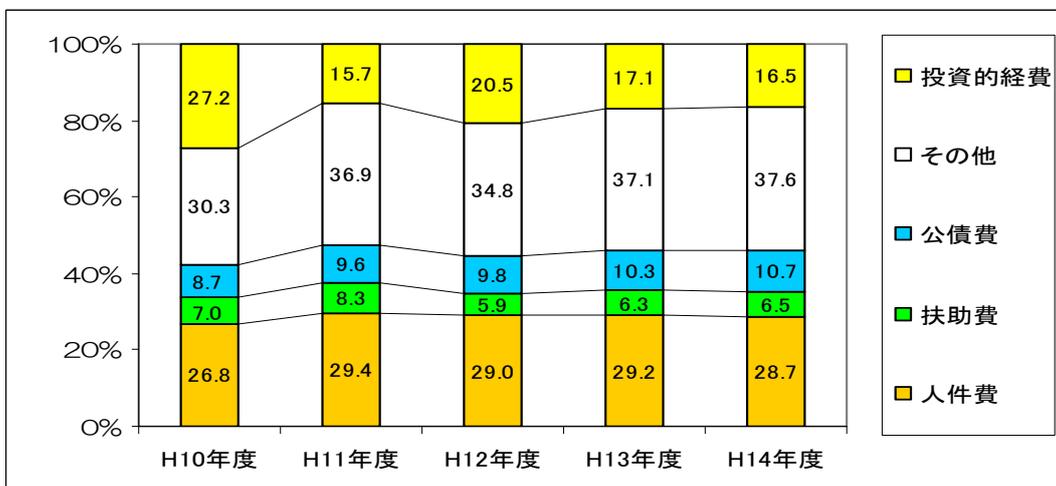


【図表】 新城市の年度別決算額及び構成比率の推移（歳出）

〔単位：千円 %〕

●新城市

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
人件費	3,649,302	3,809,022	3,813,788	3,727,837	3,713,045
扶助費	947,703	1,079,001	772,843	805,895	838,347
公債費	1,180,892	1,247,523	1,286,920	1,316,233	1,379,528
その他	4,135,117	4,772,896	4,580,495	4,745,560	4,861,846
投資的経費	3,711,968	2,031,691	2,697,064	2,183,998	2,133,098
合計	13,624,982	12,940,133	13,151,110	12,779,523	12,925,864

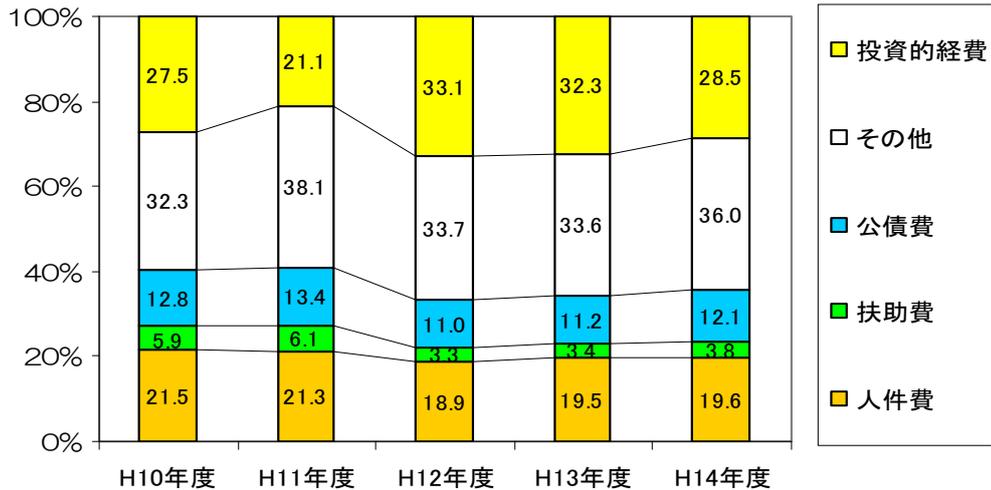


【図表】 鳳来町の年度別決算額及び構成比率の推移（歳出）

〔単位：千円 %〕

● 鳳来町

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
人件費	1,360,517	1,364,648	1,328,072	1,334,993	1,275,415
扶助費	369,054	391,363	228,800	229,745	246,925
公債費	811,087	858,296	775,705	767,131	789,831
その他	2,042,272	2,436,770	2,360,799	2,299,259	2,345,553
投資的経費	1,733,701	1,348,342	2,318,562	2,210,036	1,855,219
合計	6,316,631	6,399,419	7,011,938	6,841,164	6,512,943

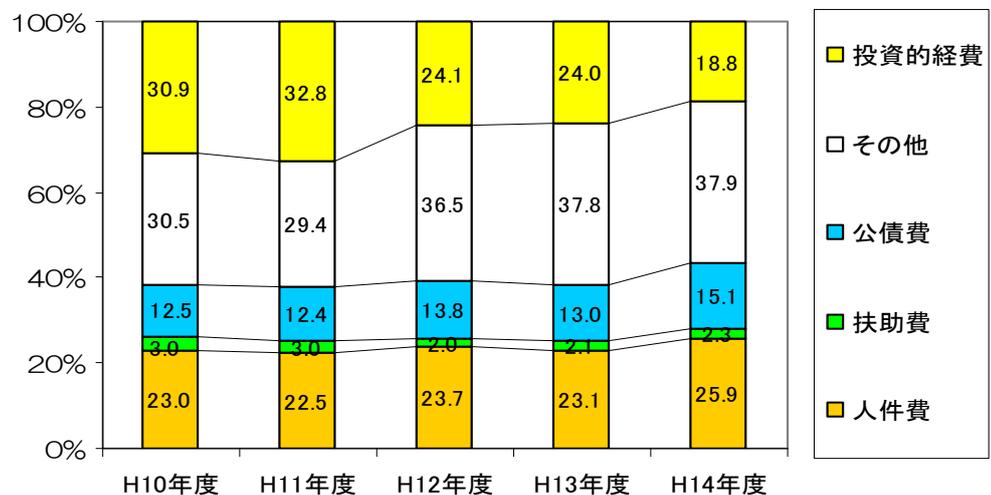


【図表】 作手村の年度別決算額及び構成比率の推移（歳出）

〔単位：千円 %〕

● 作手村

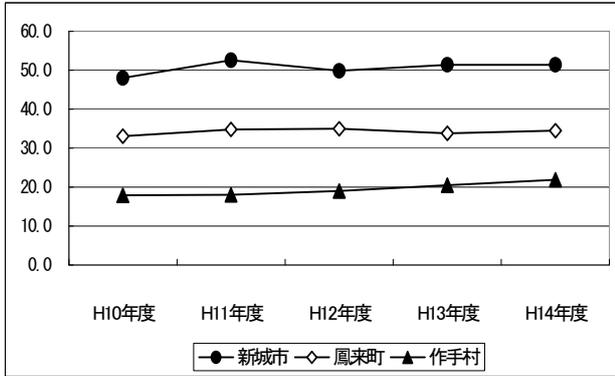
	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
人件費	709,919	702,062	692,052	690,680	678,029
扶助費	93,896	92,239	57,964	61,736	60,127
公債費	386,153	388,255	402,325	389,542	394,829
その他	943,912	918,936	1,064,978	1,131,001	990,398
投資的経費	956,421	1,024,053	703,992	719,103	491,085
合計	3,090,301	3,125,545	2,921,311	2,992,062	2,614,468



●市町村別主要指標の推移

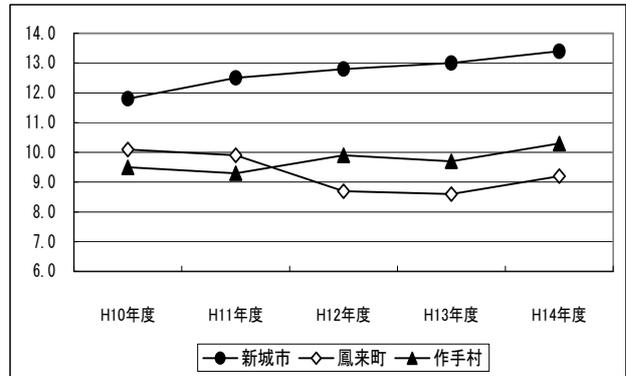
【図表】 自主財源比率の推移

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
新城市	48.0	52.6	49.9	51.4	51.4
鳳来町	33.1	34.8	35.0	33.8	34.5
作手村	17.9	18.0	19.0	20.5	21.9



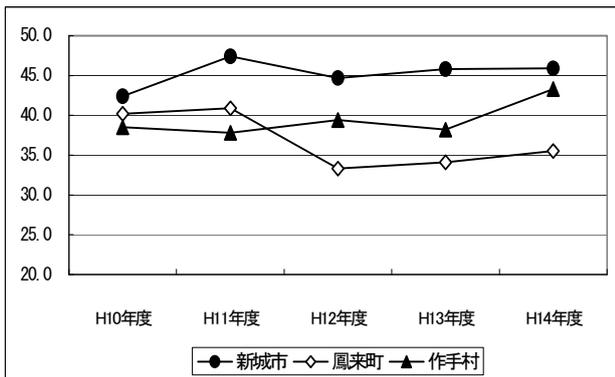
【図表】 公債費比率の推移

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
新城市	11.8	12.5	12.8	13.0	13.4
鳳来町	10.1	9.9	8.7	8.6	9.2
作手村	9.5	9.3	9.9	9.7	10.3



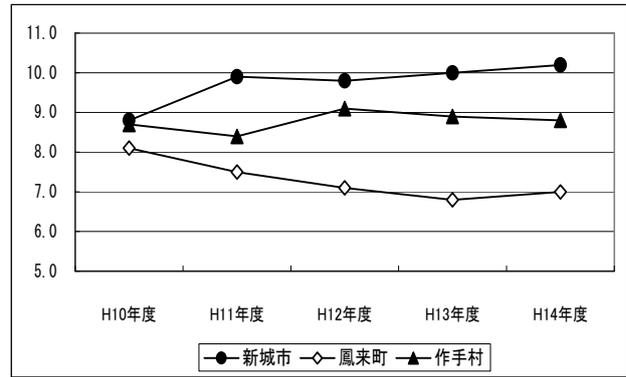
【図表】 義務的経費比率の推移

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
新城市	42.4	47.4	44.7	45.8	45.9
鳳来町	40.2	40.9	33.3	34.1	35.5
作手村	38.5	37.8	39.4	38.2	43.3



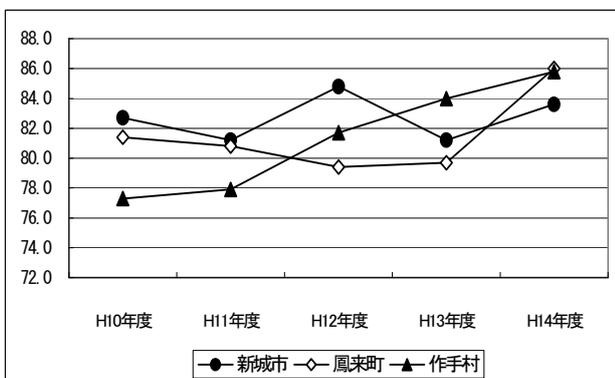
【図表】 起債制限比率の推移

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
新城市	8.8	9.9	9.8	10.0	10.2
鳳来町	8.1	7.5	7.1	6.8	7.0
作手村	8.7	8.4	9.1	8.9	8.8



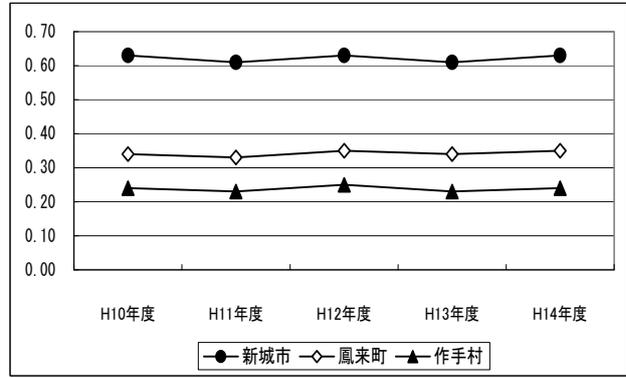
【図表】 経常収支比率の推移

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
新城市	82.7	81.2	84.8	81.2	83.6
鳳来町	81.4	80.8	79.4	79.7	86.0
作手村	77.3	77.9	81.7	84.0	85.8



【図表】 財政力指数の推移

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
新城市	0.63	0.61	0.63	0.61	0.63
鳳来町	0.34	0.33	0.35	0.34	0.35
作手村	0.24	0.23	0.25	0.23	0.24



【財服用語の解説】

用語	解説
地方交付税	どの市町村でも標準的な行政サービスが提供できるように必要な経費について、地方税などの収入でまかなえない場合、国が、所得税、法人税などの国税の一定割合を原資にその不足分を交付するものです。
自主財源比率	歳入のうち市町村が自主的に収入する市町村民税などの地方税、ほ場整備や林道整備に係る受益者負担金、公営住宅などの公共施設の使用料などの歳入割合をいいます。
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の法令に基づいて援助するための経費（措置費や給付金）です。市町村単独の施策として行うものの経費も含まれます。
公債費	市町村が建設事業のために借り入れたお金（地方債）の元金及び利子の返済に必要な経費をいいます。この公債費は、市町村の歳入の状況等に関係なく支出しなければならない義務的経費です。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校等の公共施設の整備に要する経費をいいます。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。
経常収支比率	市町村の財政構造を示す指標で、この数値が高いほど義務的経費、施設の維持補修費などの毎年度継続的に支出しなければならない経費割合が高く、財政運営にゆとりが小さい状況といえます。
公債比率	経常一般財源総額に占める公債費の一般財源所要額の比率をいいます。公債費の増加は、将来の住民の負担を大きくするとともに、財政構造の弾力性を圧迫することにもなります。
起債制限比率	公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合をいいます。
財政力指数	市町村の財政上の体力を示す指数で、この数値が高いほど体力のある市町村といえます。この数値が 1.00 を超えると地方交付税のうち普通交付税が交付されません。

6 大規模プロジェクト

(1) 第二東名高速道路

第二東名高速道路は、近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神）とともに、東名・名神高速道路に次ぐ第二の主要な国土開発幹線道路と位置づけられています。東名高速道路との適切な交通分担機能をもつことにより、本来、高速道路のもつ高速性かつ定時性という役割を発揮するとともに、大地震などの災害時には、東名高速道路の代替路として救援物資の輸送や災害復旧活動を支え、安全・安心を担う大動脈として期待されています。

また、沿線地域の地域開発の観点では、他の幹線道路網との接続により沿線から内陸部までの開発条件が飛躍的に向上することも期待されています。

●計画の概要

- ・起終点 東京都から名古屋市
- ・近隣の主な I . C 予定地 浜北市、引佐町、新城市、額田町、豊田市、
- ・延長 約330 km

(2) 三遠南信自動車道

三遠南信自動車道は、中央自動車道、東名高速道路及び第二東名高速道路を有機的に連絡することで、東三河地域、遠州地域、南信地域の発展に大きく寄与する重要な道路であり、一般国道の自動車専用道路として整備が推進されています。

また、この自動車道の整備により東三河、遠州、南信地域（三遠南信地域）を一体化し、沿線の発展に寄与することが期待されています。

●計画の概要

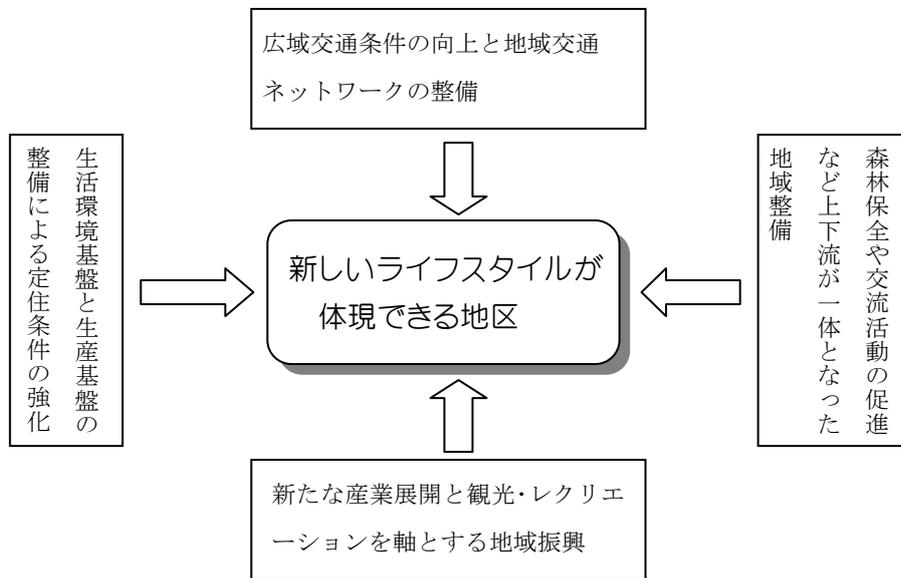
- ・起終点 長野県飯田市から静岡県三ヶ日町
- ・近隣の主な I . C 予定地 東栄町、鳳来町、引佐町
- ・延長 約100 km

第2章 関連計画の把握

1 広域計画

(1) 愛知2010計画（第7次愛知県地方計画）

平成10年3月に策定された愛知2010計画（第7次愛知県地方計画）では、世界的な交流基盤の整備と新しいライフスタイルの創造拠点をめざすため、県内14地域ごとに地域づくりの課題や、取り組みの方向性を示しています。新市が含まれる「新城南北設楽地区」は、多様な資源を活用し、交流の拠点性の向上と定住環境整備による「新しいライフスタイルが体现できる地区」と位置づけられています。



(2) 東三河地方拠点都市地域整備計画

平成6年2月に策定された東三河地方拠点都市地域整備計画では、豊橋市を中心とした東三河19市町村の将来像として、「職、住、遊、学」の機能が総合的に備わった魅力ある生活空間を創造し、21世紀における新しいライフスタイルをリードしていきける「生活の都」づくりを掲げ、人材の育成確保、地域間交流、伝統文化の継承、教養文化活動推進などの地域づくりの方向性を示しています。

新市を含む地域は、「中山間地域」と位置づけられ、居住環境の整備や歴史・文化・観光資源の充実とネットワーク化、「東三河1時間交通圏」の確立を中心とした幹線道路網の整備等を図り、定住人口の確保と交流人口の増加に努める一方、第二東名高速道路や三遠南信自動車道のインター整備にあわせた、都市機能や産業機能の集積を図ることを整備方針として掲げています。

(3) 第4次新城南北設楽広域市町村圏計画

平成13年4月に策定された第4次新城南北設楽広域市町村圏計画では、豊かな森林資源に代表される自然環境を資源として活かすことを基本に、山間地域の居住の推進や産業の創出、広域的インフラ整備、拠点機能の整備とネットワーク化などを地域振興のテーマに掲げ、将来像「水と森のふるさと奥三河」の実現をめざしています。

第4次新城南北設楽広域市町村圏計画「水と森のふるさと奥三河」	
新城南北設楽広域市町村圏 (1市3町4村)	新城市、鳳来町、作手村(他2町、3村)
将来像	水と森のふるさと奥三河
策定期期	平成13年4月1日(期間2001年~2010年)
圏域の課題	<p>(山間部の人々に安心を) 山間部の広域・分散型居住者に消防・医療・福祉など、日常生活に安心を提供することが必要</p> <p>(山間部へのUJターン者の積極的な受け入れ) 山間部に新たな住処(すみか)を求める人からの問い合わせも多く、積極的な受け入れ体制づくりが必要</p> <p>(水資源をつくりだす圏域の役割の再認識) 本圏域が東三河の水資源の供給源となっていることを流域全体で再認識し、広く環境に配慮した農業・林業の在り方について、下流部と協力して検討</p> <p>(圏域内に職場を) 若者流出に歯止めをかけるために、地域毎に異なる特性を活かし、産業誘致から福祉施設まであらゆる機会を活用した就業の場の創出が必要</p> <p>(交通利便性の確保) 圏域内の幹線道路の約40%は未改良であり、大型車両のすれ違いもできず、地域間の交流の障害となっているため、道路の整備が必要</p> <p>(広域圏の整合のとれた機能配置) 行政面、産業面、保健医療面、福祉面などの機能は、圏域内に既に配置されているが、今後は地域住民の生活行動圏や、道路などのネットワークを考慮して、計画的・合理的に配置することが必要</p> <p>(広域連合の導入) 一部事務組合の事業、事務委託の事業などの高次化に伴う広域行政制度、さらに介護保険、廃棄物処理など新たな行政需要に対処するために、広域連合の導入が必要、市町村合併の可能性についても調査研究を推進</p>
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部居住の推進 ・環境に配慮した森林・農地の整備 ・地域特性を活かした就業機会の創出 ・広域的インフラの整備促進 ・広域圏の機能配置とネットワーク

2 各市町村の総合計画

3市町村の総合計画におけるまちづくりの方向性をみると、自然環境との共生や少子・高齢社会への対応、住民参加（協働）、交流といった視点がみられ、共通のビジョンを持っていることがうかがえます。今後は、こうした地域の特性を再認識した新たな地域づくりが求められています。

区分	新 城 市	鳳 来 町	作 手 村
	第5次新城市総合計画 「新城まほろばデザイン」 (計画期間：平成7年度～16年度)	第8次鳳来町総合計画 「新鳳来創造プラン21」 (計画期間：平成8年度～17年度)	第5次作手村総合計画 (計画期間：平成13年度～22年度)
社会環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会・情報化社会の到来 ・人・文化・情報面での国際間の結びつきの深まり ・環境保全に対する意識の高まりと施策の進展 ・市民意識や価値観の多様化 ・世界的経済構造の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化と情報化 ・高齢化・少子化 ・産業の空洞化、担い手不足 ・交通体系の画期的変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりや自己実現を求める志向の高まり ・少子高齢社会の到来 ・環境を大切にす気運の高まり ・ボランティア・NPOへの参加意識の増大 ・生活・産業・行政の広域化 ・高度情報社会の進展 ・女性の社会参加の増加・多様化 ・地方の再評価、国際化の進展
基本課題	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿社会への対応 ・市中心部の商業活性化と優良住宅地としての整備 ・第二東名インターチェンジとサービスエリアの活用 ・若者を中心とした定住者増加と住宅地整備 ・まちの個性としての“顔”づくり ・社会資本整備によるまちの魅力度の向上 ・緑・水・自然の保全と創造 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少・若者の流出 ・高齢者福祉と生きがい対策 ・生活の利便性 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然との共生 ～豊かな自然環境の保全と心の創造～ ・村民自ら進める村づくり ～自立性の高い地域ぐるみ集落活動～ ・生きがい（笑顔）の創出 ～少子高齢化への対応と 学ぶ気運づくり～ ・生活基盤の整備 ～地域特性を活かした産業振興と 生活環境整備～ ・交流から生まれる連携と行政運営 ～広域ネットワークと 行政サービスの向上～
将来像	<p>(都市像)</p> <p>元気都市しんしろ (都市目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会いと創造のある交流都市 ・生活満足度の高い誘力都市 ・安心とあたたかさのある長寿健康都市 ・愛郷心をはぐくむヒューマン都市 	<p>(将来像)</p> <p>緑の生活圏＝鳳来 《21世紀に輝く、活力と ゆとりのまちづくり》</p> <p>(基本目標)</p> <p>地域の創意と英知を終結し、より自立した新鳳来を創造する *3つの柱（基本理念は町民憲章） 自立・共生・独創</p>	<p>(将来像)</p> <p>「地域発、夢おこし宣言」 ～自ら興す村づくり～</p> <p>(基本目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> *単なる行政計画ではない「行動計画」 ・自然風土との共生（新たな価値観の創出） ・地域の特性を自らの手で活かす（価値観の共有） ・広域的視野に立った地域づくり (補完・共存・レベルアップ)

	新 城 市	鳳 来 町	作 手 村
区 分	第 5 次新城市総合計画 「新城まほろばデザイン」 (計画期間：平成 7 年度～1 6 年度)	第 8 次鳳来町総合計画 「新鳳来創造プラン 21」 (計画期間：平成 8 年度～1 7 年度)	第 5 次作手村総合計画 (計画期間：平成 1 3 年度～2 2 年度)
プ ロ シ ェ ク ト	(推進戦略プロジェクト) <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生プロジェクト ・ハイウェイポートプロジェクト ・裕優住まいプロジェクト ・人にやさしいまちプロジェクト ・森の都プロジェクト 	(リーディングプロジェクト) <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン定住圏づくり ・歴史と自然の観光ネットワーク拠点整備 (観光ソフト構築) ・交流拠点整備 	(リーディングプロジェクト) <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体づくり ・地域再発見 (集落内点検) ・交流と情報発信 (最重点事業) ・集落計画の策定 (村おこし委員会発足) ・集落間ネットワーク 「作手高原スタースタジアム(星座構想)」の推進
施 策 の 大 綱	(まちづくりの施策方針) <ul style="list-style-type: none"> ・利便性と中枢性の高いまちづくり ・交流と定住を促進するまちづくり ・働きがいと活力のあるまちづくり ・調和のとれた安全で快適なまちづくり ・生きがいと希望のあるまちづくり ・健康と福祉のまちづくり ・心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり ・水清く緑誇れるまちづくり 	(施策の大綱) <ul style="list-style-type: none"> ・生活創造 (生活環境の整備、安全な環境の整備) ・福祉創造 (住民福祉の充実) ・産業創造 (産業の振興、観光拠点の整備) ・文化創造 (生涯学習の推進、歴史と地域文化の伸展) ・交流創造 (交流事業の推進、魅力ある地域の創造) 	(施策の大綱) <ul style="list-style-type: none"> ・自然・風土と共生し、豊かな心を育む村づくり ・自ら興す、笑顔あふれる居心地のよい村づくり ・やすらぎと温もりのある健やかな村づくり ・活力と潤いのある暮らしを生み出す村づくり ・広い視野で近隣市町村とのつながりを活かす村づくり

第3章 住民アンケート調査結果

現在、各市町村において提供している行政サービスについては、それぞれの人口、財政状況や地域特性等の違いにより、サービス内容・水準には差異がみられます。

平成15年9月に実施した「新市まちづくり計画のための住民アンケート調査」において、18歳以上の住民5,000人と中学3年生全員（592人）に対して、現在住んでいる市町村の行政サービスに対する満足度・今後のまちづくりにおける重要度、また、3市町村が合併した場合の将来像を調べた結果は、以下のとおりです。

なお、中学生アンケートにおいては、満足度については調べていません。

1 地域の現状について

問 現在お住まいの市町村の行政サービスについて、あなたはどの程度満足していますか。また、その行政サービスは今後のまちづくりにおいてどの程度重要（必要）だと思いますか。

【行政サービスに対する満足度】

全体的に満足度が高く、不満の割合が低いものとなっています。なかでも「健康づくり支援の充実」に対する満足度が最も高く、次いで、「文化、芸能等の振興、保存」、「歴史遺産、文化財の保護・活用」、「窓口サービスの対応」、「市町村の広報・広聴の充実」が続いています。

一方、満足度の低いものとして、「通学や生活の足としての公共交通機関等の充実」、「便利な市街地・中心街の整備」、「円滑な道路網の整備」となっており、生活・環境整備に対する満足度が低いものとなっています。

居住地別にみると、新城市では、「文化施設の整備充実」に対する満足度が全体と比較して高く、作手村では、『福祉・健康』、『生活・環境』に対する項目の満足度が全体的に高いものとなっています。逆に、鳳来町、作手村ではともに「通学や生活の足としての公共交通機関等の充実」、「文化施設の整備充実」の満足度が低いものとなっています。

【図表】満足度の高い行政サービス

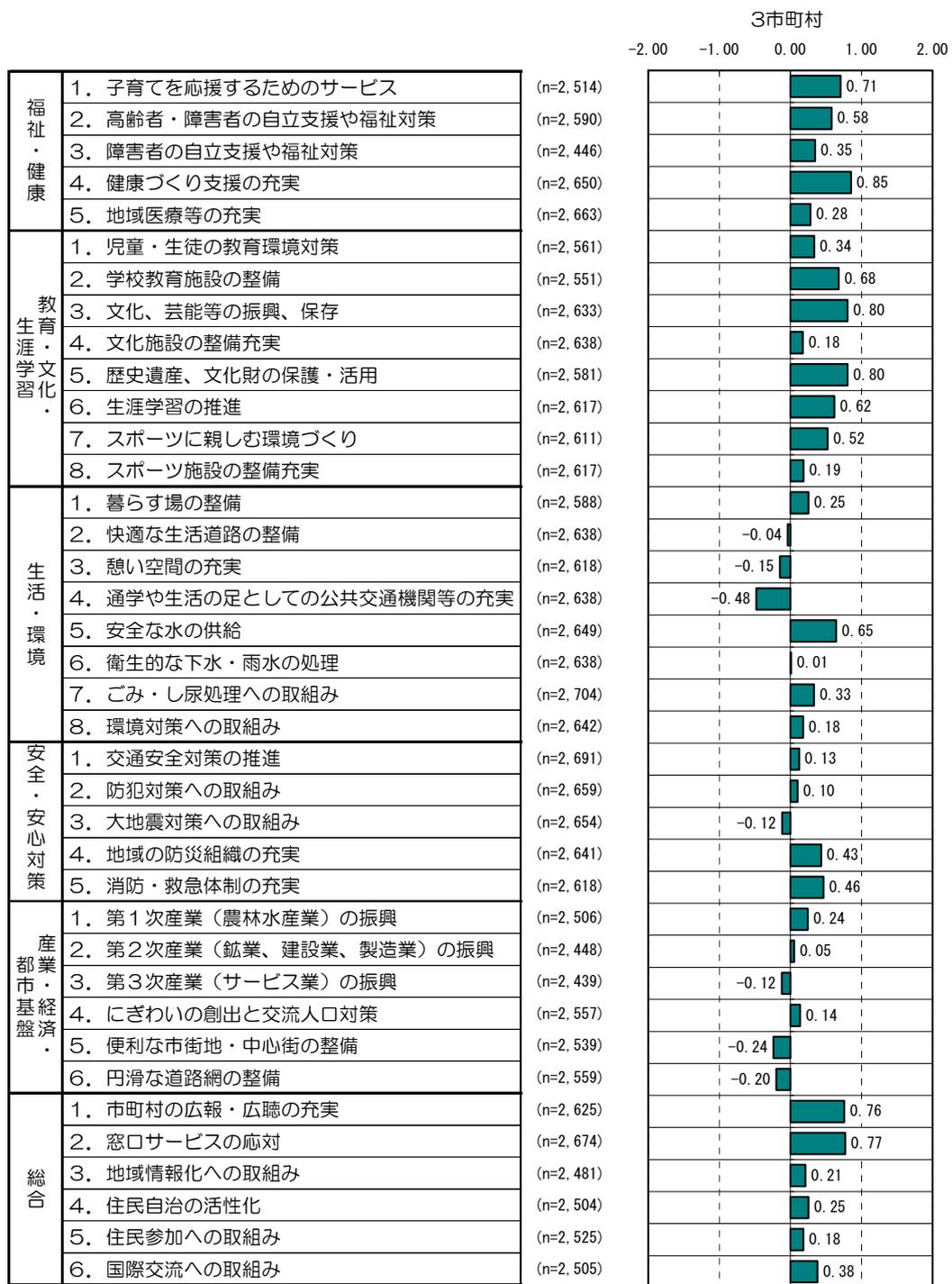
	3市町村	新城市	鳳来町	作手村
1	健康づくり支援の充実	文化、芸能等の振興、保存	窓口サービスの対応	健康づくり支援の充実
2	文化、芸能等の振興、保存 歴史遺産、文化財の保護・活用	歴史遺産、文化財の保護・活用	健康づくり支援の充実	高齢者・障害者の自立支援や福祉対策
3	窓口サービスの対応	子育てを応援するためのサービス	学校教育施設の整備	市町村の広報・広聴の充実
4	市町村の広報・広聴の充実	健康づくり支援の充実	市町村の広報・広聴の充実	安全な水の供給
5	子育てを応援するためのサービス	市町村の広報・広聴の充実	歴史遺産、文化財の保護・活用	窓口サービスの対応

※「3市町村」の1位の項目を網かけしています。（以下、この章における表において同じ）

【図表】満足度の低い行政サービス

	3市町村	新城市	鳳来町	作手村
1	通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	便利な市街地・中心街の整備	通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	通学や生活の足としての公共交通機関等の充実
2	便利な市街地・中心街の整備	通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	文化施設の整備充実	大地震対策への取組み
3	円滑な道路網の整備	円滑な道路網の整備	憩い空間の充実	文化施設の整備充実
4	憩い空間の充実	第3次産業（サービス業）の振興	衛生的な下水・雨水の処理	第3次産業（サービス業）の振興
5	大地震対策への取組み 第3次産業（サービス業）の振興	快適な生活道路の整備 憩い空間の充実	円滑な道路網の整備	第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興

【図表】行政サービスに対する満足度



※ 行政サービスに対する満足度に関する評価指数は、「非常に満足」を+3、「満足」を+2、「やや満足」を+1、「やや不満」を-1、「不満」を-2、「非常に不満」を-3として、各項目ごとに合計点数を算出し、それを回答数で割った数値としています。項目ごとに回答者全体の満足度が高い場合はプラス方向に、満足度が低い場合はマイナス方向に指数が振られます。

n＝有効回答数（2,818人）のうちの各項目における回答数

【行政サービスに対する重要度・一般住民】

一般住民では「地域医療等の充実」が最も重要度の高いものとなっています。高齢者施策や子育て等の『福祉・健康』分野については、行政サービスの満足度は全体的に高いものの、近年の少子高齢化の進展を踏まえて重要と答える方が多く、さらなる施策の充実を求めていることがうかがえます。

また、「大地震対策への取組み」、「防犯対策への取組み」の重要度も高く、東海地震・東南海地震に対する懸念や頻発する凶悪犯罪の増加などを背景に『安全・安心』を求める声が多くなっています。

【図表】重要度の高い行政サービス（一般住民）

	3市町村	新城市	鳳来町	作手村
1	地域医療等の充実	地域医療等の充実 大地震対策への取組み	地域医療等の充実	地域医療等の充実
2	大地震対策への取組み	高齢者・障害者の自立支援や福祉対策	大地震対策への取組み	高齢者・障害者の自立支援や福祉対策
3	高齢者・障害者の自立支援や福祉対策	子育てを応援するためのサービス	高齢者・障害者の自立支援や福祉対策	大地震対策への取組み
4	子育てを応援するためのサービス	障害者の自立支援や福祉対策 防犯対策への取組み	障害者の自立支援や福祉対策 防犯対策への取組み 消防・救急体制の充実	子育てを応援するためのサービス
5	障害者の自立支援や福祉対策 防犯対策への取組み	ごみ・し尿処理への取組み 消防・救急体制の充実	安全な水の供給	児童・生徒の教育環境対策 消防・救急体制の充実

【行政サービスに対する重要度・中学生】

中学生では「大地震対策への取組み」が最も重要度が高く、次いで「地域医療等の充実」、「消防・救急体制の充実」、「高齢者・障害者の自立支援や福祉対策」となっており、『安全・安心』と『福祉・健康』対策への行政サービスが重要であると回答している人の割合が高くなっています。これは、一般住民アンケート（18歳以上対象）とほぼ同様の傾向となっており、中学生においても、少子高齢化といった時代背景や東海地震・南海地震に対する施策が重要だと感じていることがうかがえます。反対に、「生涯学習の推進」、「地域情報化への取組み」、「市町村の情報提供・収集の充実」、「円滑な道路網の整備」、「第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興」といった『産業・経済・都市基盤』と『総合』の行政サービスの重要度は低くなっています。

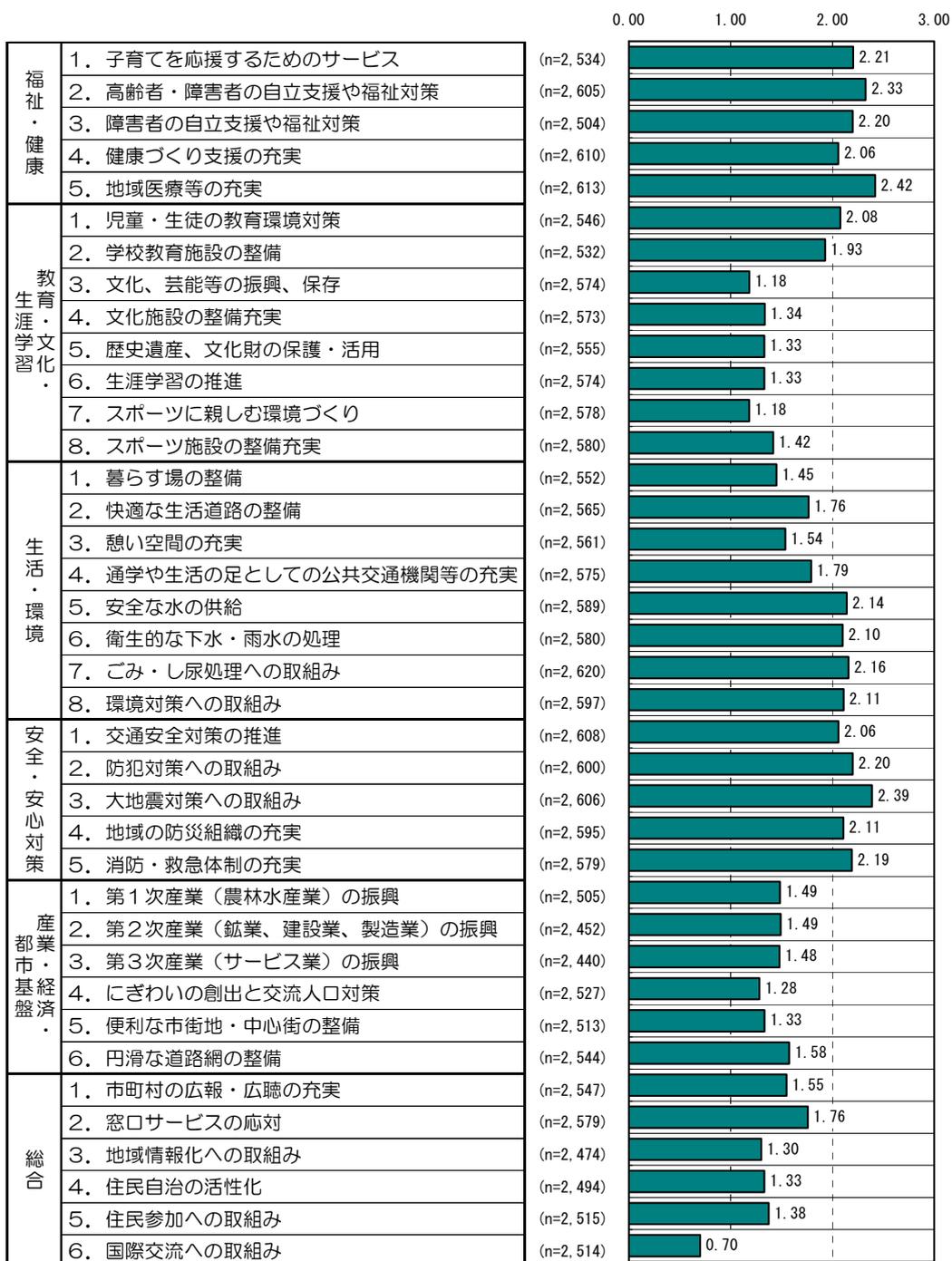
居住地別でみると、3市町村とも、ほぼ全体と同様の傾向がみられていますが、鳳来町では、「通学や生活の足としての公共交通機関等の充実」が重要であると回答している人の割合が全体と比較して高くなっています。

【図表】重要度の高い行政サービス（中学生）

	3市町村	新城市	鳳来町	作手村
1	大地震対策への取組み	大地震対策への取組み	大地震対策への取組み	大地震対策への取組み
2	地域医療等の充実	地域医療等の充実 消防・救急体制の充実	通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	高齢者・障害者の自立支援や福祉対策
3	消防・救急体制の充実	防犯対策への取組み	地域医療等の充実	地域医療等の充実
4	高齢者・障害者の自立支援や福祉対策	高齢者・障害者の自立支援や福祉対策	児童・生徒の教育環境の整備	消防・救急体制の充実
5	豊かな環境を守るための取組み 防犯対策への取組み	豊かな環境を守るための取組み	豊かな環境を守るための取組み 消防・救急体制の充実	豊かな環境を守るための取組み

【図表】行政サービスに対する重要度・一般住民

3市町村・一般住民

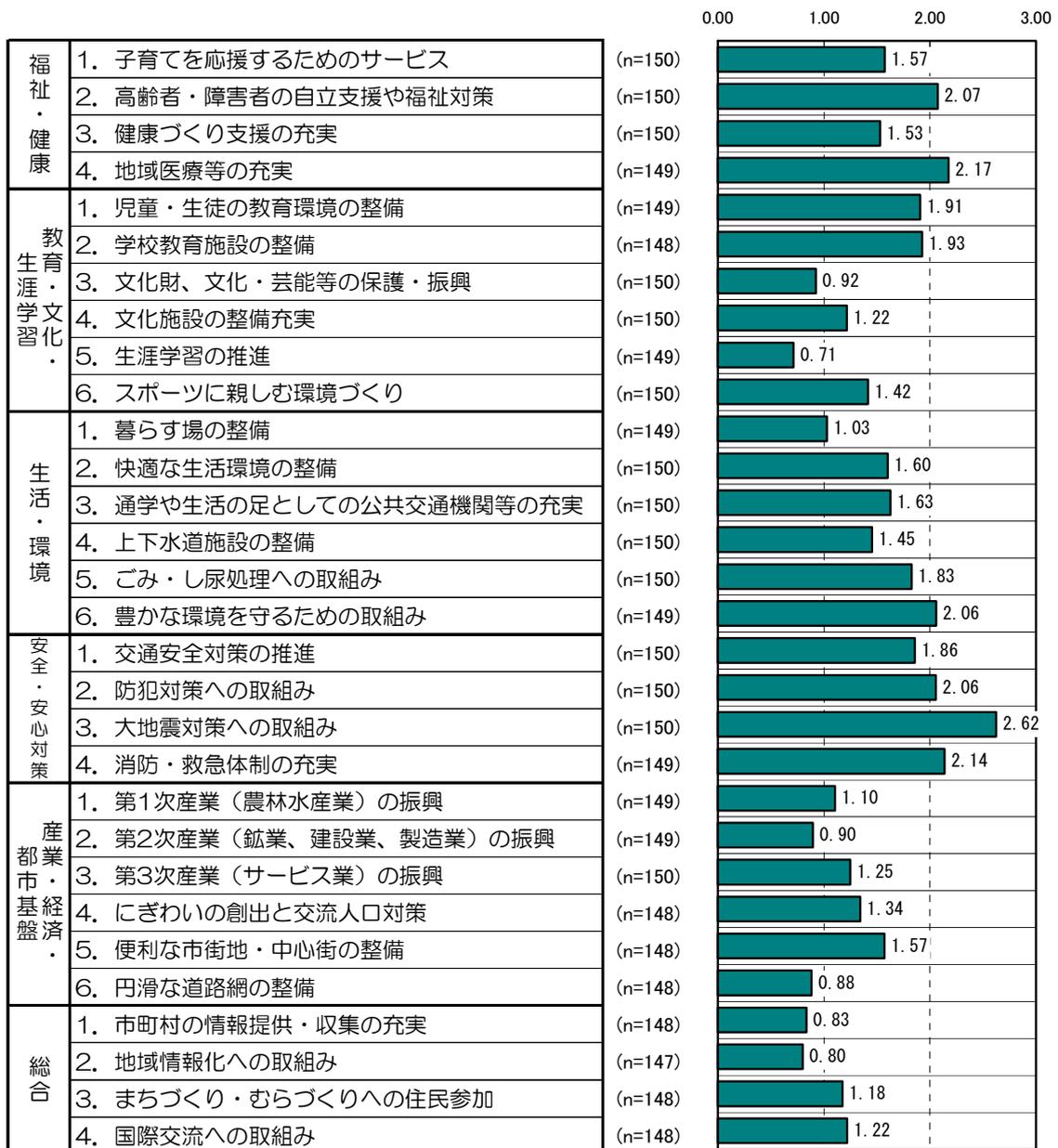


※ 行政サービスに対する重要度に関する評価指数は、「非常に重要である」を+3、「重要である」を+2、「やや重要である」を+1、「あまり重要でない」を-1、「重要でない」を-2、「全く重要でない」を-3として、各項目ごとに合計点数を算出し、それを回答数で割った数値としています。項目ごとに回答者全体が考える重要度が高いほど数値は大きくなります。

n=有効回答数（一般住民：2,818人）のうちの各項目における回答数

【図表】行政サービスに対する重要度・中学生

3市町村・中学生



n=有効回答数（中学生：526人）のうちの各項目における回答数

2 地域の将来像について

問 3市町村が合併した場合、将来どのようなまちになったらよいと思われますか。
(3つまで選択)

[3市町村が合併した場合の将来像・一般住民]

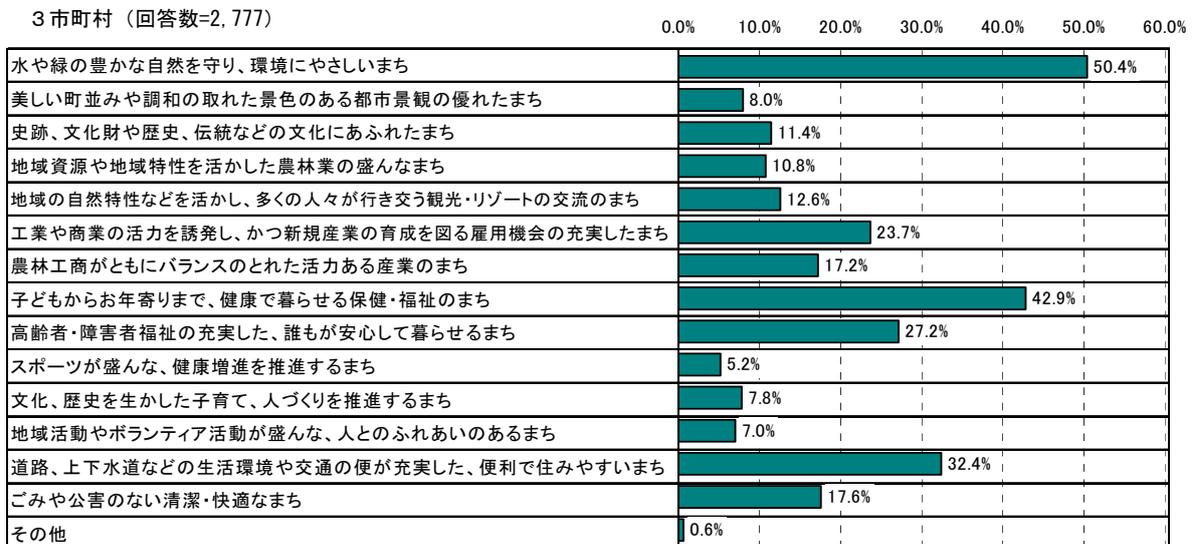
一般住民では、「水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち」が最も多く、次いで「子どもからお年寄りまで、健康で暮らせる保健・福祉のまち」、「道路、上下水道などの生活環境や交通の便が充実した、便利で住みやすいまち」が上位にあがっています。居住地別でも、ほぼ全体と同様の傾向となっています。

これらを総合すると、豊かな自然に恵まれながらも便利で住みやすく、いつまでも安心して暮らせるまちが求められていると考えられます。

【図表】 3市町村が合併した場合の将来像上位項目・一般住民

	3市町村	新城市	鳳来町	作手村
1	水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち	水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち	水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち	水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち
2	子どもからお年寄りまで、健康で暮らせる保健・福祉のまち	子どもからお年寄りまで、健康で暮らせる保健・福祉のまち	子どもからお年寄りまで、健康で暮らせる保健・福祉のまち	子どもからお年寄りまで、健康で暮らせる保健・福祉のまち
3	道路、上下水道などの生活環境や交通の便が充実した、便利で住みやすいまち	道路、上下水道などの生活環境や交通の便が充実した、便利で住みやすいまち	道路、上下水道などの生活環境や交通の便が充実した、便利で住みやすいまち	道路、上下水道などの生活環境や交通の便が充実した、便利で住みやすいまち
4	高齢者・障害者福祉の充実した、誰もが安心して暮らせるまち	高齢者・障害者福祉の充実した、誰もが安心して暮らせるまち	高齢者・障害者福祉の充実した、誰もが安心して暮らせるまち	高齢者・障害者福祉の充実した、誰もが安心して暮らせるまち
5	工業や商業の活力を誘発し、かつ新規産業の育成を図る雇用機会の充実したまち	工業や商業の活力を誘発し、かつ新規産業の育成を図る雇用機会の充実したまち	工業や商業の活力を誘発し、かつ新規産業の育成を図る雇用機会の充実したまち	農林工商がともにバランスのとれた活力ある産業のまち

【図表】 3市町村が合併した場合の将来像・一般住民



※ 選択項目ごとの全回答者(2,777人)に対する回答比率を表しています。

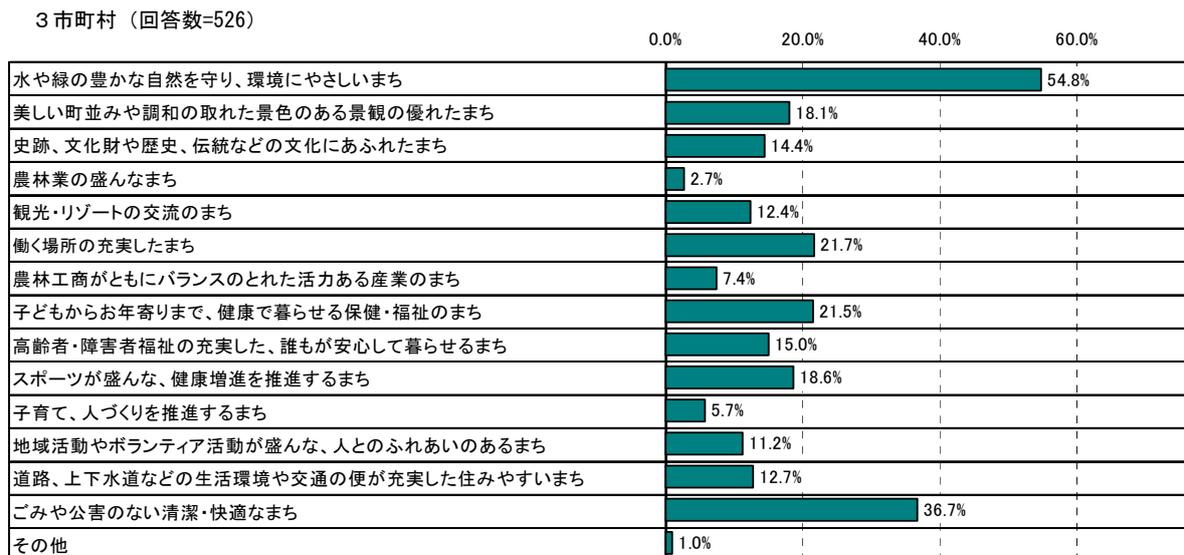
〔3市町村が合併した場合の将来像・中学生〕

中学生では、「水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち」が最も高く、次いで「ごみや公害のない清潔・快適なまち」、「働く場所の充実したまち」が上位にあがっています。概ね将来のまちづくりの方向性は、居住地別でも「水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち」、「ごみや公害のない清潔・快適なまち」が上位にあげられていることからこの2項目に集約されると考えられます。一般住民アンケートにおいても、環境にやさしいまちの将来像を望む人が最も多いことから、豊かな自然に囲まれた当地域では、その自然環境と共生していくまちづくりが強く望まれていることがうかがえます。

【図表】 3市町村が合併した場合の将来像上位項目・中学生

	3市町村	新城市	鳳来町	作手村
1	水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち	水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち	水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち	水や緑の豊かな自然を守り、環境にやさしいまち
2	ごみや公害のない清潔・快適なまち	ごみや公害のない清潔・快適なまち	ごみや公害のない清潔・快適なまち	ごみや公害のない清潔・快適なまち
3	働く場所の充実したまち	子どもからお年寄りまで、健康で暮らせる保健・福祉のまち	働く場所の充実したまち	高齢者・障害者福祉の充実した、誰もが安心して暮らせるまち
4	子どもからお年寄りまで、健康で暮らせる保健・福祉のまち	働く場所の充実したまち	スポーツが盛んな、健康増進を推進するまち	スポーツが盛んな、健康増進を推進するまち
5	スポーツが盛んな、健康増進を推進するまち	美しい町並みや調和の取れた景色のある景観の優れたまち	道路、上下水道などの生活環境や交通の便が充実した、便利で住みやすいまち	子どもからお年寄りまで、健康で暮らせる保健・福祉のまち

【図表】 3市町村が合併した場合の将来像・中学生



※ 選択項目ごとの全回答者（526人）に対する回答比率を表しています。

第4章 新市の主要課題

1 抽出概念図

社会潮流

- ①日常生活圏の拡大
- ②少子・高齢化の進行
- ③住民ニーズの多様化
- ④環境共生への取り組み
- ⑤国際化・情報化の波
- ⑥心の時代・人権の尊重
- ⑦地方分権の進展
- ⑧厳しい財政状況
- ⑨市町村合併推進の波

既往計画における方向性

- 【愛知2010計画】
「新しいライフスタイルが体现できる地区」
- 【東三河地方拠点都市地域整備計画】
「生活の都」
- 【第4次新城南北設楽広域市町村圏計画】
「水と森のふるさと奥三河」
＝圏域の課題＝
山間部の人々に安心を
山間部へのUJターン者の積極的な受け入れ
水資源をつくりだす圏域の役割の再認識
圏域内に職場を
交通利便性の確保
広域圏の整合のとれた機能配置
広域連合の導入

- 【各市町村の総合計画】
- ＜新城市＞
「元気都市しんしろ」
- ＜鳳来町＞
「緑の生活圏＝鳳来」
《21世紀に輝く、活力とゆとりのまちづくり》
- ＜作手村＞
「地域発、夢おこし宣言～自ら興す村づくり～」

地域の現況

- 地域の83%を山林が占め、清流豊川や矢作川の水源地域であるなど、総面積 499 km²の自然環境豊かな山間地域である。
- 総人口5万3千人（H12年）で、人口は新城市を除き減少し、核家族化の進行がみられるほか、山間部を中心に過疎対策、少子高齢対策が大きな課題となっている。
- 医療分野は、新城市市民病院を中心に展開され、個人医院や診療所が補完する構造がみられる。福祉・保健分野は、各市町村で施設や体制の整備が進められている。
- 鳳来町・作手村の基幹産業である農林業の低迷により、農林家の経営は厳しい状況にあり、農林家数が減少している。（地域全体では3次産業従事者が増加傾向）
- 商工業は新城市に集積する傾向がみられ、地域全体では商店数、事業所数、従業者数、年間販売額、製造品出荷額のいずれも減少している。
- 道路網は、山間地域の地形を反映して県道の未改良区間が多く、市町村道では、改良率に格差がみられる。
- 歌舞伎をはじめとする伝統文化や歴史的資源が豊富な地域であり、個性豊かな学校教育・生涯学習を展開中。
- 財政力が弱く、交付税への依存率が高い。
- 第二東名高速道路インターチェンジ等の大規模開発に伴う地域振興策の推進が求められている。
- 高速情報通信基盤の整備が遅れている。

住民アンケートからみる課題

- 【「現状への不満」とともに「重要度」の高い項目】
- 交通網 ・公共交通の充実 ・円滑な道路整備
- 生活 ・市街地、中心街の整備 ・憩いの空間 ・サービス業の振興
- 福祉 ・地域医療の充実 ・福祉対策 ・子育て支援 ・防災、防犯（大地震対策）
- 【「地域の将来像」で意見の多かった項目】
- 自然 ・緑豊かな自然・環境にやさしいまち
- 福祉 ・安心して暮らせる保健福祉のまち ・高齢者、障害者が安心して暮らせるまち
- 生活 ・道路、上下水道等が充実した快適なまち ・ゴミや公害のない清潔快適なまち
- 産業 ・働く場所が充実したまち ・工業や商業、新規産業、雇用機会の充実

新市の課題

地域資源の
保全と活用

産業の活性化と
労働力・雇用の確保

地域間格差に
配慮した快適な
生活環境の創造

少子高齢社会への
対応と安全・安心
対策

教育・文化の振興と
人づくり

住民参加と
協働の推進

行財政改革
の推進

2 新市の主要課題

(1) 地域資源の保全と活用

当地域は、83.6%が森林であり、四季の変化を楽しみながら生活できる豊かな自然環境と戦国ロマンに満ちた歴史や民俗芸能が織りあう、安らぎの地域です。しかし、近年の過疎化の進行や生活様式の変化により、地域の伝統文化・芸能が途絶える心配や、農林業の低迷に伴う耕作放棄地の増加、森林の荒廃、さらに大型プロジェクトに誘発された開発により、快適な住環境としての自然景観の破壊が懸念されます。

そこで、自然・歴史・文化などの地域資源・風土を、住民共有の財産として認識し、将来にわたって保全・継承するため、行政と住民が共に手を取り合い、自然・風土と調和したまちづくりを進めることが求められています。

(2) 産業の活性化と労働力・雇用の確保

当地域は、山間部においては農林業、平坦部においては農業や商工業を中心に発展してきましたが、近年、農林業では、産地間競争の激化や安価な輸入農林畜産物の増加、過疎化に伴う担い手不足などによる農家数や総生産額の減少がみられます。

また、工業では、経営基盤の弱い中小企業が多く、産業構造の変化や技術革新への対応の遅れなどの問題を抱えています。

商業では、消費者ニーズの変化や大型店の進出などによる商店街としての吸引力の低下、若者を中心とした消費者の地域外流出現象などがみられます。

住民アンケート調査では、定住促進対策として「地場産業や新たな産業振興による活力のある働く場づくり」や「買い物等賑わいの場づくり」を求める声が多く、中学生の定住意向調査でも、「移転したい」と答えた最大の理由が「魅力的な働く場がない」となっています。さらに、山間部で第1次産業、平坦部で第2次・第3次産業の振興策への満足度が低くなっている調査結果からも、地域活力の源である産業の活性化や企業誘致環境の整備を積極的に進め、雇用の確保に努めることが求められています。

(3) 地域間格差に配慮した快適な生活環境の創造

当地域を構成する3市町村は、都市的機能の集積地域から中山間地域、さらに高原性地域と、自然環境や風土にそれぞれの特徴がみられます。新たなまちづくりに際しては、各地域の特色や山間部での過疎化などの地域課題に配慮しながら、地域全体の魅力の増進を図ることが大切です。

住民アンケート調査では、「公共交通機関の充実」や「円滑な道路網の整備」、「下水道や中心市街地の整備」を求める声も多いことから、地域間格差に配慮した交通体系の整備や快適な生活環境の創造が求められています。

(4) 少子高齢社会への対応と安全・安心対策

当地域では、全国的な少子高齢化の社会潮流の中で、急速に少子化・高齢化が進行し、住民の健康や福祉に対する要望が高まっているため、保健・医療・福祉施策の充実や子育て環境の充実など、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

さらに、大地震対策をはじめとする防災・防犯対策が重要であるとの住民アンケート調査結果から、公共施設や一般住宅の耐震化、自主防災組織の強化、防犯体制の充実など、安全なまちづくりが求められています。

(5) 教育・文化の振興と人づくり

週休二日制による自由時間の増加や社会の複雑化に伴い、心の豊かさや自己実現を求める志向が高まりをみせる中、教育・文化の分野においては学習意欲の拡がりが見られます。そのため、こうした流れを的確にとらえ、だれもが気軽に学び、成長し合える生涯学習社会を創造することが大切です。

そこで、学校教育をはじめ、生涯学習やスポーツ、文化活動等を通じ、優れた感性や郷土愛、自立性に富んだ人材を育成することを目標に、生涯学習施設やスポーツ施設の充実、個性と創造力を伸ばす教育の推進、学校・家庭・地域が一体となった教育環境の整備など、ハード・ソフト両面からの施策の展開が求められています。

(6) 住民参加と協働の推進

これまでのまちづくりは、多くの場合、行政の主導により進められてきました。住民ニーズが多様化する今日においては、行政施策に対する住民満足度に差が生じている傾向が見られます。

また、地域社会においては、核家族化の進展や生活様式の多様化に伴い、住民相互が助け合うコミュニティ意識の希薄化も見られます。

そこで、地方分権時代の地方自治においては、住民自らが行政に参加する住民自治への環境整備が大切であり、住民と行政とのパートナーシップ（協働）により、行政施策に対する満足度を高めることが重要です。

住民アンケート調査のコミュニティ活動・住民参加のまちづくりの項目では、「地域スポーツや趣味のサークル活動」「地域美化・環境保護活動」「行政区・集落・コミュニティ活動」に対して高い関心が寄せられており、住民参加への意欲がうかがえます。

こうしたことから、新市において公民協働型のまちづくりを進めるためには、多くの住民と企業、そして団体が、行政とともに「価値観」を創造し共有することが大切であり、行政情報の公開や多様なまちづくりの担い手育成など、推進体制の確立に向けた取り組みが求められています。

(7) 行財政改革の推進

当地域は、歳入総額に対し地方交付税や国県補助金などへの依存割合が高くなっています。このことは、地方税などの自主財源に乏しく、道路や学校の整備、福祉サービスなどの行政サービスの提供において、地方交付税などが必要不可欠な財源になっていることを意味します。

一方、国においては、国と地方の財源配分について、抜本的な見直しを進めており、これまで市町村の財政運営を支えてきた地方交付税制度などに大きな影響（減額）が生ずるものと考えられます。

また、長引く国内経済の低迷による税収の落ち込みなど、国・地方ともに財政事情は悪化の傾向にあり、国全体の膨大な財政赤字を解消するためには抜本的な行財政改革が必要とされています。

したがって、当地域においては、多様化する住民ニーズに対し、行政サービスを適正に提供するためには、行財政運営の効率化をめざし、行政改革の推進、事務事業の見直しなど、これまで以上の行財政改革の推進が求められています。

第Ⅲ編 主要指標の見通し(将来予測)

第Ⅲ編 主要指標の見通し(将来予測)

第1章 目標年次

主要指標推計の目標年次は、合併後概ね15年後とします。

第2章 人口の見通し

1 総人口

今回の推計では平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート要因法(※)によって将来人口を推計しました。出生率、生残率については、国立社会保障・人口問題研究所による愛知県の数値を用いています。

その結果、平成32年における人口見通しは47,611人となり、平成12年の人口53,603人から5,992人の減少という推計結果となりました。

【図表】コーホート要因法による人口推計値

単位：人

区分		平成7年 (1995年) 国勢調査	平成12年 (2000年) 国勢調査	平成17年 (2005年) 推計値	平成27年 (2015年) 推計値	平成32年 (2020年) 推計値
総数		54,602	53,603	52,235	48,938	47,611
年少人口	0~4	2,358	2,280	2,110	1,970	1,808
	5~9	3,054	2,553	2,469	2,237	2,134
	10~14	3,717	3,113	2,601	2,329	2,280
		9,129 (16.7%)	7,946 (14.8%)	7,180 (13.7%)	6,536 (13.4%)	6,222 (13.1%)
生産年齢人口	15~19	3,752	3,648	3,055	2,466	2,283
	20~24	3,045	2,660	2,587	1,811	1,756
	25~29	2,713	3,012	2,632	2,143	1,790
	30~34	2,874	2,669	2,963	2,519	2,107
	35~39	3,283	2,964	2,752	2,668	2,598
	40~44	3,970	3,323	3,001	3,094	2,705
	45~49	4,451	3,999	3,349	2,808	3,125
	50~54	3,481	4,380	3,939	2,983	2,777
	55~59	3,329	3,413	4,297	3,243	2,946
	60~64	3,648	3,252	3,336	3,788	3,206
		34,546 (63.3%)	33,320 (62.2%)	31,911 (61.1%)	27,523 (56.2%)	25,293 (53.1%)
老年人口	65~69	3,517	3,518	3,146	4,073	3,723
	70~74	2,853	3,297	3,316	3,058	3,933
	75~79	2,068	2,558	2,982	2,715	2,897
	80~84	1,482	1,648	2,083	2,482	2,379
	85~	1,007	1,316	1,617	2,551	3,164
		10,927 (20.0%)	12,337 (23.0%)	13,144 (25.2%)	14,879 (30.4%)	16,096 (33.8%)

※ コーホート要因法：基準年次の男女別年齢別人口を基準に、仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。

【図表】 コーホート要因法による3市町村の人口推計値

単位：人

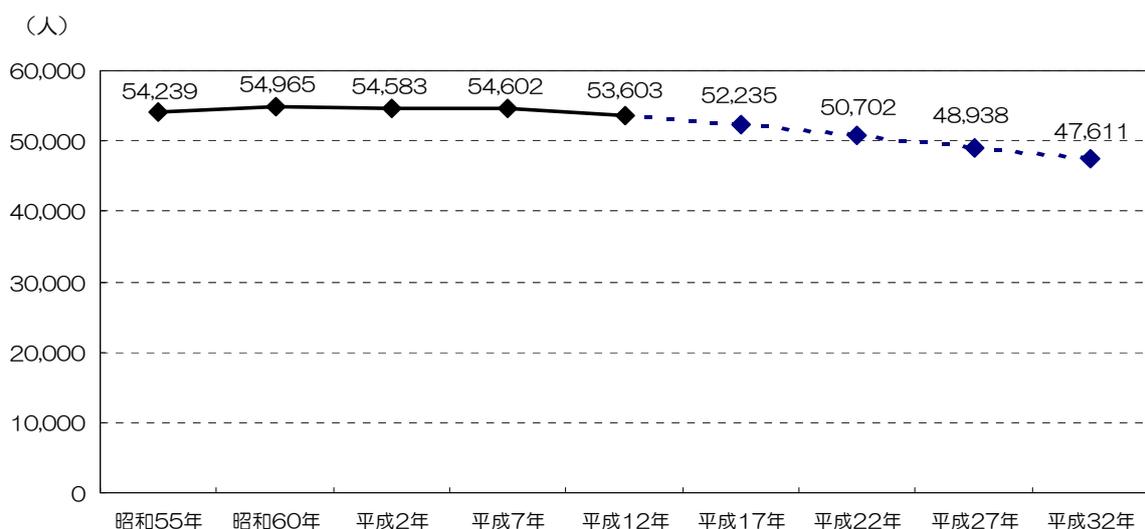
区分	昭和55年 (1980年) 国勢調査	昭和60年 (1985年) 国勢調査	平成2年 (1990年) 国勢調査	平成7年 (1995年) 国勢調査	平成12年 (2000年) 国勢調査
総人口	54,239	54,965	54,583	54,602	53,603
伸率	—	1.3%	-0.7%	0.0%	-1.8%

区分	平成17年 (2005年) 推計値	平成22年 (2010年) 推計値	平成27年 (2015年) 推計値	平成32年 (2020年) 推計値
総人口	52,235	50,702	48,938	47,611
伸率	-2.6%	-2.9%	-3.5%	-2.7%

※ 総人口には年齢不詳人口を含めているため、年齢3区分別人口の合計と一致しない場合があります。

※ 伸率：(当該年人口-前年人口) / 前年人口 × 100

【図表】 コーホート要因法による3市町村の人口推移



2 年齢3区分別人口

年齢3区分別の人口比率をコーホート要因法により推計した結果、平成32年における人口見通しは、年少人口（0～14歳）が13.1%、生産年齢人口（15～64歳）が53.1%、老年人口（65歳～）が33.8%となり、年少人口・生産年齢人口の減少及び老年人口の増加の傾向が読み取れます。

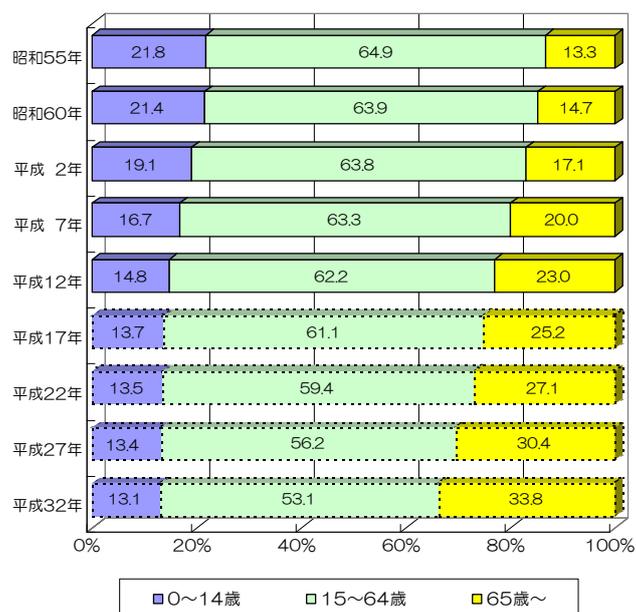
【図表】コーホート要因法による3市町村の人口推計値

単位：人

区分	昭和55年 (1980年) 国勢調査	昭和60年 (1985年) 国勢調査	平成2年 (1990年) 国勢調査	平成7年 (1995年) 国勢調査	平成12年 (2000年) 国勢調査
年少人口 (0～14歳)	11,846	11,785	10,415	9,129	7,946
生産年齢人口 (15～64歳)	35,195	35,119	34,835	34,546	33,320
老年人口 (65歳～)	7,198	8,061	9,328	10,927	12,337

区分	平成17年 (2005年) 推計値	平成22年 (2010年) 推計値	平成27年 (2015年) 推計値	平成32年 (2020年) 推計値
年少人口 (0～14歳)	7,180	6,867	6,536	6,222
生産年齢人口 (15～64歳)	31,911	30,099	27,523	25,293
老年人口 (65歳～)	13,144	13,736	14,879	16,096

【図表】コーホート要因法による年齢3区分別人口推移



第3章 世帯数の見通し

世帯数については、第2章で示した人口の見通しを1世帯当たりの人口で除して求めました。平成32年における世帯数は16,981世帯となり、1世帯当たりの人口は2.80人と核家族化の進行がうかがえます。

【図表】世帯数の推計値

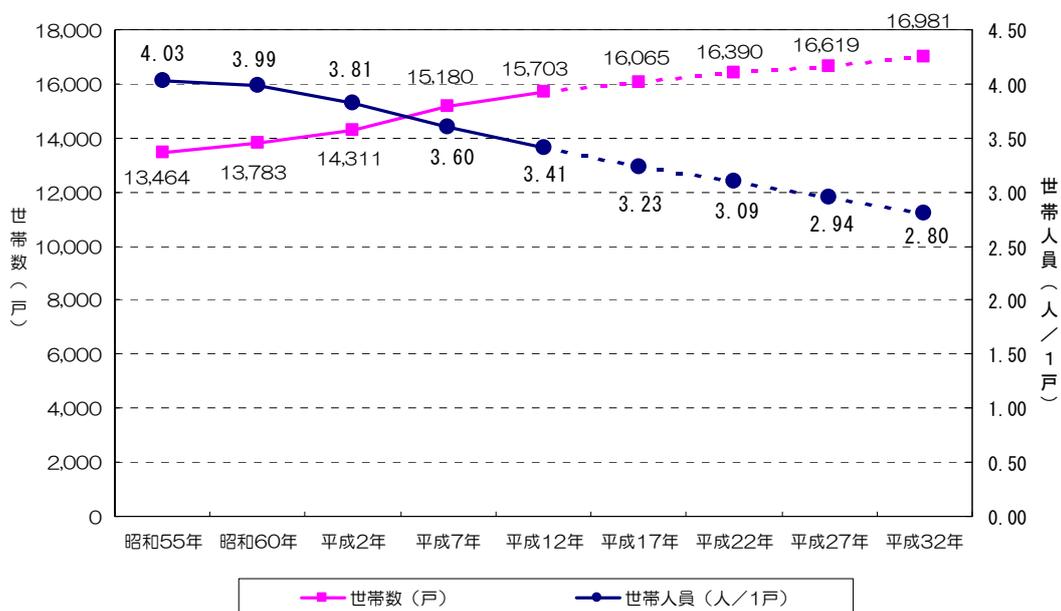
区 分	昭和55年 (1980年) 国勢調査	昭和60年 (1985年) 国勢調査	平成2年 (1990年) 国勢調査	平成7年 (1995年) 国勢調査	平成12年 (2000年) 国勢調査
世帯数(戸)	13,464	13,783	14,311	15,180	15,703
総人口(人)	54,239	54,965	54,583	54,602	53,603
世帯人員(人/1戸)	4.03	3.99	3.81	3.60	3.41

区 分	平成17年 (2005年) 推計値	平成22年 (2010年) 推計値	平成27年 (2015年) 推計値	平成32年 (2020年) 推計値
世帯数(戸)	16,065	16,390	16,619	16,981
総人口(人)	52,235	50,702	48,938	47,611
世帯人員(人/1戸)	3.23	3.09	2.94	2.80

※ 世帯人員は、世帯分離等により今後も減少傾向が続くものの、その傾向は緩やかになるものとして対数回帰式により推計しています。

※ 端数処理を行わずに表計算で算出しているため、標記上の数値による計算結果と一致しない場合があります。

【図表】世帯数の推移



第4章 就業人口の見通し

1 総就業人口

就業人口は平成2年から平成12年までの就業率の実数値を用いて推計しました。平成32年における就業人口の見通しは23,552人となり、15歳以上人口に対する就業率は56.9%となります。

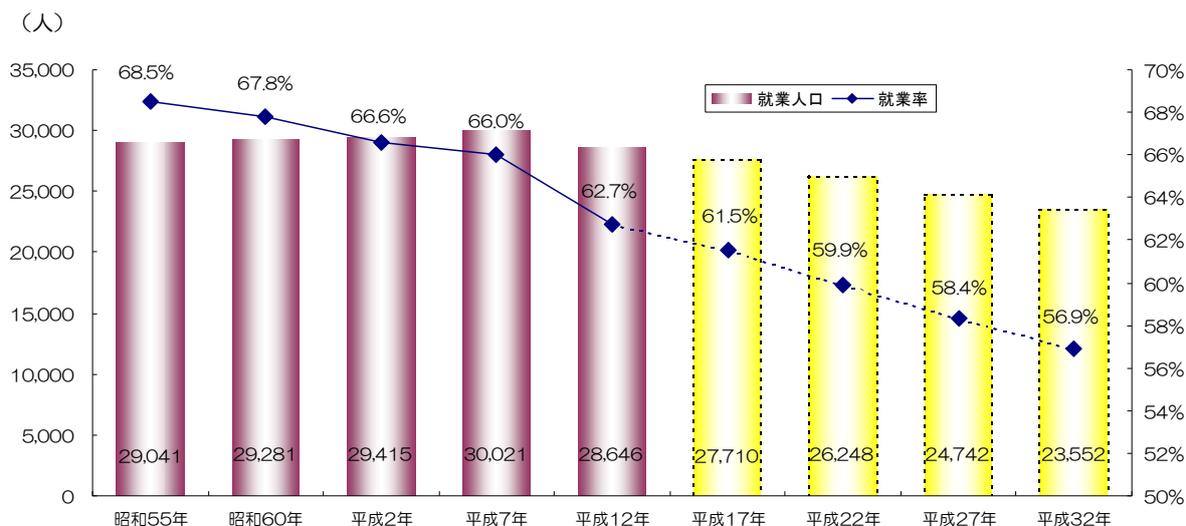
【図表】就業人口の推計値

単位：人

区分	昭和55年 (1980年) 国勢調査	昭和60年 (1985年) 国勢調査	平成2年 (1990年) 国勢調査	平成7年 (1995年) 国勢調査	平成12年 (2000年) 国勢調査
就業人口	29,041	29,281	29,415	30,021	28,646
就業率	68.5%	67.8%	66.6%	66.0%	62.7%

区分	平成17年 (2005年) 推計値	平成22年 (2010年) 推計値	平成27年 (2015年) 推計値	平成32年 (2020年) 推計値
就業人口	27,710	26,248	24,742	23,552
就業率	61.5%	59.9%	58.4%	56.9%

【図表】就業人口の推移



※ 就業人口には、分類不能の産業への就業者を含みます。

2 産業別就業人口

産業別就業人口は平成2年から平成12年までの就業率の実数値を用いて産業ごとに将来就業率を推計し、将来人口の15歳以上人口から算出しました。

平成32年における産業別就業人口の見通しは、第1次産業1,961人(8.3%)、第2次産業8,164人(34.7%)、第3次産業13,341人(56.6%)となります。

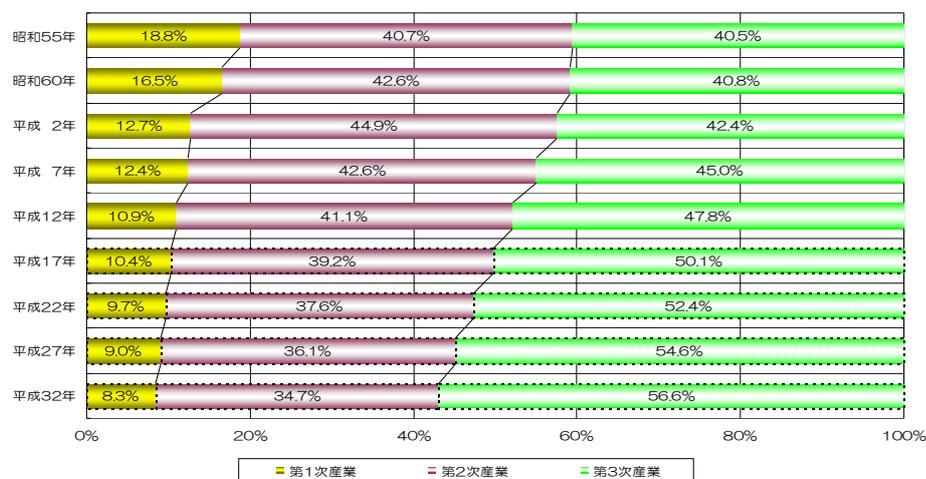
【図表】産業別就業人口の推計値

単位：人

区分		昭和55年 (1980年) 国勢調査	昭和60年 (1985年) 国勢調査	平成2年 (1990年) 国勢調査	平成7年 (1995年) 国勢調査	平成12年 (2000年) 国勢調査
		第1次産業	就業人口	5,457	4,841	3,729
	就業率割合	18.8%	16.5%	12.7%	12.4%	10.9%
第2次産業	就業人口	11,818	12,471	13,200	12,778	11,766
	就業率割合	40.7%	42.6%	44.9%	42.6%	41.1%
第3次産業	就業人口	11,760	11,937	12,459	13,498	13,685
	就業率割合	40.5%	40.8%	42.4%	45.0%	47.8%

区分		平成17年 (2005年) 推計値	平成22年 (2010年) 推計値	平成27年 (2015年) 推計値	平成32年 (2020年) 推計値
		第1次産業	就業人口	2,879	2,536
	就業率割合	10.4%	9.7%	9.0%	8.3%
第2次産業	就業人口	10,873	9,876	8,932	8,164
	就業率割合	39.2%	37.6%	36.1%	34.7%
第3次産業	就業人口	13,895	13,764	13,509	13,341
	就業率割合	50.1%	52.4%	54.6%	56.6%

【図表】産業別就業人口の推移



※ 就業率割合は分類不能の産業への就業者を含めた就業人口に対する比率としたため、個々の比率の合計が100%にならない場合があります。

第5章 主要指標見通しのまとめ

これまで見てきた将来の総人口、年齢3区分別人口、世帯数、総就業人口、産業別就業人口をまとめると以下ようになります。総人口、総就業人口が減り、少子高齢化、核家族化が進む中、第1次産業・第2次産業から第3次産業へと産業構造の変化がみられます。

なお、これらの推計には企業誘致や住宅・宅地整備等の政策に伴う人口の増加は見込んでいません。政策に伴う人口の増加は、合併後の新市において主要施策等が具体化した段階で、新市総合計画に見込むことを想定しています。

【図表】主要指標見通しのまとめ

区 分		平成7年	平成12年	平成22年 (合併後5年)	平成27年 (合併後10年)	平成32年 (合併後15年)
総人口		54,602人	53,603人	50,702人	48,938人	47,611人
年齢3区分別人口	年少人口 0～14歳 (構成比)	9,129人 (16.7%)	7,946人 (14.8%)	6,867人 (13.5%)	6,536人 (13.4%)	6,222人 (13.1%)
	生産年齢人口 15～64歳 (構成比)	34,546人 (63.3%)	33,320人 (62.2%)	30,099人 (59.4%)	27,523人 (56.2%)	25,293人 (53.1%)
	高齢人口 65歳以上 (構成比)	10,927人 (20.0%)	12,337人 (23.0%)	13,736人 (27.1%)	14,879人 (30.4%)	16,096人 (33.8%)
世帯数		15,180戸	15,703戸	16,390戸	16,619戸	16,981戸
1世帯当たり人員		3.60人	3.41人	3.09人	2.94人	2.80人
就業人口		30,021人	28,646人	26,248人	24,742人	23,552人
就業率		66.0%	62.7%	59.9%	58.4%	56.9%
産業別就業人口	第1次産業 (構成比)	3,727人 (12.4%)	3,135人 (10.9%)	2,536人 (9.7%)	2,220人 (9.0%)	1,961人 (8.3%)
	第2次産業 (構成比)	12,778人 (42.6%)	11,766人 (41.1%)	9,876人 (37.6%)	8,932人 (36.1%)	8,164人 (34.7%)
	第3次産業 (構成比)	13,498人 (45.0%)	13,685人 (47.8%)	13,764人 (52.4%)	13,509人 (54.6%)	13,341人 (56.6%)

※ 就業人口には、分類不能の産業への就業者を含みます。

※ 産業別就業人口の構成比は、分類不能の産業への就業者を含めた就業人口に対する比率としたため、個々の比率の合計が100%にならない場合があります。

第IV編 新市のまちづくり基本方針

第Ⅳ編 新市のまちづくり基本方針

第1章 新市の将来像

これまで見てきた地域の現況や新市の主要課題、主要指標の見通しなどを踏まえて、新市の将来像を

～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力創造都市

と定めます。

- 「人と自然が織りなす」は、当地域の最大の特徴である豊かな自然環境を経系たていとに、そこに住み続ける私たち住民がその恩恵に包まれながら学び・成長し・働く様子を緯系よこいとにたとえ、人と自然が共生する姿を表します。
- 「笑顔・活力」は、健康で子どもからお年寄りまでみんなの笑顔があふれる潤いに満ちた暮らしの実現に向けて、安全・安心の快適な生活環境の整備と地域活力の源である産業が発展する姿を表します。
- 「創造」は、住民やコミュニティ、集落、ボランティア、NPOなどと行政が、共に手を取り合い、協働の心で進める新たなまちづくりの姿を表します。

第2章 新市の基本理念

新市の将来像「～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力創造都市」の実現のため、まちづくりの基本方針として、3つの基本理念を設定しました。それぞれの分野において目標を定め、魅力あふれるまちづくりをめざします。

○ 地域資源を活かした、活力創出と人材育成のまちづくり

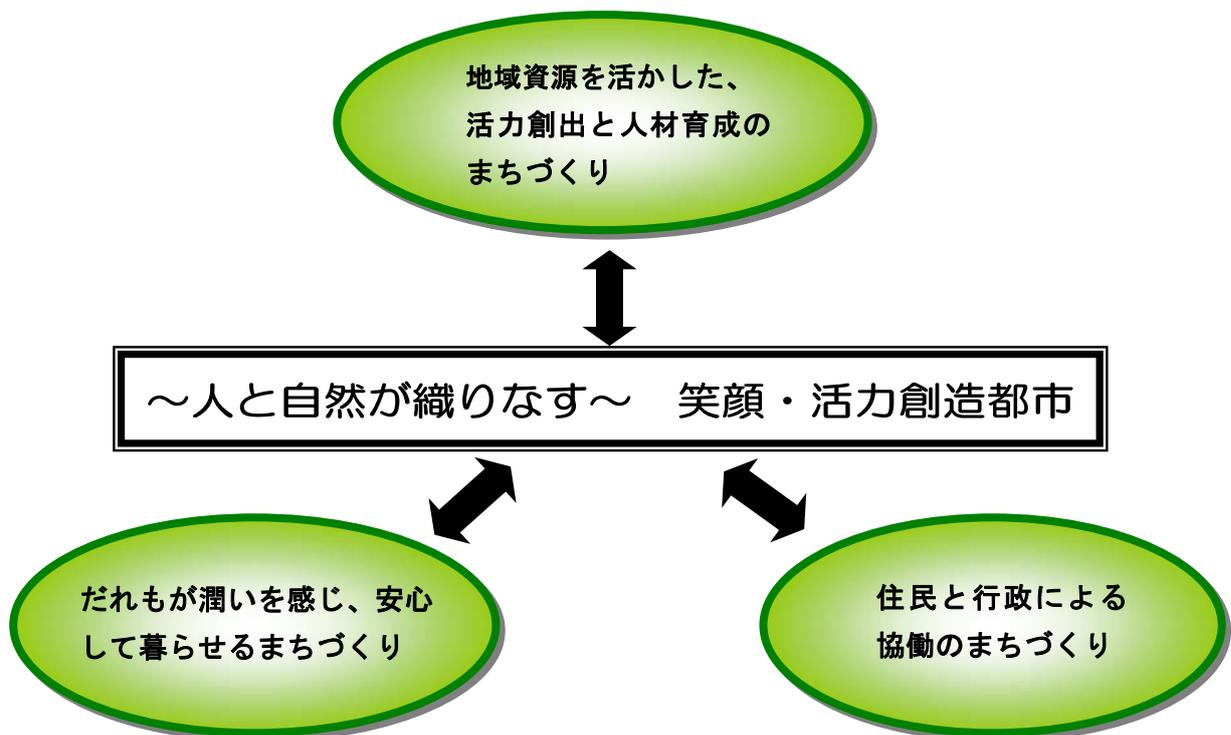
新市の豊かな自然風土を活かした活力に満ちた地域産業の振興に努め、若者が安心して就業・定住するまちづくりを進めます。また、地域の将来にわたる発展をめざすため、人材の育成に向けた教育、文化・スポーツ活動の充実を図ります。

○ だれもが潤いを感じ、安心して暮らせるまちづくり

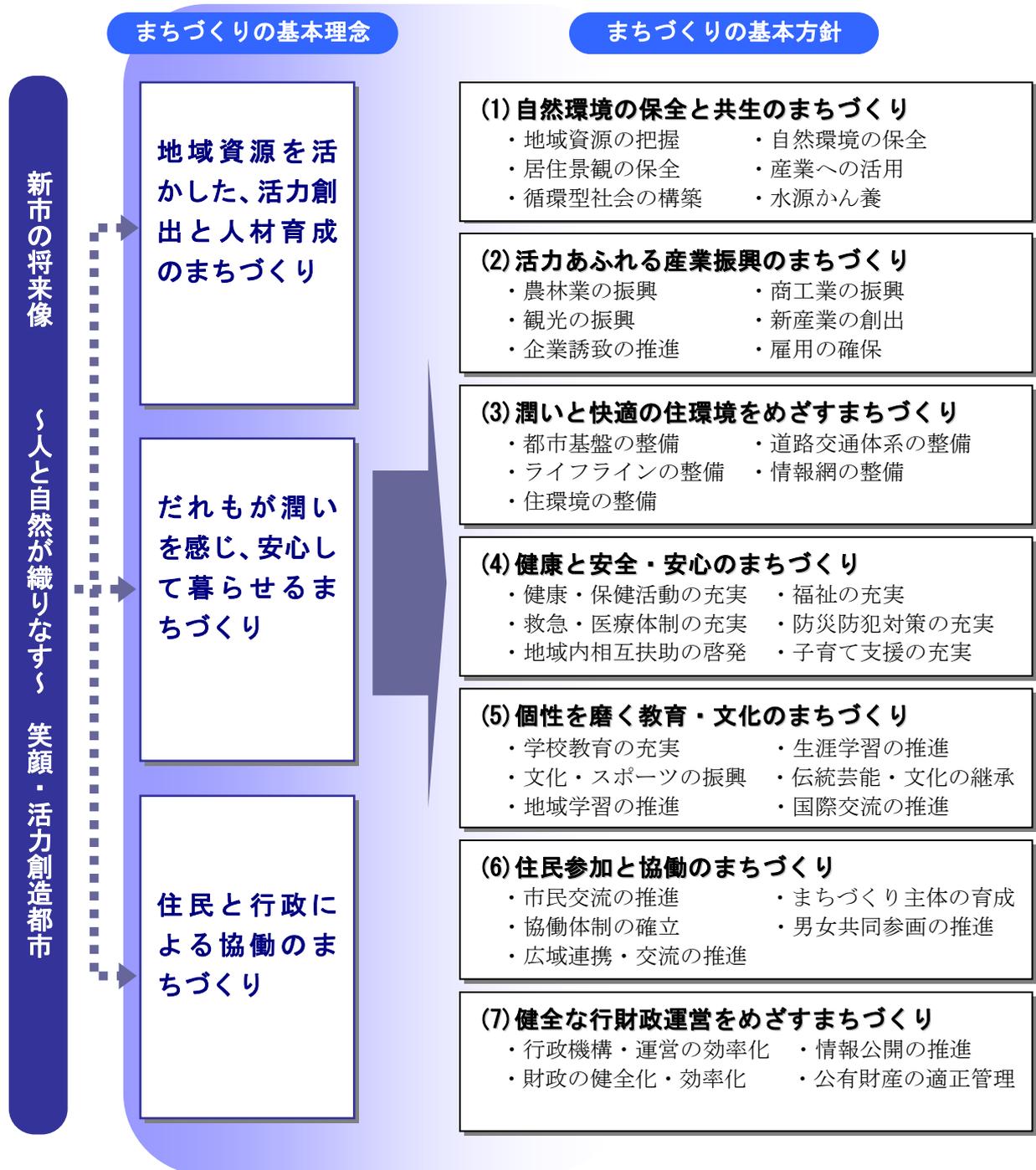
生活基盤や都市基盤の整備、保健・医療・福祉の充実を図り、子どもからお年寄りまで、四季折々の自然の中で、潤いと安らぎに包まれながら安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

○ 住民と行政による協働のまちづくり

地方分権社会における地方行政の役割を的確にとらえ、効率的な行財政運営に努めるとともに、地方自治の一翼を担う住民自治の推進を図り、価値観を共有した協働のまちづくりを進めます。



1 基本方針体系図



2 基本方針

(1) 自然環境の保全と共生のまちづくり

当地域の最大の特徴である豊かな自然環境や風土は、ここに住む私たちの居住空間そのものであり、決して都会では味わうことのできない住民共有の財産として将来に引き継ぐことが大切です。

当地域における自然環境を地域資源として住民自らが理解するためのふれあい活動や環境学習の推進を図るとともに、快適な住環境を生み出す里山・田園・水辺空間の保全や水源かん養としての森林の整備・育成に努めます。

さらに、身近な自然や地球環境に配慮した暮らしの実践など、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを推進します。

(2) 活力あふれる産業振興のまちづくり

地域の活力を創出するためには、経済活動の中心となる産業の活性化が不可欠です。しかし、近年の経済状況は大変厳しく、第二東名高速道路インターチェンジ建設等を契機として、新たな視点からの産業振興策が求められています。

農林業については、引き続き農業基盤整備や林道などの整備を進める一方、地域資源の活用や環境保全の視点からの役割を十分認識し、観光など他産業と融合した滞在・体験型農林業についても推進に努めます。

工業については、地元中小企業などに対する支援を進めるほか、インターチェンジ開設に伴う新たな企業誘致など、働く場の確保と労働力の拡大に努めます。

また、商業については、市街地・商店街の再生や商業施設の集積、経営指導支援体制の整備などを図りながら、魅力ある商業地の形成に努めます。観光についても、地域資源を活用した滞在型観光の推進、点在する観光地の連携とルート化などを図り、新市の魅力の発信に努めます。

(3) 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり

潤い豊かな地域資源に囲まれた質の高い居住空間を創造するには、都市基盤や生活基盤の整備、地域間を結ぶ道路・交通・情報のネットワーク化が欠かせません。

そこで、区画整理や都市計画道路などの市街地の整備や上水道施設、生活排水処理施設、生活道路、公共交通、高速情報通信網などの整備・充実を図ります。また、定住促進のための住宅や宅地の開発整備、憩いの空間の充実など、環境に配慮した快適な住環境の整備に努めます。

(4) 健康と安全・安心のまちづくり

すべての人が健康で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、保健・医療・福祉体制の充実が欠かせません。そのため、現在ある地域の保健センターを拠点に、保健予防活動による健康の維持・増進を図るとともに、地域医療や救急医療体制、福祉サービスなどの充実を進め、保健・医療・福祉が一体となったケアシステムの確立に努めます。また、地域ぐるみで少子高齢社会を支える地域内相互扶助の体制整備を進めます。

さらに、安全・安心のまちづくりを進めるため、大規模地震等に対する防災対策の充実や地域内防犯体制の整備を推進します。

(5) 個性を磨く教育・文化のまちづくり

地域の豊富な資源を活用した個性豊かな教育・文化活動の推進は、郷土愛を育み、青少年の健全育成を図る上で欠かせません。そのため、学習の場において地域資源を教材として活用することや地域との交流活動を推進するなど、学校・家庭・地域が一体となった学校教育環境の充実を図ります。

また、生涯学習や地域スポーツの振興、国際交流の推進、伝統文化・芸能の保存伝承などに努め、住民の個性や創造力を高める中で、将来を担う人材を育成します。

(6) 住民参加と協働のまちづくり

地方分権の流れを受けて、住民自治の確立に向けた住民参加と協働のまちづくりを推進します。

また、新市の一体感の醸成や価値観の共有をめざした地域住民の交流に努めるとともに、コミュニティや集落、ボランティアやNPOなどの地域づくり団体の育成などを推進し、行政との協働によるまちづくりを進めます。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けた支援体制の整備や情報公開の推進、広域連携や地域間交流などの促進に努めます。

(7) 健全な行財政運営をめざすまちづくり

厳しい財政事情や新たな行政需要に対処するため、行財政の効率性を高め、行政基盤の強化をめざします。

そのためには、行政改革の推進、職員能力の向上に努め、専門的で柔軟な行政サービスの展開、説明責任の徹底など、住民にとって分かりやすい行政への転換を図ります。

また、財政運営については、限られた財源で最大の効果をあげるため、行政評価や事業の重点化を進めるとともに、財源の確保、公有財産の適正管理など、健全な財政運営に努めます。

1 新市域全体構想

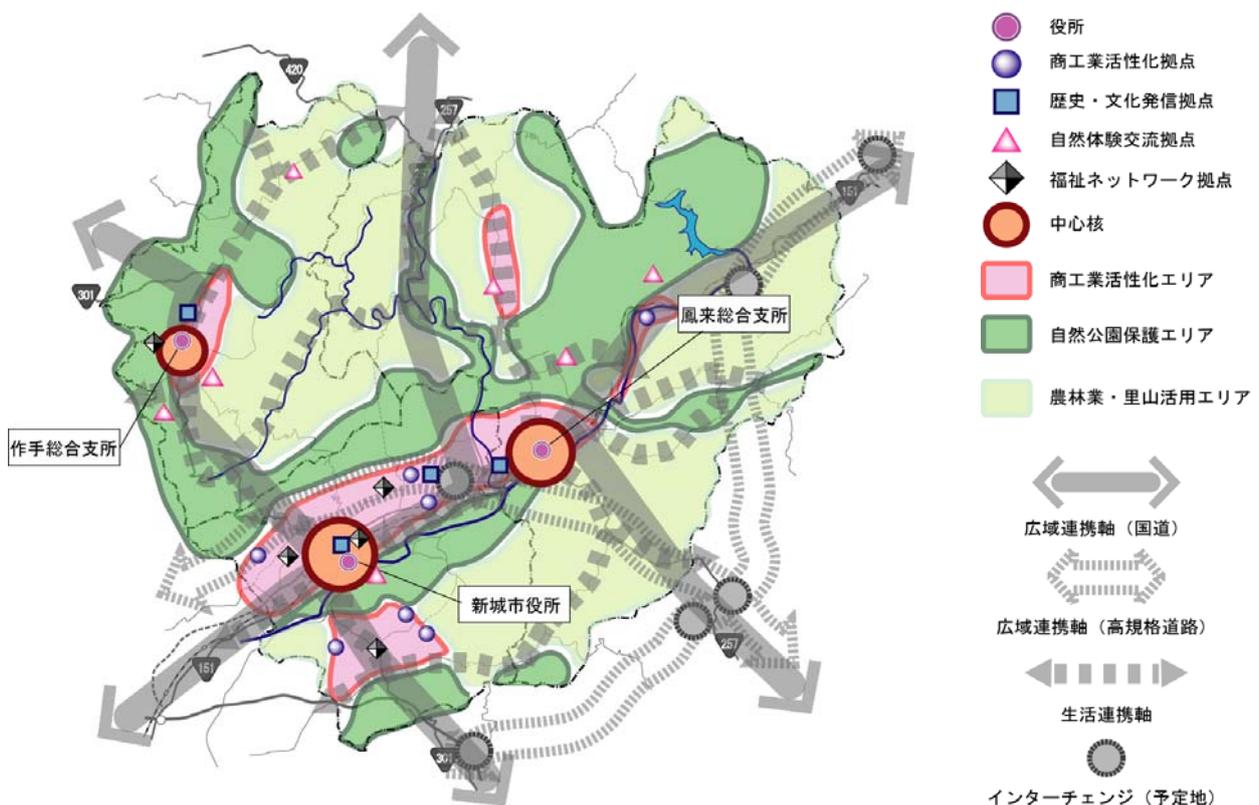
新市の将来像である『～人と自然が織りなす～「笑顔・活力創造都市」』を実現するために、この地域の豊かな自然環境を背景に、水と森、山村と田園を中山間地域の都市的機能と調和させた、快適な定住圏域の形成をめざします。

そのためには、各地域における自然環境や地理的条件、産業集積や施設整備等の状況などを十分考慮し、総合的な土地利用を推進します。

また、この地域は、「都市的機能集積地域」、「農林業振興地域」、「レジャー・レクリエーション・観光地域」、「通勤山村居住地域」と多様なものになっています。しかも、圏域の83.6%を森林が占めるということから、自然と共生した地域の連携による活力ある土地利用を推進します。

新市の都市構造としては、現在それぞれの地域に、商工業活性化拠点、歴史・文化発信拠点、自然体験交流拠点、福祉ネットワーク拠点、地域中心核などがあります。こうしたことから、土地利用構想は、互いの地域特性と地域力を融合させるための「商工業活性化エリア」、「自然公園保護エリア」、「農林業・里山活用エリア」の基本エリアを描き、3つの地域が相互に響き合う新たな魅力の創出と創造をめざします。

【図表】新市の都市イメージ



2 新市拠点整備の方針

(1) 新市の中心核

新市の中心核は、行政機能、経済機能、商工業の集積、道路・鉄道などの交通機能等を勘案し、すべての面において住民生活の拠点としての役割を担うことが合理的であると判断できる新城地区を中心核として整備します。

(2) 地域中心核

地域の中心核は、既に、鳳来地区、作手地区それぞれの町村役場を核として、一定の機能集積地域が形成されています。

そこで、これら2つの地域を住民の日常生活における拠点エリアと位置づけ、地域中心核としての整備に努めます。

3 地域別整備の方針

(1) 新城地区

当地域では、商工業や官公署の集積が最も高く、都市的な機能を担う地域であることから「行政・経済ゾーン」としての土地利用を推進します。

また、新城地区は、全域で都市計画区域の指定を行っているため、住居地域、商業地域、工業地域などの土地利用と農業振興地域などの土地利用を区分し、新市における社会的、経済的、文化的条件等に配慮しながら、安全で快適な土地利用に努めます。

(2) 鳳来地区

当地域では、観光やレクリエーション、宿泊施設の集積が最も高く、しかも豊富な森林資源を有し、東三河地域の水源地であることから、森と水に囲まれた「交流・滞在ゾーン」としての有機的な土地利用を推進します。

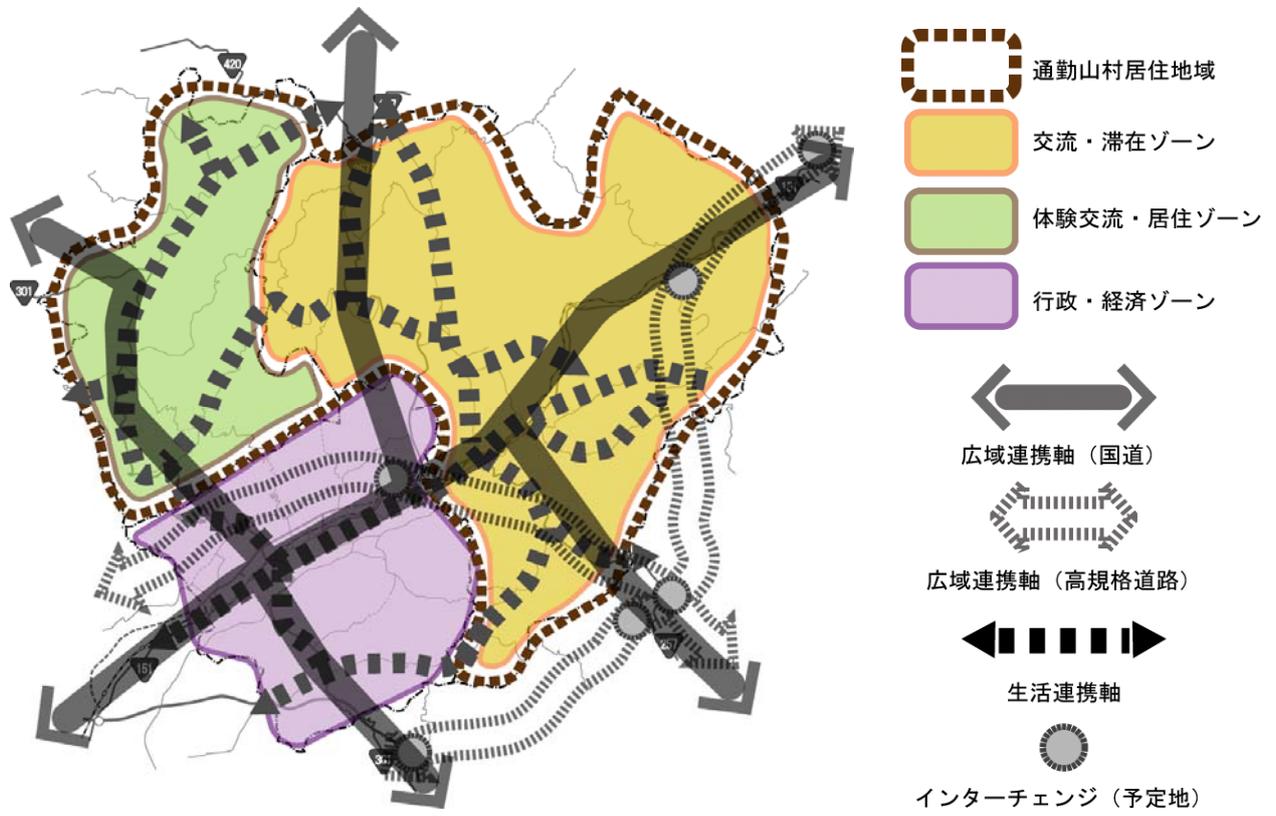
また、自然景観と調和した田園風景や快適な住居地域の広がりなどがみられることから、農林業振興地域、自然保護地域などの環境保全型土地利用と住宅・商業地域などの複合型土地利用とを共に活かす「通勤山村居住地域」としての土地利用に努めます。

(3) 作手地区

当地域では、平均標高550mという高原性を備えた地域であり、第1次産業を中心とした体験型レジャー施設や憩いと潤いを求めるペンション・別荘などの立地から、「体験交流・居住ゾーン」として、地域集落や豊かな田園風景と調和する土地利用を推進します。

また、当地域では、農林業などの第1次産業就業者比率が最も高いことから、農林業振興地域としての土地利用や集落計画づくりなどに配慮した、自然を満喫できるゆとりある「通勤山村居住地域」としての土地利用に努めます。

【図表】新市の地域別構想



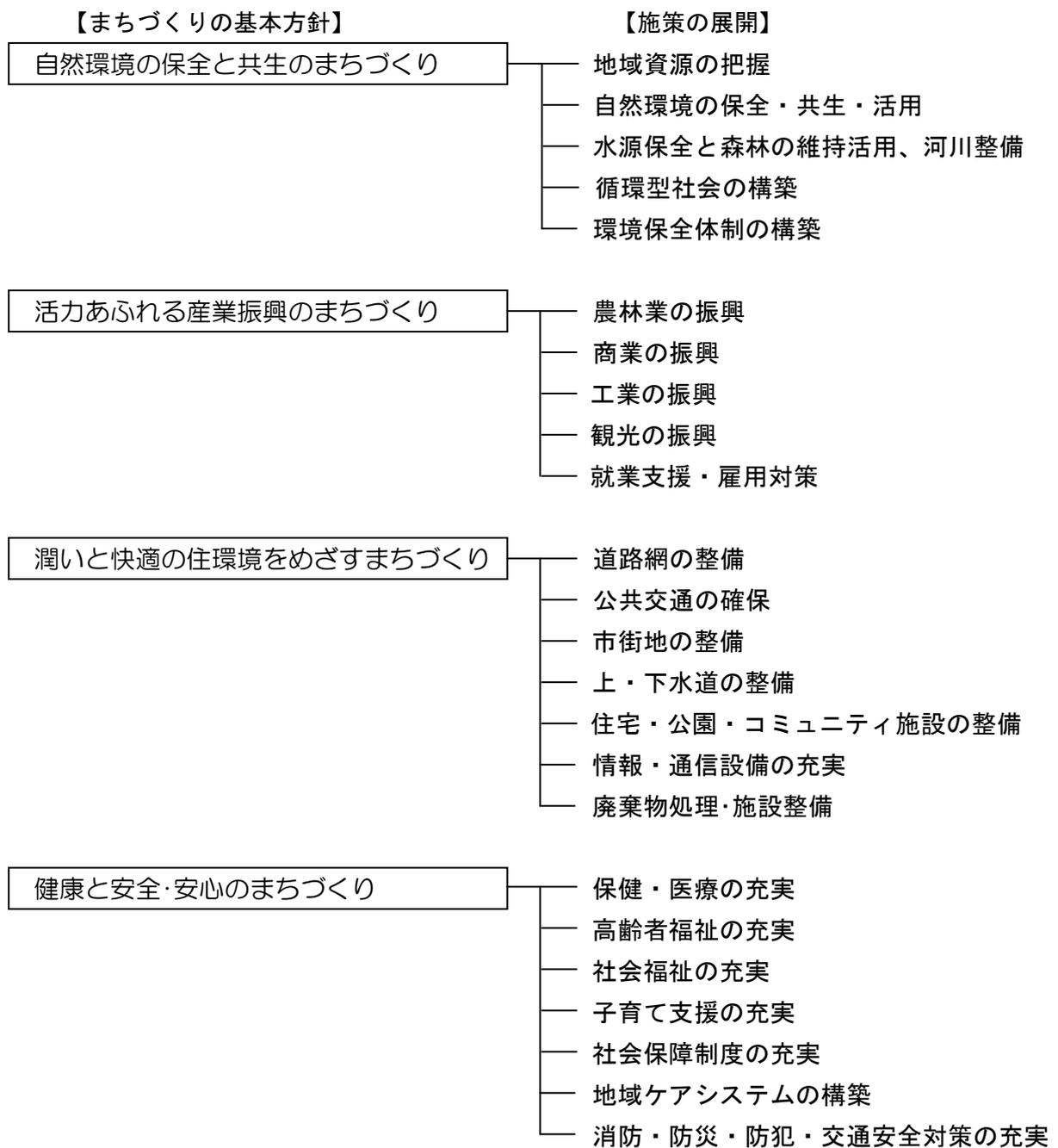
第Ⅴ編 新市の施策

第V編 新市の施策

第1章 施策の体系

新市のまちづくりの将来像である「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」を実現していくため、新市まちづくりの7つの基本方針に沿って、以下の施策の展開により、総合的かつ一体的なまちづくりを推進します。

＝施策の体系図＝



個性を磨く教育・文化のまちづくり

- 学校教育の充実
- 生涯学習の推進
- 文化・スポーツ活動の充実
- 歴史文化財の継承と活用
- 青少年の健全育成
- 国際化への対応

住民参加と協働のまちづくり

- 市民交流と融和の推進
- まちづくり活動の推進と組織の育成
- 住民参加の促進
- 協働行政の推進体制の確立
- 男女共同参画社会の実現
- 広域連携と交流促進

健全な行財政運営をめざすまちづくり

- 情報公開制度の充実
- 行政改革の推進と行政評価制度の導入
- 定員適正化計画の策定
- 公有財産の適正管理と活用
- 自主財源の確保と効率的財政運営
- 総合計画と財政計画の整合

1 自然環境の保全と共生のまちづくり

(1) 地域資源の把握

当地域は、美しい清流や緑豊かな森林、広がる田園風景、色鮮やかな新緑など、昔ながらの豊かな自然環境に加え、歴史的遺産や伝統的文化・芸能など多くの地域資源を有しています。これら地域資源を住民共有の財産として保全・活用するためには、地域資源の潜在的価値を把握することが必要です。そのため、自然生態系や歴史文化遺産の調査・研究活動をはじめ、地域学習の推進や地域資源の紹介などを進めます。

(2) 自然環境の保全・共生・活用

当地域の最大の特徴である豊かな自然環境や歴史風土を保全し、後世に伝えるとともに、住民の身近な憩い・交流の場として生態系に配慮した活用を図ることが、さらなる魅力の増進と快適な住環境の創造・共生につながります。そのため、地域資源の整備やPRをはじめ、住民参加による農村景観や水辺・緑地など公共空間の保全活動、活用を促進するためのボランティア組織の育成、活動拠点の整備などを進めます。

(3) 水源保全と森林の維持活用、河川整備

当地域の8割を占める森林は、国土・環境保全機能や森林資源の蓄積機能の他、当地域はもとより東三河一帯の産業と住民生活を支える水源かん養地としての役割を担っています。そこで、こうした多面的な機能を保持するため、水源林対策事業や産業・教育・保養・レクリエーションの場としての森林資源の活用、住民が身近に親しめる環境に配慮した河川整備、清流を守るための生活排水処理、治山治水等の安全対策などを進めます。

(4) 循環型社会の構築

身近な自然や地球環境にやさしい省エネルギー型社会、循環型社会の構築に向け、新エネルギー導入に向けた調査研究をはじめ、廃棄物の減量化や資源化・再利用化の推進、環境基本計画の策定、住民との協働による環境学習プログラム(※)の構築を図ります。

※ 環境学習プログラム：環境負荷を低減するための暮らしの実践や廃棄物の適正処理、リサイクル運動、事業所における環境管理や環境調和型産業の振興、地産地消の推進など、環境とくらしを結びつけた学習・啓発活動の総称。

(5) 環境保全体制の構築

地域資源としての豊かな自然環境の保全を図るため、土地利用計画の策定や公共事業の実施、開発指導等に際して、住民意見の反映と環境への配慮に努めるとともに、公害や不法投棄など環境悪化の未然防止に向けた住民・企業・関係機関との連携、監視体制の強化を進めます。

※自然環境の保全と共生のまちづくり【主な施策】

施策の展開	主な施策
地域資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然体験・観察会の開催 ・ 巨樹巨木・史跡等の調査・登録 ・ 小中学校における地域学習の推進 (地域資源の教材化、地域人材の活用) ・ 生態系調査活動の支援
自然環境の保全・共生・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間湿原群・戦国城址保全整備事業 ・ 住民参加型公共空間の維持管理 ・ 環境ボランティアの育成支援 ・ 社寺林・里山等、身近な憩い空間の保全 ・ 農村景観の保全と活用 (全国棚田サミットの開催支援等) ・ 野外活動拠点の整備・充実
水源保全と森林の維持活用、河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源林対策事業の推進 (造林、下刈、除間伐、作業路開設) ・ 治山・治水事業の推進 ・ 市民の森、教育の森(学校林・裏山林)整備 ・ 針葉樹・広葉樹の混交林化の推進 ・ 森林組合(農林業公社)との連携 ・ 公共事業への地場産木材の利用 ・ 森林浴・ハイキングコース等の整備 ・ 多自然型川づくりの推進 ・ 河川改修事業・ため池等整備事業 ・ 水辺の遊び場、アウトドアスポーツの推進 ・ 生活排水・産業排水対策の推進 ・ 地下水汚染防止対策の推進 ・ 水道水源の保護

循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・新エネルギーの調査・研究 (木質バイオマス等) ・「環境基本計画」の策定 ・リサイクル活動の推進 ・環境マネジメントシステム (ISO14001) の推進 ・住民参加による環境学習プログラムの構築
環境保全体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄巡視員制度の整備 ・公共事業における環境・景観への配慮 ・開発行為に対する指導・助言

2 活力あふれる産業振興のまちづくり

(1) 農林業の振興

農林業については、生産基盤の強化や生産環境の保全をはじめ、高齢化・後継者対策や農地・林地の荒廃防止対策、鳥獣害対策に努めるとともに、付加価値の高い農林産物の開発・ブランド化を進めます。さらに、環境との調和に配慮した有機農業等の振興やグリーンツーリズム(※)の推進による農村環境の整備、市民農園など体験・滞在型農業の推進をはじめ、農林業関係機関との連携による中核農林家の育成や兼業農林家を含めた後継者対策、経営基盤の強化、スローフード(※)・食育・安全・新鮮の視点からの消費者交流、地産地消の推進を図ります。

※ グリーンツーリズム：農村部の自然や文化を生かしたアウトドアレジャーや農林業体験、宿泊滞在、人々との交流などを楽しむ滞在型余暇活動のこと。農業・農山村にとっての地域経営戦略。

※ スローフード：ファーストフードの大量生産の画一的な味に対抗し、各地の環境・文化に則した多彩な食材や味覚をいう。また、小生産者の保護、子ども・消費者の味覚教育など地域の食文化を守り育てる活動が展開されている。

(2) 商業の振興

商業については、生活必需品を中心とした低価格志向や個性化・多様化志向など、消費者動向の変化への対応が重要な課題となっています。そこで、生活者視点による利便性・快適性を重視した商業地の集積や駐車場の確保、まちづくりの視点からの公共施設建設などコミュニティ空間との一体化、道路整備・市街地整備との連携による商業ゾーンの創出に努める一方、経営基盤の強化に向けた融資制度の充実や行政機関・商工団体による協議の場の創設、人材育成・経営革新への支援を進めます。また、地域市街地や山間部については、商業集積が困難なことから、福祉などの公共サービスと一体化した商品の出前サービス、共同店舗等の検討をはじめ、「道の駅」や観光資源などを核とした特産品販売や地元食材の提供、体験農園、温泉や宿泊施設などによる商業振興を進めます。

(3) 工業の振興

地域経済の核となる工業については、地元中小企業の経営基盤の強化や技術革新に伴う高度化、人材育成を支援するための融資制度の充実、産業間のネットワークの形成、情報提供に努めるほか、情報通信や新エネルギー、バイオ産業、医療福祉産業など、新たな分野での起業支援、インター周辺整備基本構想や既存の企業団地の活用による企業誘致の推進を図ります。また、山間部における働く場の確保による若者の定住や地域産業への波及効果を考慮し、既に整備済みの工業団地や地域資源を有効に活用する産業の研究に取り組み、企業誘致を進めます。

(4) 観光の振興

豊かな自然環境や歴史・文化資源を活かした広域観光ネットワークの整備を進め、観光情報の充実、集客力の拡大を図ります。また、他産業と連携した体験型、滞在・周遊型観光の展開や「道の駅」を核とした地元特産品の販売・開発をはじめ、グリーンツーリズム・祭・伝統芸能など地域資源の掘り起こし、既存観光施設の整備、観光協会の充実等に努めます。

(5) 就業支援・雇用対策

就業・雇用の確保に向け、企業間の交流の促進や国の雇用対策事業の活用、ハローワークなどとの連携による雇用情報提供の充実を進めるとともに、担い手の確保が急務な農林業における定年者を含めた就業の促進など地域産業と結びつけた雇用機会の創出に努めます。また、勤労者福祉の充実を図るため、各種融資制度の充実や中小企業労働者の就業環境整備に向けた相談窓口の充実を進めます。

※活力あふれる産業振興のまちづくり【主な施策】

施策の展開	主な施策
農林業の振興	<ul style="list-style-type: none">・ 農業生産基盤の整備（かんがい排水、用排水路、農道）・ 中山間地域農業振興事業の推進・ 山間地営農等振興事業の支援・ 鳥獣害対策の推進（改善策の検討）・ 環境保全型農業の推進（有機栽培、減農薬栽培ほか）・ 特産品の研究・開発と販路の拡大・ 中核農家の育成と担い手対策の推進・ 兼業農家後継者対策と定年就農の推進・ 消費者交流、体験型農業事業の推進 （コミュニティビジネス(※)の推進)・ 山村都市交流の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の推進等による耕作放棄地化の防止 ・林道網の整備（開設、改良・舗装・作業路） ・森林整備地域活動の支援 ・森林整備計画の推進 ・森林組合（農林業公社）との連携【再掲】・支援 ・林業作業の近代化・オペレーター確保 ・木材需要の創出と流通体制の整備 ・兼業林家後継者対策の推進
商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設建設への支援(作手) ・魅力ある商店街づくりの推進(市街地整備との連携) ・融資制度等の充実(商工団体との連携) ・地域商店の確保(公共サービス連携) ・交流人口による商業活性化 (特産品、地元食材、体験農園、宿泊など)
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・工業活性化・企業間交流の推進 (情報提供、交流支援など) ・起業支援、産業の高度化の推進 (融資制度：起業者支援資金融資制度、産業高度化支援、コミュニティビジネス【再掲】) ・企業誘致の推進と雇用の確保 (税優遇措置、立地奨励金交付事業)
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「三河三石」「つくで手作り村」の整備 ・長篠・設楽原の戦い関連 PR 事業 ・産業祭りの開催と連携 ・観光施設等の整備 ・特産品の研究・開発と販路の拡大【再掲】 ・観光資源の整備（資源のネットワーク化） ・観光推進体制の充実(広域連携、観光協会充実ほか) ・他産業との連携、体験型観光への転換
就業支援・雇用対策	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・景気対策事業の推進 (情報提供・関係機関との連携・緊急雇用) ・勤労者福祉の充実 (労働環境の整備、相談窓口、勤労者融資事業) ・農林業における担い手の確保・育成

※ コミュニティビジネス：地域資源(環境、原材料、労働力、技術力など)を活用して行う小規模ビジネスで、利益追求以外に地域課題の解消をめざす。消費者交流や子育て・介護支援など分野は多種多様。

3 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり

(1) 道路網の整備

市域における中心地区と旧市町村間及び市外・県外とを結ぶ幹線道路として、国道及び県道の整備を促進します。また、都市計画道路や市道など、住民生活に密着した生活道路についても、快適な住環境の形成や防災・交通安全に配慮した計画的な整備に努めるほか、第二東名高速道路や三遠南信自動車道のインターチェンジ整備に伴う接続道路の整備を進めます。

(2) 公共交通の確保

JR 飯田線の利便性の向上と利用を促進するため、駅周辺の環境整備を図るほか、列車運行について関係機関との調整を図ります。また、通学や高齢者の足としての路線バス及びコミュニティバス(※)の維持・拡充に努めるほか、駅や公共機関、病院、商業施設等を経由するルート設定など、身近な交通手段としての利便性の確保に努めます。

※ コミュニティバス：路線バスと乗合タクシーの間を埋める市町村営等の地域内バス。公共交通空白地帯の解消と通学手段の確保を図るため、現在3市町村で8路線が運行中。

(3) 市街地の整備

新市の中心核としての新城地区では、全市域を見据えた都市計画マスタープランを策定するとともに、都市計画道路整備をはじめ、土地区画整理事業、都市景観を意識した街路、公園事業等を推進します。また、地域中心核（鳳来町・作手村の現町村役場周辺）については、日常生活の拠点エリアとして、公共施設の整備や共同店舗等の整備を進めます。

(4) 上・下水道の整備

安全な水を安定的に供給するため、水源の確保や未給水地区の解消、水道施設の更新を計画的に進めます。また、快適で清潔な住環境と公共水域の水質保全を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業など、生活排水対策を進めるとともに、施設の適切な維持管理にあたります。

(5) 住宅・公園・コミュニティ施設の整備

自然環境と調和した秩序ある住宅開発や山間部における定住対策を進めるため、住宅マスタープランを策定するとともに、公営住宅や宅地造成などの計画的な整備に努めます。また、老朽化や耐震対策、高齢社会の進展を考慮した公営住宅の整備・改築を進めるほか、アメニティ(※)向上のための公園や住民活動を推進するためのコミュニティ施設の整備等を進めます。

※ アメニティ：快適さ、住みやすさの意。

(6) 情報・通信設備の充実

高度情報化社会に対応した地域情報ネットワークを構築するための情報基盤整備を通じ、テレビ受信難視聴地域や携帯電話不通エリアの解消など情報格差の是正に努めます。また、本庁と支所を結ぶ情報通信網の整備による防災・教育・福祉・医療・窓口業務などの各種情報・証明類発行サービスの充実を図り、電子自治体の構築を進めます。

(7) 廃棄物処理・施設整備

廃棄物の適正処理・減量化・再資源化を進めるため、し尿処理を含めた処理施設の計画的な整備に努める一方、住民による環境学習プログラムの実践に合わせたストックヤードの整備や収集車両の更新、生ごみ処理機器購入補助支援等を進めます。

※潤いと快適の住環境をめざすまちづくり【主な施策】

施策の展開	主な施策
道路網の整備	<ul style="list-style-type: none">・新城インター周辺整備基本計画の策定・道路網計画の更新・策定・道路網ネットワークの整備・都市計画道路の整備・生活道路の整備 <p>(現市道：新設改良 15 路線、現町道：新設 1 路線、改良 11 路線、舗装 11 路線、改築 2 路線、現村道：舗装 18 路線、改良 16 路線、修繕 5 路線)</p> <ul style="list-style-type: none">・野田城線歩道設置工事
公共交通の確保	<ul style="list-style-type: none">・公共交通網の整備 (自主運行バス事業等の充実)・路線バスの確保・飯田線ダイヤ確保
市街地の整備	<ul style="list-style-type: none">・都市計画マスタープランの策定・中心市街地活性化対策事業・土地区画整理事業 (田町川、石田・橋向、平井)・都市計画区域の検討・人にやさしい街づくりモデル地区整備事業・公共サイン整備事業の実施 (案内板等)
上・下水道の整備	<ul style="list-style-type: none">・上水道施設の整備 (新城)・簡易水道・用水施設の整備 (鳳来・作手)・公共下水道の整備

上・下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業 ・合併処理浄化槽設置整備事業の推進 ・浄化槽市町村整備事業
住宅・公園・コミュニティ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅マスタープランの策定 ・公営住宅周辺区域整備計画の策定と公営住宅の建設 (芳ヶ入住宅の改築(鳳来)等) ・新市街地整備事業(新城) ・住宅用地開発事業(新城) ・木造個人住宅の耐震診断支援 ・木造個人住宅の耐震改修支援 ・公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> 新城広域クリーンセンター周辺(新城) 農村公園(作手) 土地区画整理地内公園整備事業(新城：市場台) 河川敷公園整備事業(新城：野田城大橋付近) ・集落・コミュニティ施設の整備 ・墓苑の整備
情報・通信設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報基盤整備事業の推進 ・情報通信格差の是正 ・電子自治体の構築
廃棄物処理・施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物中間処理施設の建設 ・処理施設の整備(ごみ・し尿) ・廃棄物適正処理・減量化・資源化の推進

4 健康と安全・安心のまちづくり

(1) 保健・医療の充実

すべての人が健康で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、保健センター等を拠点とした地域内保健予防活動の充実による健康の維持・増進、生活習慣の改善指導を図るとともに保健対策事業の充実を図ります。また、多様化・高度化する医療ニーズに対応するため、市民病院を拠点とする地域内医療機関相互の連携や急性期医療から慢性期医療まで対応可能な体制の整備、医療の高度・専門的機能の確保など、地域医療の充実を進めます。特に、超高齢社会に対応して「寝たきり老人ゼロ」をめざし、疾病の早期発見のための検診機能やパワーリハビリ機能(※)の充実・強化を図ります。

※ パワーリハビリ機能：一般外来患者や要介護高齢者に対し行う、医療用トレーニングマシンを使った筋肉強化のリハビリ。日常動作や精神状態が改善し、介護予防・軽減、自立支援に大きな効果。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が安心して暮らせる地域社会を築くため、保健・医療・福祉のトータルケアの実現をはじめ、住環境や公共施設の総合的整備を進めます。また、高齢者の在宅介護支援や福祉施設サービスの充実、介護保険制度における要介護者のニーズに沿った質の高いサービスの提供を図る一方、市民ボランティア・隣近所による地域内相互扶助の推進や高齢者の社会参加、生きがい対策の充実を図ります。

(3) 社会福祉の充実

障害者(児)福祉や母子父子福祉、低所得者福祉の充実を図るため、支援体制や就業機会の確保、家族への援助体制の整備など、市民ボランティアや社会福祉協議会等との連携による自立支援・社会参加の環境づくりを進めます。また、障害者(児)福祉計画の策定を通じた地域社会の理解の促進・啓発に努めるとともに、就労場の整備、早期療養のための関係機関・施設との連携強化を進めます。

(4) 子育て支援の充実

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを育てることのできる地域社会を築くため、多様な保育ニーズに応える保育サービスの充実やファミリーサポートセンターの整備をはじめ、放課後対策や子育て支援・相談のための施設の充実と人材の配置、子どもの人権を守る虐待防止対策に努める一方、子育てネットワークワーカー(※)など市民ボランティアによる子育て相談や育児教室、母親サークル活動への支援体制の整備を図ります。

※ 子育てネットワークワーカー：愛知県教育委員会生涯学習課が実施した「養成講座」を修了し、乳幼児を持つ親が集まって子育てについての悩みや不安を出しあったり、子育てや遊びについて学習しあったりするなど、仲間づくりのお手伝いをするボランティア。

(5) 社会保障制度の充実

高齢社会における医療と介護、老後の生活保障を支えるため、国民健康保険事業の健全化や医療費の適正化、国民年金制度の周知及び相談、介護保険制度のサービス確保等に努めます。

(6) 地域ケアシステムの構築

住み慣れた地域社会の中で、子どもからお年寄りまでともに暮らせる福祉社会の実現を図るため、福祉ボランティアや住民が自ら参加する地域内ケアシステム(※)の構築と相互扶助の普及・啓発に努めます。また、地域づくり活動と連動した住民の要請に応える体制づくりに努め、地域主催の子育て教室や介護教室等への講師派遣や情報提供を進めます。

※ 地域内ケアシステム：集落や隣近所などの小社会において、医療・保健・福祉分野で連携を図りながら、個々の住民に最適なサービスを地域住民を交えて展開する支援方式。家族負担の軽減と相互扶助の醸成によるコミュニティ社会の再生をめざす。

(7) 消防・防災・防犯・交通安全対策の充実

「東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域の指定」を踏まえ、急傾斜地・地すべり対策、公共施設の耐震化や避難所の整備、食糧・資機材の備蓄を行うとともに、自主防災組織や防災ボランティアの育成、情報・広報体制の整備を図るなど、災害に強いまちづくりをめざします。また、広域消防の要としての消防庁舎の整備を進めるなど救急・消防体制の充実や交通安全対策、犯罪防止対策の充実による安全・安心のまちづくりを進めます。

※健康と安全・安心のまちづくり【主な施策】

施策の展開	主な施策
保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・予防事業の充実 ・医療の高度化・救急医療体制・地域内連携の充実 ・健康増進センター（仮称）の整備 ・医療機器等の計画的整備 ・福祉医療助成制度の充実 ・「日本医療機能評価機構」評価認定事業への参加
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健福祉計画の推進 ・高齢者生活福祉センター増設事業(作手) ・介護保険制度の適正運営・基盤整備 ・住環境や公共施設の総合的整備 ・在宅介護支援や福祉施設サービスの充実 ・地域内相互扶助の推進 ・社会参加、生きがい対策の充実
社会福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画の策定 ・社会福祉協議会の充実・連携強化 ・社会福祉・障害者福祉の充実 ・母子父子福祉、低所得者福祉の充実 ・就労の場の整備・支援
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児（児童）センターを備えた保育所（園）の新築・改築 ・保育所（園）施設の整備(鳳来) ・ファミリーサポートセンターの整備 ・保育・子育て支援の充実 ・子育て教室・ネットワーク活動支援 ・児童虐待防止対策の充実
社会保障制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度の充実（国民年金、国保、介護保険の適正運用）

地域ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・相互扶助の普及・啓発 ・子育て教室・介護教室の地域開催 ・福祉ボランティアの育成
消防・防災・防犯・交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎整備事業 ・高機能消防指令センター整備事業 ・消防機械器具の充実 ・消防水利の確保 ・防災行政無線整備(高機能情報通信対応) ・消防団及び自主防災組織の充実 ・防災拠点施設等の整備 ・防災施設・設備と避難路の整備充実 (防災拠点・資機材、土砂災害情報相互通報システム、避難所(路)等) ・防災マップ・啓発車両の整備 ・作手村総合庁舎耐震工事 ・地震対策緊急整備事業の推進 ・地震防災緊急事業5ヵ年計画の推進 ・急傾斜地・地すべり対策・砂防事業の推進 ・防犯施設の整備と防犯体制の確立 ・通学路・歩道の整備と安全教育

5 個性を磨く教育・文化のまちづくり

(1) 学校教育の充実

小・中学校における学校教育施設・設備の整備や耐震補強のための改修等を進めるとともに、情報化教育や海外派遣・外国人講師による国際理解教育など時代を反映した学習の充実を図ります。また、食農教育や地域学習・体験学習・ボランティア学習など、教育カリキュラムの充実を通じ、子どもの個性と成長に合わせた教育の推進や次代を担う郷土愛に満ちた人材の育成、地域と学校との連携強化に努めるほか、PTA活動の充実や学校・教育を考える住民ネットワークの構築、教職員の資質向上に向けた幅広い研修活動への参加を推進します。

(2) 生涯学習の推進

若者から高齢者まで、住民の多様な学習ニーズに対応するため、図書館や資料館などの生涯学習施設の整備や公民館などの既存公共施設の機能強化・有効活用を進めます。また、地域資源を題材にした郷土学習の推進を図るとともに、様々な分野の学習を保障するため、講師の育成や確保をはじめ、学習情報の体系化や年間を通じた各種市民講座の開催に努めます。

(3) 文化・スポーツ活動の充実

文化・スポーツ活動の推進を図るため、地域内バランスに配慮した各種施設の整備を進めるとともに、住民ニーズに対応する既存施設の有効活用を図ります。また、文化協会や体育協会をはじめとする関係団体の連携を図り、サークル活動の充実や交流、発表の機会や各種イベント・大会の開催など、だれもが楽しみながら参加できる環境整備を進めます。

(4) 歴史文化財の継承と活用

天然記念物や歴史建造物・史跡をはじめ、伝統芸能や祭りなどの文化財の継承、埋蔵文化財等の保護・保存に努めるほか、学校教育・生涯学習への教材化や観光資源としての活用、伝承団体の育成を図り、郷土の歴史と文化に対する住民理解と意識の高揚に努めます。

(5) 青少年の健全育成

子どもの健やかな成長を育むために、家庭教育に関する学習機会や情報、相談体制の充実を図るとともに、子どもを地域社会全体で育てる運動の啓発と活動の推進を図ります。また、新市の将来を担う青少年が、地域社会の中で主体的に活動する機会を創出するため、青少年交流施設の充実や青少年団体の育成、青少年交流の促進をはじめ、健全な成長を妨げる社会風潮や風俗の排除、地域行事における活動機会の提供などに地域をあげて取り組みます。

(6) 国際化への対応

情報通信技術の急速な発展や経済活動のグローバル化(※)が進む中、広い視野を持って自国文化や異文化を理解し尊重する国際性豊かな人材の育成が、地域の活性化や地域アイデンティティ(※)の確立に欠かせません。国際交流協会を核とした住民レベルでの国際交流活動や国際理解教育、海外派遣等を通じた国際感覚や国際協力意識の醸成、在住外国人の参加・連携によるまちづくりを進めます。

※ グローバル化：世界的規模化、地球化、国際化。 ※ アイデンティティ：独自性、個性、素性。

※個性を磨く教育文化のまちづくり【主な施策】

施策の展開	主な施策
学校教育の充実	・ 学校施設の改修・整備 【老朽化・拡張に伴うもの】 （ プール改築工事、体育館改築工事、 グラウンド拡張工事、校舎内部改修工事、 ランチルーム改修工事、 校舎等移転整備工事（校舎・体育館・プール） ）

	<p>【耐震対策に伴うもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔 体育館耐震補強工事、校舎耐震補強工事 学校施設耐震補強工事 〕 ・ 学校設備の充実 <ul style="list-style-type: none"> 〔 地元材活用机・椅子整備事業 空調施設整備事業 (小中学校：コンピューター室、給食室等) 〕 ・ 個性と成長を尊重する学校教育カリキュラムの充実 <ul style="list-style-type: none"> 〔 体験活動・ボランティア・地域学習の推進【再掲】 (地域資源の教材化、地域人材の活用) 環境教育の推進 (教育の森の整備活用【再掲】) 福祉・道徳・人権教育の推進 障害児教育の充実 (就学相談・指導体制の整備、通級指導教室検討) 国際理解教育の推進 (外国人講師派遣、海外派遣、総合学習対応等) 〕 ・ 不登校児(生徒)への対応策の充実 ・ 教育・学校を考える住民ネットワークの構築 ・ 学校給食の充実 (食農教育、施設・設備の整備) ・ P T A活動の充実 ・ 教職員の資質向上に向けた研修参加の奨励
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> 〔 講師育成、地域資源の教材化【再掲】、学習情報 の体系化、各種市民講座の開催、大学との連携 〕 ・ 山村交流施設の整備 (ホール、図書室) (作手) ・ 図書館の整備 (鳳来)・充実 (情報ネットワークシステム) ・ 公民館・コミュニティ活動の充実 ・ 基幹公民館等の整備 (鳳来ほか) ・ 博物館・資料館の充実 ・ まちなか博物館・屋根のない博物館の充実 ・ 生涯学習施設の機能強化・有効活用
文化・スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市誌の編纂及び作手村誌 (100周年記念事業) の編纂 ・ 総合体育館等の整備 (新城) ・ 鬼久保ふれあい広場の整備 (作手) ・ 芸術祭・文化祭、各種スポーツ大会の開催・誘致 ・ 地域文化・スポーツ活動の推進 ・ 総合型地域スポーツクラブの育成 ・ 文化・体育団体の連携強化

歴史文化財の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡長篠城址の保存整備 ・ 歴史文化財の継承と活用 ・ 歌舞伎等郷土芸能の保存伝承 ・ 地域史料の収集保存 ・ 指定文化財の充実・埋蔵文化財の保護 ・ 近代産業遺産・遺物の調査研究
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年交流施設の整備(作手) ・ 青年の家の改修(新城) ・ 青少年の健全育成の推進と地域活動への参加促進 ・ 家庭・地域教育の充実
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外友好(姉妹)都市等海外・国際交流の推進 ・ 国際交流協会の充実、ボランティアの育成 ・ 国際理解教育の推進【再掲】 (外国人講師派遣、海外派遣等) ・ 市民交流機会の創出 (「愛、地球博」「世界オリエンテーリング大会」等)

6 住民参加と協働のまちづくり

(1) 市民交流と融和の推進

新市の発足に伴う一体感の醸成を図るため、これまで旧市町村単位や一定の地域で行われてきた観光・文化・スポーツ等のイベントについて、住民参画や企画の範囲を広げることで、新市における市民交流の促進を図ります。特に、当地域の特色でもある「戦国史跡」や「伝統芸能」を活用したイベントの連携により、新市の知名度の向上と住民の郷土愛を育てます。

(2) まちづくり活動の推進と組織の育成

様々な感性や能力、知恵、技術を持つ住民自身が、個々の価値観とまちづくりを結び付け主体的にまちづくり活動に参加することは、地域活性化にとって重要です。行政区(集落)をはじめコミュニティやボランティア、まちづくりグループ、NPO(※)、各種文化・スポーツ団体、PTA、青年団など、「協働のまちづくり」の担い手となる多様な主体の育成を図るため、情報の共有や核となる人材の育成、相互の連携体制の確立、拠点となるコミュニティ・社会教育施設の整備など、活動支援を進めます。また、住民自治の推進を図るための「自治組織」についての調査・研究を進めます。

※ NPO: Non-Profit Organization: 「民間非営利組織」。社会的な使命の達成を目的に、住民が連携し、自発的かつ非営利に社会的、公益的活動を継続的・発展的に展開する組織。

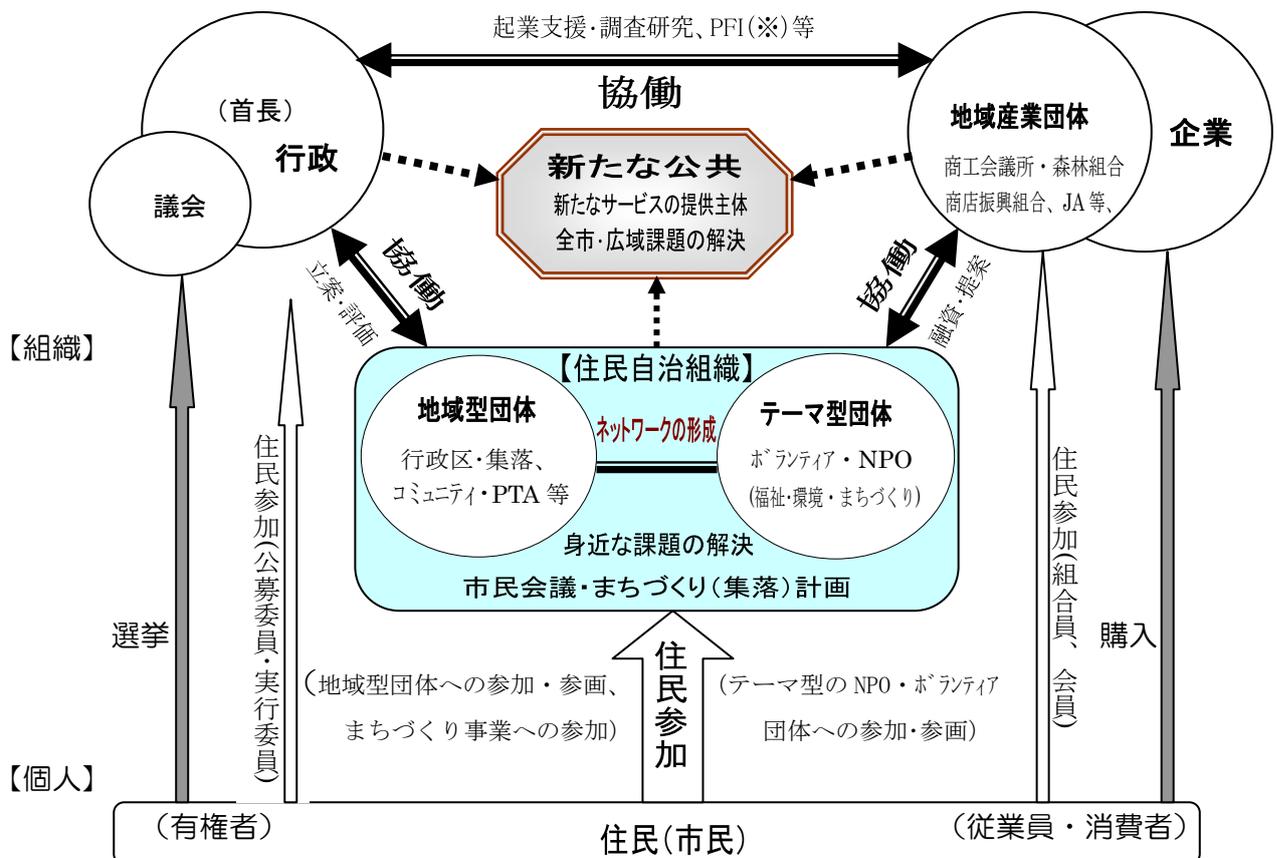
(3) 住民参加の促進

行政に対する住民ニーズの多様化や高度化が進む中、引き続き効率的で満足度の高い公共サービスを維持し、住民の一人ひとりが住むことに誇りを持てる地域社会を実現するためには、行政運営のパートナーとしての「住民参加」のあり方を、行政と住民の双方が改めて見直し確立する必要があります。

そこで、行政として、行政施策や事業の計画・企画段階からの住民参画を推進するとともに、各種委員会・審議会における住民参加の拡充や会議の公開、パブリックコメント（※）の実施、行政情報の公開、自主的住民活動への支援をめざしたサポートセンターの充実を進めるなど、行政運営に「住民参加」を位置づけるように努めます。また、住民自身による、各種まちづくり事業への積極参加やネットワークの形成、身近な生活課題の解決と地域内自治の確立に向けた全市的な「まちづくり会議(市民会議)」の設立や地域別の「まちづくり計画(集落計画)」の策定を進めるなど、自治意識の醸成を推進します。

※ パブリックコメント：行政が行う計画策定や、規制を制定・改廃する場合などに、あらかじめ行政の原案に対する住民意見を広く募集し、反映させること。

※ 「住民参加」と「協働」の概念図

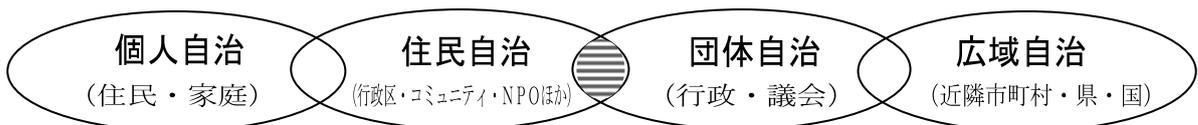


※ PFI：Private Finance Initiative：「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

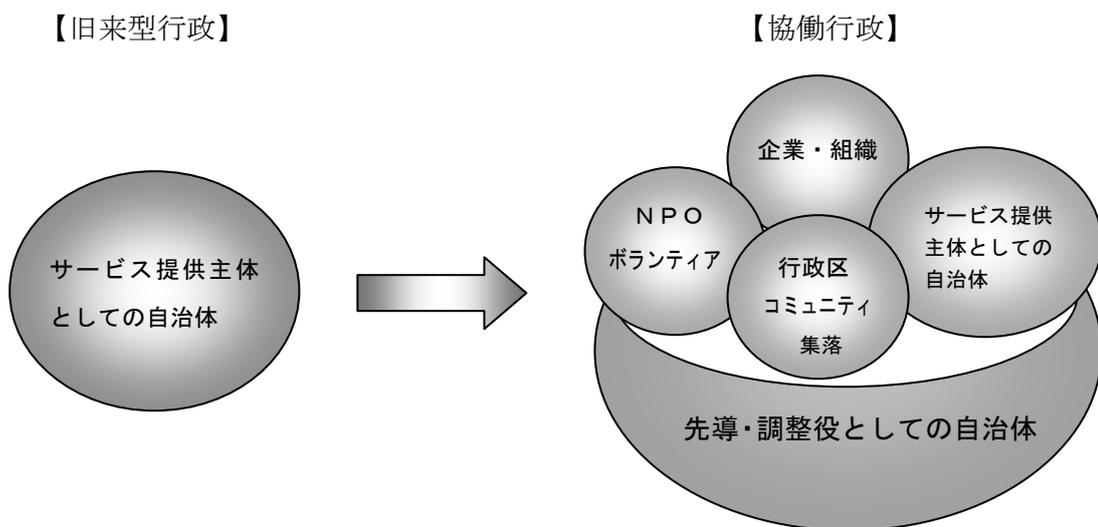
(4) 協働行政の推進体制の確立

住民一人ひとりが自ら考え自ら行動し自らを律する「自治」の原則を踏まえ、公共サービスとまちづくりの担い手としての住民・行政双方の連携による協働のまちづくりを推進します。そのためには、個人自治（住民・家族）と住民自治（行政区・コミュニティ）、団体自治（行政・議会）、広域自治（近隣自治体、県、国）による「自治の補完性（※）」に基づく行政運営の基本理念の構築とルールづくりが必要であり、住民ワークショップ等を通じた協働行政の浸透を図ります。また、「行政（公共）」の役割分担（※）によるサービス提供方法の見直しや協働から生まれる新たなサービスの展開による公共サービス全体の効率性と質の向上を図ります。

※地方自治における「自治の補完性」：個人でできることは個人で（個人自治）、地域社会でできることは地域社会で行い（住民自治）、できない部分を行政が補い（団体自治）、さらに、より広域的な行政体が補う（広域自治）。下図における「住民自治」と「団体自治」の交点が「協働」にあたる。各自治とも対等の関係にあり互いに連携しあう。



※行政（公共）の役割分担：旧来、自治体のみが行ってきた住民サービスの提供を多様な主体がそれぞれの特徴を活かしながら担う。



(5) 男女共同参画社会の実現

男女共同参画基本計画を策定し、固定的な性別役割分担意識の解消と保育制度の充実を含めた働く女性の就業環境や労働条件を整備するとともに、育児や介護への男性の参画を促進する啓発活動を充実することで、男女が共に地域社会活動へ参加できる環境を創出します。

(6) 広域連携と交流促進

友好都市との交流や地域間の交流・連携を通じた地域の活性化と個性の創出に努める一方、道路網や公共交通機関の整備・充実、環境対策・災害時の連携など、広域的な課題への対応を図るため、近隣自治体や関係団体との相互協力、広域行政の取り組みを一層推進します。

※住民参加と協働のまちづくり【主な施策】

施策の展開	主な施策
市民交流と融和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民憲章の制定 ・長篠・設楽原の戦い関連 PR 事業【再掲】 ・産業祭りの開催と連携【再掲】 ・芸術祭・文化祭の開催【再掲】 ・各種スポーツ大会の開催・誘致【再掲】 ・地域文化・スポーツ活動の推進【再掲】 ・文化・体育団体の連携強化【再掲】
まちづくり活動の推進 と組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ、ボランティア、NPO等の育成 ・住民組織・NPO等への活動支援 ・情報公開の充実による情報の共有化 ・人材の育成（市民講座・まちづくり学習・人材バンク登録） ・コミュニティ・社会教育施設の整備
住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会・審議会における住民参加の充実と会議及び内容の公開 ・パブリックコメント制度（意見募集）の導入 ・行政懇談会の定期開催【地域審議会との連携】 ・行政情報の公開（情報基盤の整備） ・住民活動サポートセンターの充実 ・各種まちづくり事業の推進 ・「住民自治組織」の調査研究
協働行政の推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・住民ワークショップ方式の定着支援 ・まちづくり会議（市民会議）の設置支援 ・まちづくり計画（集落計画）の策定支援 ・住民と行政の協働による自治基本条例（住民参加条例）の調査研究 ・行政パートナー制度の導入検討 ・行政職員の意識改革に向けた研修・外部監査の充実

男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画基本計画の策定 (推進体制の確立、行動計画・条例化の検討) ・ 学校等における男女共同参画教育の充実と啓発 ・ 各種委員会・審議会への女性委員の登用
広域連携と交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベント・市民交流の推進 ・ 姉妹都市・友好市町村・山村都市交流【再掲】の推進 ・ 広域市町村圏協議会、東三河地方拠点都市地域整備推進協議会との連携（広域課題の調査研究・推進） ・ 道路網ネットワーク・公共交通網の整備【再掲】 ・ 観光広域連携（ネットワーク化）の推進

7 健全な行財政運営をめざすまちづくり

(1) 情報公開制度の充実

協働行政の推進に伴う説明責任を果たすため、個人や法人のプライバシーの保護に配慮しながら情報公開制度の充実を図るとともに、広報広聴活動の充実やインターネットなどの媒体を通じた行政情報の提供に努めます。また、戸籍や行政事務の電算化をはじめ、支所や図書館などの公共的施設のネットワーク化を進め、迅速で質の高い行政サービスの提供と住民が利用しやすい環境づくりに努めます。

(2) 行政改革の推進と行政評価制度の導入

地方分権時代に相応しい自治行政能力の向上と多様化・高度化する行政需要に的確かつ迅速に対応するため、職員の資質の向上や行政組織の見直し、適切な人員配置を行うとともに、行政改革の一層の推進と実効性の確保を図るため、事務事業の見直しや重点化にあたって、住民への情報開示と経営的視点の浸透をめざした行政評価制度の導入と監査機能の充実を進めます。また、合併に伴う住民生活への急激な影響や「サービスと負担の公平化」に配慮した効率的な行政運営に努めます。

(3) 定員適正化計画の策定

住民にとって分かりやすい行政組織づくりに努めるとともに、定員適正化計画を速やかに策定し、合併効果を活かす計画的な定員管理と住民ニーズ、地域ニーズに応じた職員の適正配置など、弾力的な人員配置に努めます。

(4) 公有財産の適正管理と活用

公有財産の適正管理と有効活用を図るため、管理体系の見直しと財産台帳の整備に努めます。また、公共施設の有効活用を図るため、民間事業者や市民ボランティア、NPOなどの各種団体との連携を図るなど民間活力を積極的に活用するとともに、新庁舎の建設など大規模公共施設の工事にあたっては、経費の削減に努めます。

(5) 自主財源の確保と効率的財政運営

国・地方財政の悪化と三位一体改革の推進に伴う地方交付税の削減や補助金の見直し等により、財源の多くを国・県に依存する新市の財政運営は、引き続き厳しい状況が予想されます。そこで、将来にわたり、安定的な行政運営を可能とする財政基盤を確立するため、行政改革や行政評価制度による事業の重点化と効率化、経費の節減に努める一方、合併効果を活かした長期的、総合的な展望に立った財政計画を策定するなど、効率的で計画的な財政運営に努めます。また、行政運営の状況を把握するためのバランスシートの作成など、財政状況の公表に努めるほか、産業振興による税収増や市税の収納率の向上、森林環境水源税など、自主財源・税源の確保と国・県の補助事業の活用、将来の負担を考慮した上での合併特例債を含めた地方債の効果的活用、行財政の公平性や効率性、透明性の確保を図る監査機能を充実させるため、監査委員の専門的能力の維持向上をめざした継続的な研修の実施等に努めます。

(6) 総合計画と財政計画の整合

財政計画の実効性を高めるため、合併後に策定される新市総合計画の「基本計画」及び「実施計画」との整合を図るとともに、各年度における予算編成との連動に努め、財政運営の安定化を図ります。

※健全な行財政運営をめざすまちづくり【主な施策】

施策の展開	主な施策
情報公開制度の充実	<ul style="list-style-type: none">・電子自治体の構築【再掲】 (戸籍事務等の電算化、図書館情報システム・分館ネットワークの構築【再掲】)・情報公開制度の充実・広報広聴活動の充実 (広報紙、ホームページ、広聴の制度化)・地域情報基盤整備事業の推進【再掲】

<p>行政改革の推進と 行政評価制度の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価制度の導入と公表 ・ 行政改革大綱の策定と推進 ・ 監査機能の充実 ・ 職員研修の充実
<p>定員適正化計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員適正化計画の策定と推進 ・ 専門職など弾力的な人員配置
<p>公有財産の適正管理と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理体系の見直しと財産台帳の整備 ・ 施設管理への民間活力の導入 ・ 公共的施設の有効活用 ・ P F I 制度の導入検討 ・ 新庁舎建設に向けた調査研究及び建設事業 ・ 土地管理システムの導入、基準点設置事業の実施
<p>自主財源の確保と 効率的財政運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政計画の策定 ・ バランスシートの作成（財政状況の公表） ・ 監査機能の充実【再掲】（研修等） ・ 合併特例債等、地方債の効果的活用 ・ 自主財源の確保 （負担・賦課の適正化、収納率の向上等） ・ 税源の確保（森林環境水源税等）
<p>総合計画と財政計画の整合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画と財政計画、予算編成の連動

第VI編 愛知県事業の推進

第VI編 愛知県事業の推進

第1章 愛知県の役割

愛知県は、新市が抱える第二東名高速道路や三遠南信自動車道などの大規模プロジェクトをはじめ、地域産業の活性化、東海地震等に備えた防災対策、少子高齢化に対応した福祉施策の充実など多くの課題を支援するため、新市の施策と連携しながら各種の施策を積極的に展開していきます。

また、愛知県は新市の一体的なまちづくりのための事業や広域的・効率的なサービス提供のための事業等に対して、市町村合併特例交付金による財政的支援を行います。

第2章 新市における主な愛知県事業

1 自然環境の保全と共生のまちづくり

新市の最大の特徴である豊かな自然環境を保全するとともに、自然資源を活かしたまちづくりのための整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
河川改修事業	1級河川 矢作川水系巴川改修の検討 (作手)
	1級河川 菅沼川改修の検討 (作手)

2 活力あふれる産業振興のまちづくり

第二東名高速道路インターチェンジ建設予定地周辺において、新たな産業展開を促進します。

農林業については、かんがい排水や林道など各種生産基盤の一層の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
農林業基盤整備事業	緊急老朽ため池整備事業の推進 (新城：日焼池地区、重川池地区)
	老朽ため池等整備事業の推進 (新城：滝沢池地区、西堤池地区)
	かんがい排水事業の推進 (豊川総合用水三期地区)
	農地環境整備事業の推進 (作手：作手黒瀬地区)
	過疎山村地域代行林道事業の推進 (鳳来：大島黒沢線、作手：神田道瓦線)

3 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり

地域内の交流促進はもとより、地域外からの交流促進も図られるよう、広域幹線道路等の地域内外の交通ネットワークの整備を推進します。

また、新市の均衡ある発展のための情報通信基盤の整備については、新市と協力して促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
道路改築事業	国道151号新城バイパスの整備 (新城：八束穂・竹広地内)
	一般県道清岳新城線の整備 (新城：片山地内)
	〃 整備の検討 (作手：田代・杉平地内)
	主要地方道豊橋鳳来線整備の推進 (鳳来：乗本地内)
	主要地方道豊川新城線整備の推進 (新城：稲木地内始め)
	国道257号鳳来拡幅の整備 (鳳来：下吉田地内)
	主要地方道鳳来東栄線整備の検討 (鳳来：海老地内)
	主要地方道豊橋新城鳳来線整備の検討 (鳳来：黄柳野地内)
	国道257号鳳来只持バイパス整備の検討 (鳳来：只持地内)
	主要地方道岡崎設楽線整備の推進 (作手：善夫・菅沼地内)
一般県道保永海老線整備の推進 (作手：杉平地内)	
代行道路改良事業	過疎山村地域代行道路事業の検討 (町村道)
橋梁整備事業	一般県道新城引佐線の整備 (新城：(仮称) 野田城大橋)

4 健康と安全・安心のまちづくり

地域住民の安全を確保するため、交通安全対策、防災対策事業などを促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
交通安全事業	国道151号長篠交差点改良の推進 (鳳来)
交通安全施設整備事業	交通安全施設の整備
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊防止施設の整備 (作手：経蔵区域)
	急傾斜地崩壊防止施設整備の推進 (作手：本城区域)

事業名	事業概要
通常砂防事業	砂防堰堤の整備 深沢川（新城） 清水川（鳳来） 赤松沢（鳳来） 大鹿沢（鳳来） 長筋沢（作手） 高里一の沢第1支川（作手）
	砂防堰堤整備の推進 黒口沢（新城）
砂防事業	砂防河川改修の検討（作手：田代川）
治山事業	公共治山事業の検討
	緊急小規模治山対策事業の検討
	小規模治山事業の検討

第3章 愛知県への要望事業

愛知県がとりまとめた新市における主な県事業については上記のとおりですが、新市においては、自然環境の保全、生活環境・都市基盤、健康・福祉、教育文化等の各分野の事業の推進について、愛知県に今後とも要望していきます。

第Ⅵ編 公共的施設の適正配置と統合整備

第Ⅶ編 公共的施設の適正配置と統合整備

公共的施設の適正配置と統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう地域特性や地域間のバランスを考慮しながら、一体的かつ効率的なまちづくりの観点から逐次検討していくことを基本とします。統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮します。

なお、当面の間、新城市役所を新市の事務所として活用し、合併に伴い総合支所となる現鳳来町・作手村役場庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムの統合など必要な機能の整備を図ります。

第Ⅷ編 財政計画

第Ⅷ編 財政計画

新市の財政計画は、歳入・歳出の各項目ごとに各市町村の現行制度や過去の実績、今後の経済情勢を見通し、合併年度及びこれに続く15年度間（平成17年度から平成32年度まで）の財政見通しについて、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、合併特例債等の国・県の財政支援措置を勘案しつつ、継続して実施する事業のための経費や新市として新たに実施する建設事業のための経費、事務事業の合理化・効率化による削減経費等を反映しています。

第1章 前提条件の設定

1 歳入

(1) 地方税

過去の実績や今後の経済見通しを踏まえ、現行の税制度を基本に、合併協議会における調整方針を勘案して推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）や合併直後の臨時的経費に係る合併補正等の財政支援措置を見込んで推計しています。さらに、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置を併せて推計しています。

(3) 分担金・負担金、使用料・手数料

過去の実績を踏まえ、合併協議会における調整方針を考慮し推計しています。

(4) 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分については、過去の実績等から算出し、新市まちづくり計画（新市建設計画）に登載する事業分については、合併に係る財政支援措置（合併市町村補助金、県市町村合併特例交付金）を見込んで推計しています。

(5) 繰入金

財政調整基金などの繰入れや合併市町村の地域振興のための基金（合併市町村振興基金）の活用を見込んで推計しています。

(6) 地方債

新市まちづくり計画（新市建設計画）に登載する事業に係る合併特例債や通常債等を見込んで推計しています。

2 歳出

(1) 人件費

一般職については、退職者の補充を抑制することによる削減、特別職、議会議員及び各種委員会委員については、合併協議会における調整方針に基づく影響額を見込んで推計しています。

(2) 物件費

過去の実績を踏まえ、合併協議会における調整方針や合併による経費削減効果を見込んで推計しています。

(3) 扶助費

過去の実績を踏まえ、合併協議会における調整方針に基づく影響額を見込んで推計しています。

(4) 補助費等

過去の実績を踏まえ、合併協議会における調整方針に基づく影響額を見込んで推計しています。

(5) 公債費

平成15年度までの地方債借り入れに対する償還予定額に、平成16年度以降の通常債及び減税補てん債の借り入れ見込み、新市まちづくり計画（新市建設計画）における主要事業の実施に係る合併特例債を加算して推計しています。

(6) 積立金

合併後の市町村振興のためのまちづくり振興基金（合併市町村振興基金）創設に伴う基金積立を見込んで推計しています。

(7) 繰出金

過去の実績を踏まえ、合併協議会における調整方針に基づく影響額を見込んで推計しています。

(8) 投資・出資・貸付金

過去の実績を踏まえ、合併協議会における調整方針に基づく影響額を見込んで推計しています。

(9) 普通建設事業費

新市まちづくり計画（新市建設計画）に基づく事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んで推計しています。

第Ⅸ編 新市まちづくり計画の推進

第2章 歳入歳出の見通し

1 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地 方 税	6,623	6,761	7,523	7,661	7,345	7,196	7,287	7,077	7,214	7,230	7,204	7,218	7,231	7,179	7,179	7,179
地 方 譲 与 税	580	804	389	373	350	341	331	320	320	320	320	320	320	320	320	320
利 子 割 交 付 金	34	25	34	33	28	27	22	20	20	20	20	20	20	20	20	20
配 当 割 交 付 金	19	26	29	15	12	14	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15
株式等譲渡所得割交付金	29	27	24	5	6	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
地方消費税交付金	506	530	512	479	511	510	495	510	510	510	510	510	510	510	510	510
ゴルフ場利用税交付金	123	118	120	120	117	105	97	102	102	102	102	102	102	102	102	102
自動車取得税交付金	422	444	386	332	198	165	136	150	153	156	159	162	165	168	168	168
地方特例交付金	228	174	40	79	135	140	129	24	24	24	24	24	24	24	24	24
地方交付税	5,446	5,175	4,764	5,175	5,570	6,060	6,309	5,750	5,969	6,137	6,112	6,027	5,819	5,609	5,444	5,205
交通安全対策特別交付金	11	12	12	11	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
分担金及び負担金	306	323	336	324	339	357	368	306	309	312	315	318	321	324	324	324
使用料及び手数料	702	688	595	589	609	576	561	609	540	541	542	543	544	545	545	545
国庫支出金	1,099	1,199	1,766	1,065	2,807	1,851	1,737	1,639	1,864	2,071	1,770	2,190	2,272	2,412	2,049	1,963
県支出金	1,235	1,138	1,373	1,246	1,307	1,192	1,157	1,155	1,247	1,248	1,185	1,108	1,108	1,117	1,126	1,136
財産収入	38	60	56	86	78	75	27	39	27	27	27	27	27	27	27	27
寄付金	3	21	5	13	8	16	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4
繰入金	1,071	207	86	65	227	130	52	154	650	512	314	282	1,160	186	137	333
繰越金	1,009	832	997	965	1,123	1,087	1,370	639	300	300	300	300	300	300	300	300
諸収入	804	727	854	836	1,202	794	732	835	839	843	847	851	855	860	865	870
地方債	2,271	3,289	3,236	2,092	1,750	1,868	1,516	4,530	2,465	2,880	3,433	1,935	1,942	2,285	1,616	1,503
合 計	22,559	22,580	23,137	21,564	23,733	22,519	22,361	23,893	22,588	23,268	23,219	21,972	22,755	22,023	20,791	20,564

2 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人 件 費	5,664	5,637	5,449	5,258	5,540	5,077	4,996	5,051	4,945	4,783	4,845	4,920	4,771	4,669	4,642	4,595
扶 助 費	1,513	1,533	1,616	1,666	1,732	2,375	2,533	2,582	2,750	2,801	2,853	2,908	2,965	3,025	3,087	3,151
公 債 費	3,007	2,835	2,808	2,941	2,957	2,966	2,905	2,822	2,983	2,868	2,626	2,585	2,497	2,423	2,350	2,269
物 件 費	3,445	2,862	2,672	2,567	2,793	2,883	3,140	3,268	3,299	3,366	3,435	3,506	3,580	3,656	3,734	3,814
維 持 補 修 費	138	121	116	156	176	139	181	97	147	147	147	147	147	147	147	147
補 助 費 等	1,520	1,372	1,356	1,644	2,736	1,708	1,614	1,696	1,749	1,935	1,965	1,965	1,796	1,796	1,796	1,796
繰 出 金	1,979	1,941	1,956	1,947	1,889	2,060	2,120	2,311	2,368	2,400	2,472	2,568	2,528	2,528	2,528	2,528
積 立 金	107	1,005	32	343	626	546	535	1,322	6	6	114	6	580	106	106	6
投資・出資・貸付金	614	428	492	465	587	560	484	479	460	483	490	487	460	463	466	458
普通建設事業費	3,741	3,848	5,675	3,454	3,610	2,835	2,564	4,265	3,881	4,479	4,272	2,880	3,431	3,210	1,935	1,800
合 計	21,728	21,582	22,172	20,441	22,646	21,149	21,072	23,893	22,588	23,268	23,219	21,972	22,755	22,023	20,791	20,564

第Ⅸ編 新市まちづくり計画の推進

第1章 地域審議会の設置

合併に伴い「地域住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないか」、「地域間格差が一層広がるのではないか」などの住民不安へ対処するため、旧市町村単位ごとに新市の附属機関として地域審議会を設置します。

地域審議会では、新市建設計画の執行状況（計画変更）をはじめ、新市まちづくり計画（新市建設計画）に関し市長が認める事項について審議し答申をするほか、新市のまちづくりを推進するために地域住民の意見をまとめ、市長に意見を述べるなど、附属機関としての役割を果たします。

第2章 主要施策の具体化

新市まちづくり計画で示された主要施策については、新市における予算編成で具体化を図るものですが、基本方針のみを示した施策等については、新市総合計画を策定する際にも十分な検討を行い、施策の実現に向けて努力します。

なお、新市まちづくり計画を前期計画（平成17年度から平成23年度まで）と後期計画（平成24年度以降）に分けて、後期計画の主要施策を具体化する段階で、社会情勢や財政状況の変化等を考慮し、財政計画と併せて見直しを行うこととします。

第3章 計画実現に向けた体制づくり

新市まちづくり計画を実現し、多様化する住民ニーズに対応するためには、行財政の合理化・効率化を進め、新市のさらなる発展をめざした健全な行財政運営を図るための体制・基盤を確立する必要があります。そこで、新市まちづくり計画の進行状況の公表に努めるとともに、行政プロセスの各段階に住民参加を位置づけ、行政区やコミュニティ、NPOなどまちづくりの担い手となる「地域・住民組織」を通じた、新たな協働行政体制の確立を図ります。

新城市・鳳来町・作手村 新市まちづくり計画
（新市建設計画）
平成16年8月（変更 平成25年3月）

編集・発行

新 城 市

〒441-1392 愛知県新城市字東入船 6-1

電 話 0536-23-7620 F A X 0536-23-7296

URL <http://www.city.shinshiro.lg.jp>

E-mail kikaku@city.shinshiro.lg.jp